

水産政策審議会第52回漁港漁場整備分科会会議次第

日時：令和5年10月11日（水）午前10時00分～

場所：農林水産省8F中央会議室

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（協議事項）

1. 分科会長の選任について
2. 分科会長代理の指名について

（審議事項）

1. 漁港施設等活用基本方針の策定（原案）について
2. 漁港漁場整備基本方針の変更（原案）について
3. 模範漁港管理規程例の一部改正（原案）について

（その他）

- ・藻場・干潟ビジョンの見直しについて

4 閉 会

水産政策審議会第52回漁港漁場整備分科会資料一覧

- 資料1 漁港漁場整備分科会委員名簿
- 資料2 水産政策審議会漁港漁場整備分科会について
- 資料3 漁港漁場整備分科会における論点スケジュール（案）
- 資料4 第51回漁港漁場整備分科会での委員からの主な意見とその対応
- 資料5-1 漁港施設等活用基本方針の策定の概要について
- 資料5-2 漁港施設等活用基本方針の策定（原案）について
- 資料6-1 漁港漁場整備基本方針の変更の概要について
- 資料6-2 漁港漁場整備基本方針の変更（原案）について
- 資料7 模範漁港管理規程例の一部改正について
- 資料8-1 藻場・干潟ビジョンの見直しについて（概要）
- 資料8-2 藻場・干潟ビジョン（案）
- 参考資料1 漁港漁場整備法の改正について
- 参考資料2 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律
新旧対照条文
- 参考資料3 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（現行）
- 参考資料4 模範漁港管理規程例（現行）

漁港漁場整備分科会委員

氏 名	現 職	備考
あおき けんじ 青木 健治	北部太平洋まき網漁業協同組合連合会代表監事	新任
あべ くにお 阿部 国雄	北海道漁業協同組合連合会代表理事会長	
おいかわ すずむ 及川 晋	石巻漁業（株）代表取締役社長	新任
くどう たかふみ 工藤 貴史	東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授	
さだいけ ゆき 定池 祐季	東北学院大学地域総合学部政策デザイン学科准教授	
たかまつ みつえ 高松 美津枝	全国漁協女性部連絡協議会副会長	新任
はしもと ひろゆき 橋本 博之	明治大学専門職大学院法務研究科教授	

（委員数 7 名：五十音順、敬称略）

漁港漁場整備分科会特別委員

氏 名	現 職	備考
ふかがわ さおり 深川 沙央里	(株) クリエーション WEB PLANNING 代表取締役	

（特別委員数 1 名：五十音順、敬称略）

（委員・特別委員数 合計 8 名）

水産政策審議会 漁港漁場整備分科会について

水産庁
漁港漁場整備部

(1) 漁港漁場整備分科会の位置付け

【～令和6年3月31日】

水産政策審議会令

(平成十三年六月二十九日)(政令第二百三十号)

(組織)

第一条 水産政策審議会(以下「審議会」という。)に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(略)

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
資源管理分科会	(略)
漁港漁場整備分科会	一 <u>水産基本法の施行に関する重要事項のうち、漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものを調査審議すること。</u> 二 <u>漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u>

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決(次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。)をもって審議会の議決とすることができる。

(略)

【令和6年4月1日～】

水産政策審議会令

(平成十三年六月二十九日)(政令第二百三十号)

(組織)

第一条 水産政策審議会(以下「審議会」という。)に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(略)

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
資源管理分科会	(略)
漁港漁場分科会	一 水産基本法の施行に関する重要事項のうち、 <u>漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものを調査審議すること。</u> 二 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (昭和二十五年法律第百三十七号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決(次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。)をもって審議会の議決とすることができる。

(略)

【～令和6年3月31日】

「漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)」の規定により審議会の権限に属させられた事項に係る主な内容

① 漁港の指定(第6条)

農林水産大臣が第三種漁港及び第四種漁港の名称及び区域を定めて指定する際、水産政策審議会の議を経る。

② 漁港漁場整備基本方針(第6条の2)

農林水産大臣が漁港漁場整備基本方針を定めようとする際、水産政策審議会の意見聴取。

③ 漁港漁場整備長期計画(第6条の3)

農林水産大臣が漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとする際、水産政策審議会の意見聴取。

④ 特定漁港漁場整備事業(第19条)

農林水産大臣が特定漁港漁場整備事業に係る許可の基準を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑤ 漁港管理者の決定(第25条)

農林水産大臣が第三種漁港及び第四種漁港の漁港管理者を決定する基準を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑥ 漁港管理規程例の制定及び変更(第34条)

農林水産大臣が模範漁港管理規程例を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑦ 漁港施設とみなされる施設(第40条)

農林水産大臣がみなし漁港施設を認可する際、水産政策審議会の議を経る。

⑧ 審査請求(第43条)

農林水産大臣が審査請求を裁決する際、水産政策審議会の意見聴取。

⑨ 漁港施設等活用基本方針(漁港及び漁場の整備等に関する法律附則第2条(施行前の準備)に基づき実施)

農林水産大臣が漁港施設等活用基本方針を定めようとする際、水産政策審議会の意見聴取。

【令和6年4月1日～】

「漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)」の規定により審議会の権限に属させられた事項に係る主な内容

① 漁港の指定(第6条)

農林水産大臣が第三種漁港及び第四種漁港の名称及び区域を定めて指定する際、水産政策審議会の議を経る。

② 漁港漁場整備基本方針(第6条の2)

農林水産大臣が漁港漁場整備基本方針を定めようとする際、水産政策審議会の意見聴取。

③ 漁港漁場整備長期計画(第6条の3)

農林水産大臣が漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとする際、水産政策審議会の意見聴取。

④ 特定漁港漁場整備事業(第19条)

農林水産大臣が特定漁港漁場整備事業に係る許可の基準を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑤ 漁港管理者の決定(第25条)

農林水産大臣が第三種漁港及び第四種漁港の漁港管理者を決定する基準を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑥ 漁港管理規程例の制定及び変更(第34条)

農林水産大臣が模範漁港管理規程例を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑦ 漁港施設等活用基本方針(第40条)

農林水産大臣が漁港施設等活用基本方針を定めようとする際、水産政策審議会の意見聴取。

⑧ 漁港施設とみなされる施設(第66条)

農林水産大臣がみなし漁港施設の指定に係る基準を定める際、水産政策審議会の議を経る。

*なお、審査請求(第43条)については、削除。

(2) 直近5年の議事

漁港漁場整備分科会における直近5年間の議事

年度	年月日	回	審議・協議 諮問・答申・報告	内 容	分科会長選任・分科会長 代理指名の別	②基本方針 ③長期計画	⑥模範漁港管理規程例 ⑧みなし漁港施設 ⑨審査請求
R5	R5.7.5	第51回	審議	漁港施設等活用基本方針の策定について（諮問第425号）		②基本方針	
	"	"	"	漁港漁場整備基本方針の変更（原案）について（諮問第426号）		②基本方針	
	"	"	"	模範漁港管理規定例の一部改正（原案）について（諮問第427号）			⑥模範漁港管理規程例
R4	R4.5.25	第49回	答申	行政不服審査請求について（答申）			⑨審査請求
	"	"	報告	新たな漁港漁場整備長期計画の推進に向けた今度の対応について		③長期計画	
R3	R4.3.10	第48回	答申	漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について（答申）		②③基本方針・長期計画	
	"	"	諮問	不服審査請求（諮問第380号）			⑨審査請求
	R4.2.8	第47回	審議	漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見直し（原案）について		②基本方針	
	"	"	"	新たな漁港漁場整備長期計画（原案）について		③長期計画	
	R4.1.19	第46回	審議	漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見直し（素案）について		②基本方針	
	"	"	"	新たな漁港漁場整備長期計画の骨子案について		③長期計画	
	R3.10.29.	第45回	協議	分科会長の選任について	分科会長の選任		
	"	"	"	分科会長代理の指名について	分科会長代理指名		
	"	"	審議	新たな漁港漁場整備長期計画の構成等について		③長期計画	
	"	"	"	漁港漁場整備基本方針の変更の視点について		②基本方針	
R3.7.26	第44回	諮問・答申	漁港施設としてみなされる施設の指定について（諮問第363号）			⑧みなし漁港施設	
"	"	諮問	諮問第364号 漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について（諮問第363号）		②③基本方針・長期計画		
R2	R3.2.9	第43回	報告	漁港漁場長期計画の進捗状況について		③長期計画	
	"	"	"	漁港漁場漁村をめぐる情勢			
R元	R2.2.5	第42回	協議	分科会長の選任について	分科会長の選任		
	"	"	"	分科会長代理の指名について	分科会長代理指名		
	"	"	報告	漁港漁場長期計画の進捗状況について		③長期計画	
H30	H30.11.28	第41回	協議	分科会長の選任について	分科会長の選任		
	"	"	"	分科会長代理の指名について	分科会長代理指名		
	"	"	諮問・答申	模範漁港管理規程例の一部改正について			⑥模範漁港管理規程例

	漁港施設等活用基本方針の策定	漁港漁場整備基本方針の変更	模範漁港管理規程例の一部改正
第1回 (R5.7.5) (諮問)	諮 問 (法改正に伴う対応の方向性)		
第2回 (R5.10.11) (原案)	記載内容の 具体の確認	変更内容の 具体の確認	改正内容の 具体の確認
第3回 (R5.11想定) (答申)	答 申		

水産政策審議会第51回漁港漁場整備分科会での委員からの意見への対応

資料4

No.	委員	意見	対応方針	参考
1	阿部委員	海業の推進にあたって、漁業者が中心となって取組を進めることが重要。海業の主体はあくまで漁業者であることを、漁港施設等活用基本方針に記載すべきではないか。	海業の推進に当たっては、水産物や漁港の価値や魅力を熟知した漁業者の果たす役割は非常に大きいものと認識しております。漁港施設等活用事業の事業実施主体は、漁業者を含めた事業者がそれぞれの得意分野を活かして、連携していけるよう、幅広い主体の参画を想定しております。漁港施設等活用基本方針においては、漁業者の積極的な参画を念頭に、活用推進計画に当該漁港での水産業の健全な発展と水産物の安定的な供給に寄与する事業内容を位置付けること、また、活用推進計画の策定にあたっては漁業者の意見を聴取する旨、明記してまいります。	活用基本方針案 I. 1 II. 2
2		海業の推進は、事業者の所得向上や漁村の振興につながるものが不可欠。漁港施設等活用基本方針では、漁港管理者が活用推進計画を策定する際に、漁業関係者との十分な調整と合意を前提とすることをしっかりと盛り込んで頂きたい。	漁港施設等活用基本方針において、活用推進計画の策定にあたっては漁業者の意見を聴取する旨、明記してまいります。	活用基本方針案 II. 2
3		都市部から離れた地域では、漁港施設等活用事業の活用は、十分な効果が期待できないのではないか。	海業の推進に当たっては、地域の立地条件や地域資源の特徴を理解して、地域毎にその地域にあった方法で進めていくことが重要と考えております。都市部から離れた地域においても、他地域との広域的な連携や地域の特色や魅力を活かした企画によって交流の促進を図る余地はあるものと考えますが、漁港施設等活用事業の事業対象としている交流促進に限らず、例えば、漁港の静穏な水域を活用した増養殖の展開など、漁港での海業の可能性は幅広いものと認識しております。 なお、今回の法改正では、漁港のポテンシャルが最大限発揮できるよう、漁港施設等活用事業の創設とともに、漁港施設に直売所や陸上養殖施設等を追加しております。	
4		港湾の扱いが問題。漁港だけでなく港湾も視野に入れるべきではないか。 【橋本委員からも以下の通り意見】 港湾と漁港の関係については様々な問題があるが、地域漁業者の所得向上といった見地から目配りすることが必要。地方公共団体が主体となって予算措置等を行っていくのであれば、水産庁もステークホルダーとして意見を述べたり、情報提供をすることが大事。	海業の取組は、漁港に限らず沿岸部全体で可能性のあるものと認識しております。 漁港区域外の港湾では、漁港施設等活用事業は対象外となりますが、港湾での取組にも活用可能な支援措置を整理した海業支援パッケージをとりまとめましたので、海業に取り組む地域に周知してまいります。	

No.	委員	意見	対応方針	参考
5	荒木委員	全国の漁業関係者の高齢化が進んでいる。現状把握を行い、受入側の体制について行政や漁業関係者としっかり意見交換し、海業を推進して頂きたい。	海業の推進に当たっては、着実に実施し効果の高い取組となるよう、その受入体制を整えることは大変重要な課題であると認識しています。今後、これまでの漁港における取組での事例を収集するとともに、漁港施設等活用事業の実施において様々な取組を受け入れていく上で必要となる課題を抽出し、各地域の取組の参考となる考え方を整理してまいります。	
6	工藤委員	漁港施設等活用基本方針及び活用推進計画の策定に当たって、漁港の本来機能が損なわれないよう配慮することが大前提	ご指摘の通り、漁港施設等活用事業の実施にあたっては、漁港の本来機能が損なわれないことが大前提だと認識しております、漁港施設等活用基本方針において、その旨、明記してまいります。	活用基本方針案 I. 1
7		集積効果をいかに発揮させるかが重要。地域資源の魅力を最大限発揮させるためには、コンセプトがあって、それぞれ機能的に配置していかないと、集積効果は出てこないだろう。そういう意味で、新しい漁港づくりをどうマネジメントしていくかが非常に重要になってくる。	ご指摘の通り、取組の集積効果や機能的な施設配置が十分に検討されることが、集客力の高い漁港施設等活用事業の展開につながるものと考えます。このため、現在検討している海業振興モデル地区での取組については、他の取組や他施設との連携も含めて、効果的な事業となるよう、その構想づくりを進めています。今後、各地域の取組の参考となる事例の収集や考え方を整理してまいります。	
8		利用者の安全対策は、しっかりと基本方針及び活用推進計画の中で明記してほしい。	漁港施設等活用事業の実施により漁港の利用者の増加が見込まれる中、その安全を確保していくことは重要な課題と認識しています。漁港施設等活用基本方針において、活用推進計画の策定にあたって漁港利用者の安全の確保の考え方を定める旨、示してまいります。	活用基本方針案 V. 5
9	谷委員	海業が漁業者自身の所得向上に繋がるなど、漁業者にとって大切な取組であることを理解してもらえようようにすべき。漁港管理者が中心となって、海業の展開の仕方やイメージなどを漁業者の皆様の理解をしっかりと得られるように進めて頂きたい。	漁港における海業の推進は、当該漁港を利用する漁業者の理解と協力が不可欠であり、そのためにも、予め漁業者と当該漁港における海業の推進が所得の向上につながるイメージを共有し、活用推進計画を策定することが重要と考えています。このような認識の下、漁港施設等活用基本方針においては、漁業者の積極的な参画を念頭に、活用推進計画に当該漁港での水産業の健全な発展と水産物の安定的な供給に寄与する事業内容を位置付けること、また、活用推進計画の策定にあたっては漁業者の意見を聴取する旨、明記してまいります。	活用基本方針案 I. 1 II. 2

No.	委員	意見	対応方針	参考
10	堀内委員	<p>今回、漁港施設に「発電施設」を追加するとのことだが、青森の漁港区域内で洋上風力発電を設置する話がある。適切なプロセスで透明性を持って進めて頂けるのであれば意見がないが、漁業者が洋上風力に対して争うことのないよう、水産庁にはステークホルダーになって調整して頂きたい。</p> <p>【橋本委員からも以下の通り意見】 施設の設置にあたり、漁港管理者が「漁港の目的を阻害しない」と判断する際の考慮事項を、水産庁は情報提供すべきではないか。</p>	<p><新たに漁港施設に追加した「発電施設」について> 漁港漁場整備法の改正によって新たに追加された「発電施設」は、“漁港区域内にある複数の漁港施設に対して必要な電力を発電・供給するための施設”です。このため、主として漁港施設以外の施設や地域を対象としたり売電を主目的とする洋上風力発電は漁港施設の位置づけにはなりません。</p> <p><漁港区域内の洋上風力発電について> 漁港区域内に洋上風力発電施設を設置しようとする場合、漁港管理者の占用許可が必要となります。占用許可にあたっては、水産庁では漁港管理者に対して「漁港区域に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針（平成23年9月）」を示しているところです。今後とも、漁港管理者の相談にのるとともに、必要に応じて、情報提供や助言を行ってまいります。</p>	
11		<p>海の中の藻場造成に関わるので、水産庁にはステークホルダーになって頂きたい。</p> <p>ブルーカーボンであれば、過疎地であっても漁業者が率先してできると言っている。ブルーカーボンも一緒にやって頂ければ、海業の取組も進むのではないか。</p>	<p>水産庁としてもブルーカーボンへの関心の高まりを適切に捉えて、持続可能な藻場保全の取組に繋がるよう関与してまいります。</p> <p>また、ブルーカーボンを通じた藻場の保全を進めるため、全漁連との連絡会議も設置し、情報提供や意見交換を行っているところであり、今後も関係者と連携して取り組んでまいります。</p> <p>海業との関係では、現在検討が進められている海業振興モデル地区の中にも、海洋環境に関する体験活動や学習機会の提供、食害生物の有効活用など藻場保全に関する取組が複数あり、このような事例も横展開を図り、海業の推進にも努めてまいります。</p>	
12	深川委員	<p>名前だけの漁港で海業の取組を行う場合、漁業者の声が届かず調整が難航するのではないかという不安がある。公平性を保って海業を進めるため、あらゆるステークホルダーの方々を調整する人材や機関が必要ではないか。</p>	<p>漁港施設等活用事業の実施に当たっては、予め漁港の利用実態を十分把握した上で、実施しようとする事業内容に応じて、その計画策定に幅広く漁港利用関係者が参画することが重要と考えております。漁港施設等活用基本方針においては、漁業者、加工業者、流通業者といった幅広い漁港利用関係者に意見を聴く旨、示してまいります。</p>	<p>活用基本方針案 Ⅰ. 1 Ⅱ. 1. (2) Ⅱ. 2</p>

No.	委員	意見	対応方針	参考
13	定池委員	<p>漁港に係る施設が平時・非常時ともに役立つように、例えば以下のような観点で、整備や仕組み作りを行っておくことが必要ではないか。</p> <p>①トイレの設置やバリアフリー化を行い、平時の利便性を確保することで、避難場所としても使いやすくする。</p> <p>②施設内の売店等と協定を結び、非常時の利用における避難者への食品の提供やその支払いについて協定等の取り決めをしておけば、双方にとって有益である。</p> <p>③施設内にデジタルサイネージやテレビ等を設置すれば、平時の利用が充実し、非常時には避難者に視覚・聴覚を通じて適切に災害情報を伝達できる。</p>	<p>漁港に係る施設については、平時も非常時も役立つように計画・設計する「フェーズフリー」の観点を念頭に、整備に当たってハード・ソフト両面から施設の充実を図っていくことが重要と考えています。</p> <p>このため、漁港漁場整備基本方針の「漁業地域の防災・減災対策の推進」の項目において「フェーズフリー」の考え方を記載します。また、漁港環境整備施設のバリアフリー化や視覚・聴覚を通じた伝達設備等について、引き続き事業実施主体の要望等を踏まえて支援を進めてまいります。</p> <p>さらに、協定などの体制や「フェーズフリー」の考え方について、各種説明会等で周知するほか、水産庁策定の「災害に強い水産地域づくりガイドライン（令和5年3月）」への反映も検討し、漁港管理者や漁業関係者の理解増進に努めてまいります。また、漁港環境整備施設の事業計画の審査の際にも必要な助言等を行うなど、事業者への支援を行ってまいります。</p>	<p>整備基本方針案 I. 3 (2)</p>

漁港施設等活用基本方針（原案）の概要

趣旨

- ・ 漁港施設等活用事業の推進にあたって、法律の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるよう、そのあり方を農林水産大臣が策定するもの。

概要

I. 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向

◇漁港施設等活用事業の前提

- ・ 水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与すること。
- ・ 漁港は漁業上の利用が第一であり、十分な調整のもと実施されること。
- ・ 事業実施の効果が、地域の広範に及ぶものであること。
- ・ 活用する漁港施設等の機能が適切に維持、保全されること。
- ・ 地域の十分な理解と協力のもと実施されること。

◇漁港施設等活用事業の範囲

◇漁港管理者の役割

- ・ 漁港利用の調整、漁港施設等の機能の維持、保全 等

II. 漁港施設等活用事業の適切かつ確実な実施に関する事項

◇活用推進計画の策定に関する基本的な考え方

- ・ 適切な事業内容や実施期間の設定の考え方
- ・ 活用を図る漁港施設等の設定の考え方
- ・ 事業実施後の原状回復措置の考え方 等

◇活用推進計画の策定に当たっての関係者との調整の考え方

- ・ 漁協、漁業者等への意見聴取 等

◇実施計画の認定の基本的な考え方

- ・ 漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないこと
- ・ 漁港の保全に著しく支障を及ぼすおそれがないこと 等

III. 漁港水面施設運営権に関する基本的な事項

◇漁港水面施設運営権の対象となる事業の範囲 等

IV. 漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

◇漁港の漁業上の利用の確保に関する基本的な考え方 等

V. その他重要事項

◇法令遵守、漁港利用者の安全確保、環境との調和 等

漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（原案）

序文

我が国の水産業は、国民への水産物の安定供給を担い、漁村において雇用を生み出すなど地域の産業として重要な役割を果たしている。一方で、近年、水産物の消費量の低下、漁村の人口減少と高齢化の進行等、厳しい状況に直面している。

こうした中、漁業根拠地である漁港において、体験の消費を志向する来訪者を受け入れ、新鮮な水産物を販売する、飲食や漁業体験等の機会を提供することにより、地元の水産物の消費拡大に成功した事例や、地域に所得と雇用を生み出す事例など、水産業をとりまく課題の解決に繋がる取組も出てきている。

また、国民が、漁港を訪れて水産物を食し、漁業に触れ合うことで水産業との関わりを持ち、海に親しむ取組を進めることは、水産業に対する国民の理解醸成にも繋がっており、我が国の水産業の持続的な発展に寄与するものである。

加えて、漁港は、地域を支える基幹的なインフラとして様々な事業活動を受け入れる能力を有し、静穏な水域が確保され海洋資源にアクセスしやすく、漁業そのものが持つ魅力を直接国民が享受することができる利点を有することから、漁業を支える取組や関連産業を集積させるに適している。

このような考え方の下、今日の漁港は、その漁業根拠地としての役割を引き続き果たしていくため、水産物の生産や流通の拠点としての機能に加え、国民の水産物の消費や交流の場としての機能を担っていくことを明確にし、民間活力の導入などによりこれを充実させていくことが求められており、このことを踏まえ、水産基本計画（令和4年3月閣議決定）や漁港漁場整備長期計画（令和4年3月閣議決定）において、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業を「うみぎょう海業」と位置付けたところである。漁業地域の所得と雇用機会の確保を図り、もって漁村の持続的な発展を目指す「海業」を推進するため、第211回国会において、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）が成立し、漁港施設や漁港の区域内の水域等を、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、水産業の発展や水産物の安定供給に寄与する事業のために活用する仕組みである「漁港施設等活用事業制度」が創設されるに至ったところである。

この漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、国として、漁港施設等活用事業制度を推進し、漁港施設等活用事業が適切かつ確実に実施され、我が国の水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与するよう、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号。以下「漁港法」という。）第 40 条第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

I 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向

1 漁港施設等活用事業のねらい

漁港は、漁業根拠地として、水産物の生産や流通機能の拠点としての機能に加え、水産物の消費や交流の場としての機能を担うものであり、一定の秩序の下、民間活力などの導入によりこれらを充実させていくことが求められている。このことを踏まえ、漁港法第 4 条の 2 に定められた「漁港施設等活用事業」は、漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ漁港施設又は漁港の水域若しくは公共空地の活用を図り、水産物の消費増進や交流促進等の取組を計画的に推進し、もって水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業となっており、漁港施設等活用事業を実施するに当たっての民間事業者の長期安定的な事業環境を保障する仕組みとなっている。

その際、

- ・漁港は、漁業根拠地であることから、漁港法の目的の達成に資するよう、水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業内容であること。
- ・漁港は、漁業根拠地であることから、漁業上の利用が第一であり、十分な利用調整の下、計画的に事業が実施されること。
- ・行政財産である漁港施設や公共的な空間である水域・公共空地を活用するものであることから、漁港施設等活用事業の実施による効果は、漁港及び漁港背後の地域に広範に及ぶものであること。また、事業を実施する漁港全体の利用について、その公共的利用が増進されるものであることが望ましいこと。
- ・漁業根拠地としての漁港の構成要素である漁港施設や水域・公共空地について、その性質をそのままに活用するものであることから、その機能が適切に維持、保全されること。
- ・地域の共有財産である漁港を活用するため、地域の十分な理解と協力が得られるも

のであること。

は、漁港施設等活用事業の前提となる考え方である。

この前提を堅持しつつ、地域の創意工夫を凝らした自由度の高い取組を全国に展開していくため、本基本方針は、漁港施設等活用事業を推進していくために守るべき最低限の共通の考え方を明らかにするものである。

2 漁港施設等活用事業の範囲

(1) 消費増進事業の範囲

漁港法第4条の2第1号に掲げる事業（以下「消費増進事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の機能を維持、保全又は増進しつつ、活用するものであること。
- イ 水産物の販売（直売所において行うものを除く。）や水産物を材料とする料理の提供などを行う事業であること。
- ウ その実施に係る漁港において生産若しくは水揚げされる水産物又は近隣の漁港より集荷される水産物の消費の拡大を目的とするものであること。

(2) 交流促進事業の範囲

漁港法第4条の2第2号に掲げる事業（以下「交流促進事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の機能を維持、保全又は増進しつつ、活用するものであること。
- イ 遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業その他当該漁港の存する地域と他地域との間の交流の促進を行う事業であること。
- ウ その実施に係る漁港の価値や魅力を活用するものであること。
- エ その実施に係る漁港において生産若しくは水揚げされる水産物若しくは近隣の漁港より集荷される水産物の消費の拡大、水産物や水産業に対する理解の増進又は漁船とその他船舶の利用調整等を通じた漁港の利用の効率化に資するものであること。

(3) 附帯事業の範囲

漁港法第4条の2第3号に掲げる事業（以下「附帯事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の機能を維持、保全又は増進しつつ、活用するものであること。
- イ 消費増進事業又は交流促進事業を実施するために必要となる事業であること。
- ウ 消費増進事業又は交流促進事業と一体的に実施する事業であること。

3 漁港管理者の役割

漁港管理者は、漁港施設等活用事業の推進に当たって、以下の役割を果たすものとする。

- ・漁港利用を調整し、漁業根拠地としての漁港の機能を十分に発揮させるよう、努めること。
- ・漁港法の定める手続に従って、漁港法第41条第1項に基づき漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）を定め、漁港法第42条第1項に基づき事業を実施しようとする者が申請する漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）について漁港法第43条第1項に基づく認定等を適切に行うこと。
- ・漁港管理者は、適切な事業の実施が図られるよう、必要に応じて認定計画実施者（漁港法第43条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に助言や指導等を行うとともに、漁港利用調整等について必要な配慮を行うこと。
- ・漁港施設等活用事業に係る漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の維持管理に当たっては、漁港管理者が引き続きその機能の維持と保全に努める責務があるという認識の下、必要に応じて認定計画実施者と適切な役割分担を定めた上で、活用する漁港施設等の機能の維持、保全及び更新を図ること。

4 活用推進計画に定める漁港施設等活用事業の範囲

漁港施設等活用事業は、漁港における水産物の消費増進や交流促進に資する取組について、国や地方公共団体が所有する行政財産である漁港施設や漁港管理者が管理する水域や公共空地を活用し、民間の資金や創意工夫を活かした事業展開を期待するものであるため、主に漁港利用に精通した漁業関係者を含めた民間事業者が実

施主体となることを念頭に、漁港法において、認定計画実施者に漁港施設の貸付け等を行うことを可能としている。

一方で、漁港管理者が自ら実施する事業や地方公共団体が漁港管理者と連携して実施する事業、民間事業者が自らの漁港施設を活用した事業など実施計画の策定を伴わない漁港施設等活用事業もあるが、総合的な漁港利用調整の観点、また、漁港施設等活用事業間の連携による相乗効果を積極的に発現させていく観点から、一体的に計画されることが合理的である場合がある。

このため、活用推進計画は、国や地方公共団体が所有する行政財産である漁港施設を貸し付けようとする漁港施設等活用事業、水域や公共空地を占用させようとする漁港施設等活用事業、水域に漁港水面施設運営権を設定しようとする漁港施設等活用事業に加え、それ以外の実施計画の策定を伴わない漁港施設等活用事業を併せて定めることができることとしている。

Ⅱ 漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施に関する事項

1 活用推進計画の策定に関する基本的な考え方

活用推進計画は、漁港において、漁業上の利用に支障を与えない範囲で、水産業の発展及び水産物の安定供給に資するよう、水産物等の地域資源を活用した取組を計画的に促していくための計画である。

漁港管理者は、その管理する漁港において漁港施設等活用事業を推進するため、活用推進計画を定める場合、少なくとも以下の考え方に沿って策定するものとする。

(1) 活用推進計画に定める基本的な方針について

漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第 41 条第 2 項第 1 号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 当該漁港において漁港施設等活用事業を実施する目的と効果

イ 漁港施設等活用事業として消費増進事業を行う場合には、その当該漁港に係る水産物の消費の拡大への寄与の考え方

ウ 漁港施設等活用事業として交流促進事業を行う場合には、その当該漁港に係る水産物の消費の拡大、水産物や水産業に対する理解の増進又は漁船とその他船舶の利用調整等を通じた漁港の利用の効率化への寄与の考え方

(2) 活用推進計画に定める事業内容について

漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第41条第2項第2号の漁港施設等活用事業として求められる事業内容を定めるに当たっては、当該漁港の役割や利用実態、水産業の振興上の課題を考慮し、Iの2の内容の範囲内で、適切に定めるものとする。

また、当該内容は、行政財産である漁港施設を貸付けようとする漁港施設等活用事業、漁港の区域内の水域又は公共空地を占用させようとする漁港施設等活用事業及び漁港水面施設運営権を設定して実施させようとする漁港施設等活用事業に加えて、漁港管理者が自ら実施しようとする事業や地方公共団体が漁港管理者と連携して実施しようとする事業、民間事業者自らが所有し管理する漁港施設を活用しようとする事業を定めることができる。

(3) 活用推進計画に定める実施期間について

漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第41条第2項第2号の実施期間を定めるに当たっては、漁港施設等活用事業の事業内容、漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の将来における利用の見通し、漁港法第42条第2項第4号に規定する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において漁港施設等活用事業により設置される施設（以下「活用事業施設」という。）の耐用年数等を考慮し、漁港法第41条第3項の規定に基づき30年を超えない範囲で適切に定めるものとする。

(4) 活用推進計画に定める漁港施設等について

漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第41条第2項第3号の漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を定めるに当たっては、その将来における利用の見通しを踏まえ、漁港の漁業上の利用に支障がないよう、また、その他漁港の利用に著しい支障がないよう検討の上、定めるものとする。

また、当該内容は、漁港法第41条第2項第6号に定める、貸し付けようとする漁港施設や占用させようとする漁港の区域内の水域及び公共空地並びに漁港法第49条第1項第2号に基づき定める漁港水面施設運営権を設定しようとする水域

に加えて、漁港管理者が自ら実施しようとする漁港施設等活用事業や地方公共団体が漁港管理者と連携して実施しようとする漁港施設等活用事業、民間事業者が自ら所有する漁港施設を活用した漁港施設等活用事業に係るものを定めることができる。

なお、貸し付けようとする漁港施設を定める場合は、漁港法第41条第4項に基づき、当該漁港施設の所有者（当該活用推進計画を定める漁港管理者である地方公共団体を除く。）の同意を得なければならない。

（５）活用推進計画に定める原状回復措置について

ア 原状回復措置を行うべき主体及びその負担

漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内における水域若しくは公共空地を用いないこととなった場合、当該漁港施設又は漁港の区域内における水域若しくは公共空地を原状に回復するための措置（以下「原状回復措置」という。）は、認定計画実施者がその負担により行うことを基本とする。

なお、認定を受けた実施計画に基づく漁港施設等活用事業の実施期間の満了時に、活用推進計画に定めた事業期間の範囲内で継続して事業を実施させようとする場合は、新たに実施計画の認定手続が必要となるが、その際一旦原状回復措置を行わせることは合理的ではないため、漁港管理者との協議に応じて適切な措置を講ずることができるものとする。また、認定を受けた実施計画に基づく漁港施設等活用事業の実施期間の満了前に、認定計画実施者が経営を譲渡する等の場合は、活用推進計画に定めた事業期間の範囲内で新たに実施計画の認定手続が必要となるが、この場合も同様とする。

イ 原状回復措置の内容

原状回復措置の内容は、その実施により、当該原状回復措置に係る漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、認定を受けた実施計画に基づく漁港施設等活用事業に供される以前と同等の機能が発揮できるよう、活用事業施設の撤去その他の措置を定めるものとする。

また、万が一、認定計画実施者が原状回復措置を履行できない状況となった場合においてもその実効性が確保できるよう定めるものとする。

なお、活用事業施設そのものを漁港施設の一部として引き継いだ方が、当該時点以降における漁港施設としての用途に適している場合、漁港管理者との協議に応じて適切な措置を講ずることができるものとする。

2 活用推進計画の策定に当たっての関係者との調整

活用推進計画は、地域の理解と協力の下策定されることを基本とし、活用推進計画の策定に当たっての漁港法第41条第5項の規定による意見聴取についての留意事項は、次に掲げるものとする。

ア 同項の「関係地方公共団体」は、漁港施設等活用事業の実施に係る漁港の存する都道府県及び市町村（漁港施設等活用事業の影響が二以上の都道府県又は市町村にまたがる場合にあつては、当該都道府県又は市町村を含む。）とする。

イ 同項の「当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体」は、当該漁港を利用する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会、漁業者、水産加工業者、卸売業者等であつて、当該漁港施設等活用事業の実施により業務に影響を受ける者とする。

ウ 上記ア及びイに定めるもののほか、漁港施設等活用事業の実施に係る漁港が、港湾、河川その他の公物管理区域と重複している場合にあつては、当該区域の管理者の意見を聴取するものとする。また、当該漁港で特定漁港漁場整備事業が施行される場合にあつては、その計画策定主体に意見を聴取するものとする。

エ 意見聴取の方法は、活用推進計画に係る漁港の実態を踏まえ、当該計画を十分に説明の上、漁港施設等活用事業の円滑な実施を図る観点から漁港管理者が適切と認める方法とする。

オ 「関係地方公共団体」への意見聴取に当たって、国有財産である漁港施設及び公共空地の活用を図る事業については、当該施設等の機能の増進又は一般公衆の利用の増進に資する内容であることを十分に確認すること。

3 実施計画の認定に関する基本的な考え方

漁港管理者が実施計画を認定するに当たっては、活用推進計画に照らして、漁港施設等活用事業の実施内容及び漁港施設等活用事業実施終了後の手続を確認し、

漁港の利用や保全に影響を与えるおそれがないことを審査する。

漁港管理者は、漁港法第 43 条第 1 項の規定に基づく実施計画の認定に当たり、同 1 項第 1 号に基づき、活用推進計画に適合していることを判断するほか、以下について、確認を行うこととする。

(1) 漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないこと

漁港管理者は、漁港法第 43 条第 1 項の規定に基づく実施計画の認定に当たり、同項第 2 号の「漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものである」ことについて判断するに当たっては、IVの 2 の内容を踏まえて行うものとする。

(2) 特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること

漁港管理者は、漁港法第 43 条第 1 項の規定に基づく実施計画の認定に当たり、同項第 3 号の「特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しい支障を与えるおそれがないものである」ことについて判断するに当たっては、少なくとも次に掲げる事項を考慮して判断するものとする。

ア 特定漁港漁場整備事業の施行を妨げないものであり、その他漁港漁場整備事業の施行と調整が図られたものであること。

イ 漁港施設等活用事業の実施により、漁港利用者の行う業務又は漁港周辺住民の生活に看過できない支障が生ずると認められないこと。

ウ 漁港施設等活用事業の実施により発生する汚水・粉塵・騒音や蓄養などの残餌等によって著しく漁港環境の悪化を引き起こすおそれがないもの又はこれを防止するための適切な措置が定められたものであること。

エ 認定計画事業者が漁港施設のうち基本施設を第三者に利用させようとする際、漁港法第 42 条第 3 項に基づき実施計画にその利用方法や使用料の料率が定められている場合は、近傍における同様の施設と著しく不均衡とならないよう実施されるものであることが確認できるものであること。なお、実施計画に定めのない場合は、実施の段階で別途、漁港法第 38 条に基づく認可を要する。

オ 実施計画の事業内容が、活用しようとする漁港施設や周辺施設及び活用しようとする水域や公共空地を含めた周辺地形の安定性を損なわないよう実施さ

れるものであること。

カ オに関し、特に、活用事業施設の設置に係る漁港施設の形質の変更について、漁港法第 42 条第 4 項に基づき実施計画にその内容が定められている場合は、その内容が、当該漁港施設や周辺施設の安定性に著しい影響を与えないことを確認できるものであること。なお、実施計画に定めのない場合は、実施の段階で別途、漁港法第 37 条に基づく許可を要する。

キ オに関し、特に、活用事業施設の設置に伴う水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土について、漁港法第 42 条第 4 項に基づき実施計画にその内容が定められている場合は、当該水域や公共空地を含む周辺の地形や周辺施設の安定性に著しい影響を与えないことを確認できるものであること。なお、実施計画に定めのない場合は、実施の段階で別途、漁港法第 39 条に基づく許可を要する。

(3) 適正かつ確実に漁港施設等活用事業を実施する者の選定について

漁港管理者は、事業実施主体を選定する際、漁港法第 43 条第 1 項の規定に基づく実施計画の認定に当たり、同項第 4 号の「適正かつ確実に実施されると見込まれる」ことを判断するに当たっては、少なくとも次に掲げる事項を確認するものとする。

ア 漁港施設等活用事業を実施しようとする者の事業内容、資力等からみて、実施期間にわたって当該漁港施設等活用事業を継続することが可能であると認められること。

イ 漁港施設等活用事業を実施しようとする者が、漁港法第 51 条第 1 号及び第 5 号から第 8 号まで（漁港水面施設運営権に係る部分を除く。）に該当しない者であること。

Ⅲ 漁港水面施設運営権に関する基本的な事項

1 漁港水面施設運営権の対象となる事業の範囲

漁港水面施設運営権は、認定計画実施者に水面を長期・安定的に占有させて排他独占的に施設を設置及び運営させる権利であり、財産的価値を有するみなし物権で

ある。このような権利の性質上、対象となる漁港施設等活用事業は、漁港法第4条の3の範囲内のものであることが必須となる。

漁港水面施設運営権の対象とする漁港施設等活用事業の内容については、次に掲げる事項に適合するものとする。

ア 漁港法第4条の3に規定する「漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業」とは、遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業であって、当該水面に存する水産動植物や海洋環境等の価値を利用するものであること。

イ 当該水面に存する水産動植物や海洋環境等の価値を利用するために活用事業施設を設置し、運営する内容であること。

ウ 漁港水面施設運営権は、漁港法第4条の2第1号の事業、同条第2号の「その他当該漁港の存する地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業」及び同条第3号の事業に対して設定することができないこと。

2 水面における漁業上の利用との調整について

漁港水面施設運営権は、その権利の性質上、その設定に当たっては、水面における漁業上の利用との調整が特に重要となる。このため、漁港管理者は、漁港の区域内の水域に漁港水面施設運営権を設定し、漁港施設等活用事業を実施させようとする場合は、漁港法第49条第1項各号に掲げる事項を活用推進計画に定め、同条第2項に基づき、水面を管轄する都道府県知事に協議し、同意を得なければならないこととされている。

その際、漁港法第49条第3項に示される都道府県知事が同意をする要件に該当するものとは、少なくとも、漁港水面施設運営権を設定しようとする水域に漁業権が免許されている区域又は漁業法（昭和24年法律第267号）第109条に基づき沿岸漁場管理団体が指定されている漁業法第60条第9項に規定する保全沿岸漁場の区域が含まれる場合において、当該漁港水面施設運営権に基づく事業の実施が当該漁業権に基づく漁業又は当該保全沿岸漁場に係る保全活動に支障を及ぼさないものであることとする。

3 漁港水面施設運営権の対価の考え方

漁港管理者は、漁港水面施設運営権を設定した認定計画実施者に対し、同権利の

対価として、漁港法第 39 条の 5 の規定に基づき、漁港管理者が個別に定める漁港管理規程に基づいて占用料を徴収することができる。

IV 漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

1 漁港の漁業上の利用の確保に関する基本的な考え方

漁港管理者は、漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港が漁業根拠地であることを踏まえ、その機能が将来にわたって発揮されることを前提とすることとする。

2 漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること

漁港管理者は、漁港法第 43 条第 1 項の規定に基づく実施計画の認定に当たり、同項第 2 号の「当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがない」ことについて判断するに当たっては、少なくとも次に掲げる事項を考慮して判断するものとする。

ア 漁港法第 41 条第 2 項第 3 号に定める漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、当該漁港施設等活用事業による活用と漁業上の利用の重複がないよう、空間的、時間的に調整されていること。

イ 認定を受けた実施計画に基づく漁港施設等活用事業の実施により、プレジャーボート等漁船以外の船舶の利用が著しく増加することが見込まれる場合、漁船の停泊や航行に支障を与えないよう、動線の重複を避けることなど十分な配慮がなされていること。

ウ 認定を受けた実施計画に基づく漁港施設等活用事業の実施により、来訪者や自動車などの交通量が著しく増加することが見込まれる場合、漁業上の利用の動線に支障を与えないよう、動線の重複を避けることなど十分な配慮がなされていること。

V その他漁港施設等活用事業の推進に関する重要事項

1 事業実施に当たっての関係法令の遵守

漁港管理者は、漁港施設等活用事業の推進に当たっては、この基本方針、漁港法、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 239 号）及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）の定めるところによるほか、漁業法、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）等の関係法令の規定及び趣旨を遵守して行うものとする。

2 占用料等の徴収

漁港管理者は、認定計画実施者から貸付料、占用料を徴収し、もって、漁港施設の機能の維持、保全、更新、強化、漁港区域の水域と公共空地の保全に充てるものとする。

3 緊急事態発生時における認定計画実施者の協力

漁港管理者は、災害等の緊急事態発生時において、漁港の利用者の安全確保を行うとともに、避難者、避難船舶等の受入れ、緊急物資の輸送等について、認定計画実施者の協力が得られるよう努めるものとする。

4 全国的な利用のある漁港の活用に関する留意事項

第 3 種漁港における漁港施設等活用事業の推進に当たっては、当該漁港の有する全国的な漁船利用に必要な機能が引き続き発揮されることを前提とすること。

また、第 4 種漁港における漁港施設等活用事業の推進に当たっては、当該漁港の有する漁場の開発又は漁船の避難機能が引き続き発揮されることを前提とすること。

5 漁港の利用者の安全を確保すること

漁港施設等活用事業の推進に当たって、漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第 41 条第 2 項第 5 号に掲げる事項として、以下を定めるものとする。

ア 地震・津波や台風・高潮等の自然災害から、利用者の安全を確保するために必要となる措置に関して配慮すべきこと

イ 利用客の水面への転落防止のための措置、利用者と漁港関係車両との衝突防

止のための措置その他の漁港施設等活用事業の内容に応じて漁港の利用者の安全を確保するために必要となる措置に関して配慮すべきこと

6 環境との調和に関すること

漁港施設等活用事業の推進に当たって、漁港管理者は、その作成する活用推進計画における漁港法第41条第2項第5号に掲げる事項として、活用事業施設の設置及び運営による自然環境への影響緩和や景観との調和について必要となる措置に関して配慮すべきことを定めるものとする。

漁港漁場整備法における規定

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号） 抜粋

第二章の二 漁港漁場整備基本方針

第六条の二 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（以下「漁港漁場整備基本方針」という。）を定めなければならない。

2 漁港漁場整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向
- 二 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項
- 三 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項
- 四 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項
- 五 その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、水産政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 (略)

5 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、漁港漁場整備基本方針を変更するものとする。

6 (略)

現行の漁港漁場整備基本方針に示す項目

I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

漁港漁場整備事業の推進に関し、今後重点的に取り組む課題について、事業推進のあるべき方向を規定。

II 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

漁港漁場整備事業を効率的に実施し、適切に効果を発現させるために考慮すべき事項について規定。

1. 整備の連携に関する事項 (漁港と漁場の一体整備等)
2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項
3. 国と地方の役割分担に関する事項
4. 工事の効率性の向上に関する事項 (入札・契約制度の見直しによる品質確保 等)
5. 技術の開発に関する事項
6. 国民に開かれた事業制度に関する事項 (事業評価、政策評価の充実 等)
7. 民間活力の導入に関する事項

III 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

漁港漁場整備事業の施行上必要とされる、設計、工法等に関する技術的な指針を規定。

1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項
2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

IV 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

漁港漁場整備事業の推進にあたり、自然環境や社会環境との調和に関する配慮すべき事項について規定。

1. 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項
2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項

V その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

その他、交流促進や様々な利用者、地域特性に関する配慮事項について規定。

1. 都市と漁村の交流及び「海業」の振興の促進に関する事項
2. 漁港・漁村における多様な人材に配慮した整備に関する事項
3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項

主な検討のポイント

- 法律の名称変更に伴う修正
- 新たに創設された漁港施設等活用事業と記載内容の関係性の整理
- 新たに創設された漁港協力団体と記載内容との関係性の整理
- 漁港施設の追加に伴う必要な事項の規定の追加

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更案（1）

漁港漁場整備基本方針の変更の案

序文

このような基本認識の下、**漁港及び漁場の整備等に関する法律漁港漁場整備法**（昭和25年法律第137号）第6条の2に基づき、ここに漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるものである。なお、この基本方針は、今後の経済・社会情勢の推移を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。

I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

(1) 漁港機能の再編・集約による地域における生産・流通機能の強化

集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化により、水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」での漁港漁場整備の方向性を定める計画（以下「圏域計画」という。）において、それぞれの漁港の役割を明確にするとともに、同一漁港内においても、地域の漁業実態を踏まえ、産地市場、荷さばき所、**配送用作業施設**、冷凍・冷蔵施設などの集出荷機能、**燃料供給給油・給水施設**などの準備機能などの生産・流通機能の再編・集約を進め、地域全体で漁港の生産・流通機能の強化を図る。

(4) 水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備

世界人口の増加などにより世界の水産物需要が増大している中、輸出は、国産水産物の販路拡大につながる重要な手段であることから、水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産加工施設のHACCP対応の推進などと併せて、流通拠点となる漁港やそれを支える生産地として中核的な役割を担う漁港のうち、特に輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港を中心に、輸出先国のニーズや輸出条件に対応するため、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、**配送用作業施設**、**仲卸施設**、冷凍・冷蔵施設、加工施設などの一体的な整備とともに、販路拡大や輸出促進などの推進体制の構築を推進する。また、輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備を推進する。

(5) 養殖生産拠点の形成

養殖業においては、「養殖業成長産業化総合戦略（令和3年7月改訂）」や「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（**令和4年12月令和3年12月改訂**）」により、養殖水産物の生産目標や輸出目標が定められるとともに、マーケットイン型への転換による成長産業化を推進するに当たり、種苗生産から加工・流通に至る一体的な体制強化が重要である。そのため、圏域計画において、養殖生産に関する種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を養殖生産の拠点として位置づけ、養殖生産拠点の形成を図る。

修正のポイント

- **法律の名称変更**について、反映する。
- 漁港施設の追加に伴い、一体的に整備すべき施設について、変更する（**配送用作業施設の追加、給油施設の名称変更**）。
- 漁港施設の追加に伴い、一体的に整備すべき施設について、変更する（**配送用作業施設、仲卸施設の追加**）。
- **農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**の更新に伴い、文献情報の修正を行う。

漁港漁場整備基本方針の変更の案

3. 災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

(1) 東日本大震災の被災地における着実な復興

東日本大震災の被災地における漁港施設の復旧はおおむね完了しており、今後は漁港施設の老朽化対策や漁港水域などを活用した増養殖対策、高度な衛生管理に対応した荷さばき所などの整備、地震・津波に対応した防波堤や岸壁の整備などにより、更なる生産・流通機能、防災機能の高度化を推進する。

(2) 漁業地域の防災・減災対策の推進

地震・津波や台風・低気圧などの災害に対して脆弱性を有する漁業地域において、災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための外郭施設や係留施設の耐震・耐津波・耐風化、災害時の救援活動や緊急物資輸送などの拠点となる漁港の機能強化、漁港・漁村の就労者や来訪者、地域住民の安全を確保するための避難路、避難施設などの整備、防波堤や海岸保全施設などによる津波からの多重防護、減災計画や避難計画の策定、地域間や官民間での防災協定の締結や継続的な避難訓練などの実施が一体となった防災・減災対策や事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備などしておく事前復興の取組を進めることで、地域の災害対応力の向上に努めていく。なお、これらの対策にあたっては、必要に応じて平時・非常時ともに役立つように計画・設計に配慮していく。また、災害発生後においても水産物流通機能が確保されるよう、漁港間での支援ネットワークの構築や市場関係者などと連携しつつ、緊急時における事業継続のための計画を策定し、関係者による定期的な訓練を実施するなど、災害に強い産地づくりを推進していく。

(3) 既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進

これまでに整備されてきた多くの漁港漁場施設が更新時期を迎え、今後、急速な老朽化の進行に伴い、その維持管理・更新に係る費用が増大していくことが懸念される。このため、長期的な視野に基づく予防保全的な考え方の下、漁港漁場施設の既存ストックの戦略的な維持管理・更新による予防保全型の老朽化対策、点検・施工・維持管理における新技術の導入・普及、漁港施設などの管理を担う漁港漁場技術者の育成、日常点検の効率化のため漁港協力団体やの地域住民や、漁業者などとの連携・協働を推進することにより、利用者の安全、水産物の品質・衛生及び流通の確保に支障が生じないよう、漁港漁場施設の機能保全を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に努める。

修正のポイント

- 漁業地域において、防災対策の実効性を高めるため、必要に応じて平時も非常時も役立つような計画・設計に配慮すべきである旨、記述を追加する。
- 漁港管理者以外の者の参画による施設の適正な管理の推進のため、新たに創設された漁港協力団体についての記述を追加する。

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更案（1）

漁港漁場整備基本方針の変更の案

4. 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

(1) 「海業」による漁村の活性化

都市住民などにおいては、余暇活動や食への関心など、漁村への交流ニーズが高まっている。また、**ポストコロナを見据えては**訪日外国人の増加が今後も見込まれる中、訪日外国人を含む旅行者が地域ならではの魅力を楽しめるような取組を一層促進することが求められている。一方、漁村においては、新鮮な魚介類、豊かな自然や景観、波力、風力などの再生可能エネルギーなどの地域資源が豊富に存在しており、高齢者や女性をはじめとする地域住民や農林業などを含む地場産業との連携の下、これらの総合的な活用が、漁村の活性化を推進する上で重要な課題となっている。

このため、地元の理解と協力の下、**漁港施設等活用事業を推進するなどして漁港の利用漁船数が減少するなどの各漁港の利用実態に即した漁港の多様な利活用を図り**、海業の場として、漁港を活用するとともに、漁村における地域資源を活かした活性化の取組と連携し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。

具体的には、**当該地域で陸揚げ、生産された漁業者自身が**新鮮な魚介類や水産加工品を提供すること、遊漁やホエールウオッチング、ダイビングの案内を行うこと、漁村における滞在型旅行である**渚泊を受入れること、プレジャーボート等の適切な**受入れなど、海業の取組として、水産業を核とした地域がその特性や漁港施設などの既存ストックを活かし、意欲のある取組との連携を図りつつ、都市住民や訪日外国人旅行者との交流を進め、活力あるコミュニティの形成に資するよう漁港漁場整備事業を推進していく。また、漁港を最大限に活用**して地域の水産業の活性化を図っていく**ため、地域の漁業実態を踏まえた施設規模の適正化と漁港施設の再編・整理、漁港施設用地の整序などによる漁港の利活用環境の改善を図る。

(2) 漁港・漁村における環境の改善

地域の水産業を支える多様な人材が活躍できる漁港・漁村を目指し、地域の特性に応じた漁港漁場整備事業の推進を通じて、生活環境・就労環境の改善を図るとともに、良好な景観の形成を図る。

具体的には、**漁港協力団体との協働**や地域住民などによる取組との連携の下、漁港・漁場への汚水などの流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善、漁業者の生活環境・就労環境の改善のための整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備事業を推進していく。

修正のポイント

- 時勢の変化を踏まえた表現の適正化を行う（「**ポストコロナを見据えては**」の削除）。
- 漁港を海業の場として活用させるため、新たに創設された**漁港施設等活用事業**についての記述を追加する。
- 海業の取組を**明確化**するための表現の適正化。
- **プレジャーボートの受入れ**について海業振興の一つとしてとらえるため、「民間活力の導入」の項から「海業振興」の項に移動する。
- 漁港を海業の場として活用させる**目的を明確化**するため、表現を適正化する。
- 漁港管理者以外の者の参画による施設の適正な管理の推進のため、新たに創設された**漁港協力団体**についての記述を追加する。

漁港漁場整備基本方針の変更の案

Ⅱ 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

1. 整備の連携に関する事項
2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項
3. 国と地方の役割分担に関する事項
4. 工事の効率性の向上に関する事項
5. 技術の開発に関する事項
6. 国民に開かれた事業制度に関する事項
7. 民間活力の導入に関する事項

漁港は、水産物の流通形態の多様化への対応、海洋性レクリエーション需要を踏まえた余暇空間の提供という機能が求められている。このことを踏まえ、漁港の効率的な整備や管理・運営が推進されるよう、地域の漁業実態に応じた漁港の利活用環境の改善を図りつつ、民間事業者に対する行政財産である特定漁港施設の貸付制度や一定の条件の下で民間事業者が公共施設用地の占有を許可し、利用を可能とする制度の活用に加え、漁港施設等活用事業制度の活用による長期・安定的な事業展開を促すことで、水産物の消費増進や交流の促進やプレジャーボートの適切な受入れなどにより地域の活性化のために漁港施設を有効活用するなど、漁港施設の積極的活用を推進する。あわせて、漁港における民間事業者の長期・安定的な事業展開を図り、加えて、官民連携による漁港施設の整備・維持管理・運営に向けた指定管理者制度やPFI(民間資金等活用事業)の導入などを促進することにより、漁港漁場整備事業と民間事業との連携が円滑に図られる環境を整備していく。漁港への民間活力の導入に当たっては、漁業活動に支障のない範囲で行うこととし、地域の漁業関係者、地域住民、関係団体・企業などとの十分な合意形成を図ることに留意するものとする。

Ⅲ 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

漁港漁場整備事業の施行上必要とされる、設計、工法等に関する技術的な指針を規定。

1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項
2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

修正のポイント

- 漁港を海業の場として活用させるため、新たに創設された漁港施設等活用事業についてその役割を明確化する。
- プレジャーボートの受入れについて海業振興の一つとしてとらえるため、「民間活力の導入」の項から「海業振興」の項に移動する。
- 漁港施設の追加に伴い、新たな事項等について追加する。
(詳細はP.8、P.9に別途整理)

漁港漁場整備基本方針の変更の案

Ⅳ 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

1. 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項
2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項

Ⅴ その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

1. 都市と漁村の交流及び「海業」の振興の促進に関する事項

国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進が図られるよう、広場、遊歩道、釣り桟橋などの交流に資する施設の整備を推進していく。また、漁村の地域資源を活用し、訪日外国人を含む旅行者の漁村への誘致促進を図るため、漁村での滞在に必要な宿泊施設、漁業体験施設、水産物の提供施設や漁港の活用促進に資する整備などを推進する。さらに、海業など関連産業を集積させていくため、漁港施設等活用事業漁港利用の規制緩和などとともに、活用する形態に応じた漁港の活用促進のための環境整備を推進する。

2. 漁港・漁村における多様な人材に配慮した整備に関する事項
3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項

修正のポイント

- 漁港を海業の場として活用させるため、新たに創設された漁港施設等活用事業についての記述を追加する。

■「漁港施設」の漁港漁場整備基本方針への記載の考え方

漁港漁場施設の整備を効率的に実施していくためには、特に整備の実績が一定程度あり、今後の整備のニーズが高く、その整備内容が漁港の他の施設に影響を与える施設に対して、整備効果が適切に発揮されるようその目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき性能等を明確にすることが必要である。

このため、補助事業対象施設等について、本基本方針に、施設の目的や施設に備わるべき性能等を記載する。

(参考) 現基本方針への漁港漁場施設の目的及び要求性能の記載に関する考え方

Ⅲ 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

1 漁港漁場施設などの設計に関する事項の前文(抜粋)

「漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計の合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき性能を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進するとともに、よりの確で合理性の高い照査の確立に努めていく必要がある。(略)その際、個々の漁港漁場施設などの要求性能の達成に加え、それらの総合体である漁港及び漁場が一体的に機能を発揮できるように施設の構造、規模、配置などについて配慮することとしている。」

漁港施設の追加に伴う必要な事項の規定の追加

追加漁港施設名		本基本方針の記述案	
水域施設	漁具管理 水域	水域施設	漁船が安全に航行、係留、錨(びょう)泊などを行うとともに、 漁具の安全で適正な管理を図る ことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。また、水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、当該水域施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとするとともに、土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置を講じるものとする。
増殖及び養殖用施設	陸上養殖 施設	陸上養殖 施設	陸上にて水産動植物を養殖生産することを目的とし、当該漁港における水産物生産や流通における役割、対象水産動植物の生育環境の保全や作業環境などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。
漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設		荷さばき所	水産物の陸揚げから出荷までの一連の作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、漁獲物の量・種類や取扱い形態などによる荷さばき所の利用状況、水産物の衛生管理の方法、製氷、冷凍及び冷蔵施設や 配送用作業施設 などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。
	配送用 作業施設	配送用 作業施設	荷さばき所から搬出した水産物を出荷するための集荷・分荷作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、輸送形態、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。
	仲卸施設	仲卸施設	仲卸業者が小売業者に水産物の販売を行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所や配送用作業施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。
	直売所	直売所	漁業者が共同で消費者に水産物の販売を行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。
漁港管理施設	発電施設	発電施設	複数の漁港施設に必要な電力を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。
漁港環境整備施設	避難施設、 避難経路、 防災情報 提供施設	漁港環境整備施設	広場、植栽、休憩所などを配置することにより漁港就労者の環境改善、安全性の向上、防災力強化などに資するとともに、災害時に漁港利用者などの 迅速かつ安全な避難を確保 することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

※ 今般の法改正により追加される施設のうち、**燃料供給施設**については、既存の給油施設に加えて、水素燃料やアンモニアなど技術開発途上の燃料を供給することを想定したものである。これら追加された燃料の供給施設は、現時点で十分な知見等がないことから、記載内容は今後検討することとし、本基本方針には掲載しないこととする。

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>序文</p> <p>四方を海に囲まれた日本は、太古から海の恩恵を享受し、沿岸地域を中心として経済活動が営まれ発展してきた。水産業は、水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たすと同時に、漁業地域の経済を支え、ひいては豊かな国民生活の基盤を支える重要な産業である。</p> <p>漁港は、産業を支える社会基盤として、国民へ水産物を安定的に提供する役割を果たすと同時に、漁港背後の漁村の住民の生命や財産の保全、国民の海洋性レクリエーションのニーズに対応した余暇空間の提供、更には災害時の救援物資の運搬拠点など多面的な機能を有している。</p> <p>また、漁場は、水産物を供給する重要な機能を有しており、その整備を通じて、海洋の有するポテンシャルを活用し、水産資源の増殖を促すと同時に、豊かな海洋環境の保全・創造に貢献している。</p> <p>近年の水産業をめぐる情勢は、国際化の進展と水産物の世界的な需要の高まり、周辺水域における水産資源水準の低迷や気候変動に伴う海洋環境の変化などによる漁獲量の長期的な減少傾向、水産物の消費流通構造の変化、漁業就業者数の減少・高齢化の進行、国際的な燃油価格の大幅な変動、漁業用資材価格の上昇といった状況にあり、その結果、水産業を支える漁村の活力の低下を招いている。</p> <p>また、国内の水産物消費量が減少傾向にある一方、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本産農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加などを通じて日本産農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化を背景に、我が国の滋味豊かで安全な水産物が世界において高い評価を受けている。</p> <p>先の東日本大震災による地震・津波により被害を受けた漁港・漁場・漁村では、現在、漁港施設などのインフラ施設の復旧はおおむね完了している一方、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震などの大規模地震が依然として高い確率で発生することが予測されており、加えて、気候変動による台風・低気圧災害の頻発化・激甚化や漁港施設の老朽化の加速などの災害リスクの増大が懸念されている。</p> <p>その他、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を進めることとし、令和2年12月には「漁業法等の一部を改正す</p>	<p>序文</p> <p>四方を海に囲まれた日本は、太古から海の恩恵を享受し、沿岸地域を中心として経済活動が営まれ発展してきた。水産業は、水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たすと同時に、漁業地域の経済を支え、ひいては豊かな国民生活の基盤を支える重要な産業である。</p> <p>漁港は、産業を支える社会基盤として、国民へ水産物を安定的に提供する役割を果たすと同時に、漁港背後の漁村の住民の生命や財産の保全、国民の海洋性レクリエーションのニーズに対応した余暇空間の提供、更には災害時の救援物資の運搬拠点など多面的な機能を有している。</p> <p>また、漁場は、水産物を供給する重要な機能を有しており、その整備を通じて、海洋の有するポテンシャルを活用し、水産資源の増殖を促すと同時に、豊かな海洋環境の保全・創造に貢献している。</p> <p>近年の水産業をめぐる情勢は、国際化の進展と水産物の世界的な需要の高まり、周辺水域における水産資源水準の低迷や気候変動に伴う海洋環境の変化などによる漁獲量の長期的な減少傾向、水産物の消費流通構造の変化、漁業就業者数の減少・高齢化の進行、国際的な燃油価格の大幅な変動、漁業用資材価格の上昇といった状況にあり、その結果、水産業を支える漁村の活力の低下を招いている。</p> <p>また、国内の水産物消費量が減少傾向にある一方、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本産農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加などを通じて日本産農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化を背景に、我が国の滋味豊かで安全な水産物が世界において高い評価を受けている。</p> <p>先の東日本大震災による地震・津波により被害を受けた漁港・漁場・漁村では、現在、漁港施設などのインフラ施設の復旧はおおむね完了している一方、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震などの大規模地震が依然として高い確率で発生することが予測されており、加えて、気候変動による台風・低気圧災害の頻発化・激甚化や漁港施設の老朽化の加速などの災害リスクの増大が懸念されている。</p> <p>その他、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を進めることとし、令和2年12月には「漁業法等の一部を改正す</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>る等の法律」（平成30年法律第95号）が施行され、新たな資源管理システムの構築などに向けた取組を推進しているところである。</p> <p>これらの諸情勢に鑑み、漁港と漁場を一体的に整備する漁港漁場整備事業については、地域における各漁港の適切な役割分担を踏まえつつ、輸出の促進や養殖生産力の向上など水産業の成長産業化に資する生産・流通機能の強化を図るとともに、海洋環境の変化に適応し、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上に向けた取組及び環境の保全・創造を基軸に推進することとし、加えて、災害に強く安全な地域づくりを目指し、水産資源の適切な保全・管理と持続的な利用を基本とする政策と相まって、その着実な実施を通じて水産業を取り巻く諸課題に対応していく必要がある。</p> <p>また、漁村は、漁業就業者などの生活の場としてのみならず、漁港と一体となって消費者に新鮮で安全な水産物を安定的に提供する拠点として重要な役割を果たしており、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業（以下「^{うみぎょう}海業」という。）の場としても期待されている。漁村において、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を活かしつつ、安全・安心で快適な漁村の形成が図られるよう総合的な振興を図る方向で漁港漁場整備事業を推進することとし、さらには、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう推進する必要がある。</p> <p>このような基本認識の下、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第6条の2に基づき、ここに漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるものである。なお、この基本方針は、今後の経済・社会情勢の推移を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>I. 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向</p> <p>漁港漁場整備事業の実施に当たっては、公共事業だけでなく非公共事業など関連施策との連携の強化、重点課題を絞り込むことによる集中的な整備の推進、既存ストックの有効活用、コスト縮減、さらに、環境問題への国際的な取組の広がりやデジタル化の進展などの昨今の社会情勢の変化への対応にも留意しつつ、以下の重点課題について早期かつ確実に事業の効果が発揮されるよう努めていくこととする。</p>	<p>る等の法律」（平成30年法律第95号）が施行され、新たな資源管理システムの構築などに向けた取組を推進しているところである。</p> <p>これらの諸情勢に鑑み、漁港と漁場を一体的に整備する漁港漁場整備事業については、地域における各漁港の適切な役割分担を踏まえつつ、輸出の促進や養殖生産力の向上など水産業の成長産業化に資する生産・流通機能の強化を図るとともに、海洋環境の変化に適応し、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上に向けた取組及び環境の保全・創造を基軸に推進することとし、加えて、災害に強く安全な地域づくりを目指し、水産資源の適切な保全・管理と持続的な利用を基本とする政策と相まって、その着実な実施を通じて水産業を取り巻く諸課題に対応していく必要がある。</p> <p>また、漁村は、漁業就業者などの生活の場としてのみならず、漁港と一体となって消費者に新鮮で安全な水産物を安定的に提供する拠点として重要な役割を果たしており、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業（以下「^{うみぎょう}海業」という。）の場としても期待されている。漁村において、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を活かしつつ、安全・安心で快適な漁村の形成が図られるよう総合的な振興を図る方向で漁港漁場整備事業を推進することとし、さらには、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう推進する必要がある。</p> <p>このような基本認識の下、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第6条の2に基づき、ここに漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるものである。なお、この基本方針は、今後の経済・社会情勢の推移を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>I. 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向</p> <p>漁港漁場整備事業の実施に当たっては、公共事業だけでなく非公共事業など関連施策との連携の強化、重点課題を絞り込むことによる集中的な整備の推進、既存ストックの有効活用、コスト縮減、さらに、環境問題への国際的な取組の広がりやデジタル化の進展などの昨今の社会情勢の変化への対応にも留意しつつ、以下の重点課題について早期かつ確実に事業の効果が発揮されるよう努めていくこととする。</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化</p> <p>水産物は、国民に対する良質なたんぱく質の供給源であるとともに、優れた栄養特性を有しており、国民の健康志向を背景に健全な食生活において重要な地位を占めている。水産食品の品質の高度化及び安全性の向上といった消費者ニーズに応え、多様性のある水産食品を安定的に提供するため、また、世界の水産物需要が増大している中で、国産水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図るため、漁港の機能を強化するとともに、水産業を支える健全な漁村が形成されるよう、漁港漁場整備事業について以下の方向で推進していく。</p> <p>（1）漁港機能の再編・集約による地域における生産・流通機能の強化</p> <p>集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化により、水産業の成長産業化を図る。</p> <p>具体的には、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」での漁港漁場整備の方向性を定める計画（以下「圏域計画」という。）において、それぞれの漁港の役割を明確にするとともに、同一漁港内においても、地域の漁業実態を踏まえ、産地市場、荷さばき所、<u>配送用作業施設</u>、冷凍・冷蔵施設などの集出荷機能、<u>燃料供給・給氷施設</u>などの準備機能などの生産・流通機能の再編・集約を進め、地域全体で漁港の生産・流通機能の強化を図る。</p> <p>（2）流通拠点となる漁港などの機能の強化</p> <p>良好な漁場などから供給される水産物は、サプライチェーンの起点となる漁港などを通じて国民に提供されており、漁港漁場整備事業を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤を構築するものとして捉え、水産物の安定的な提供に貢献する方向で推進していく。</p> <p>具体的には、水産物流通の集約と併せて市場機能の強化や漁港施設・漁港施設用地の再編・整序を推進するとともに、国民に安全で安心な水産物の提供が図られるよう衛生管理のための施設整備及び管理運営体制の構築並びに一次加工機能の充実に努めるほか、漁業の構造改革に伴って大型化する漁船に対応した漁港施設の整備を進めることにより、意欲のある地域の国際競争力や産地間競争力の強化に取り組む。</p> <p>（3）生産コスト縮減に向けた地域の中核的な漁港の機能の強化</p>	<p>1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化</p> <p>水産物は、国民に対する良質なたんぱく質の供給源であるとともに、優れた栄養特性を有しており、国民の健康志向を背景に健全な食生活において重要な地位を占めている。水産食品の品質の高度化及び安全性の向上といった消費者ニーズに応え、多様性のある水産食品を安定的に提供するため、また、世界の水産物需要が増大している中で、国産水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図るため、漁港の機能を強化するとともに、水産業を支える健全な漁村が形成されるよう、漁港漁場整備事業について以下の方向で推進していく。</p> <p>（1）漁港機能の再編・集約による地域における生産・流通機能の強化</p> <p>集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化により、水産業の成長産業化を図る。</p> <p>具体的には、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」での漁港漁場整備の方向性を定める計画（以下「圏域計画」という。）において、それぞれの漁港の役割を明確にするとともに、同一漁港内においても、地域の漁業実態を踏まえ、産地市場、荷さばき所、冷凍・冷蔵施設などの集出荷機能、<u>給油・給氷施設</u>などの準備機能などの生産・流通機能の再編・集約を進め、地域全体で漁港の生産・流通機能の強化を図る。</p> <p>（2）流通拠点となる漁港などの機能の強化</p> <p>良好な漁場などから供給される水産物は、サプライチェーンの起点となる漁港などを通じて国民に提供されており、漁港漁場整備事業を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤を構築するものとして捉え、水産物の安定的な提供に貢献する方向で推進していく。</p> <p>具体的には、水産物流通の集約と併せて市場機能の強化や漁港施設・漁港施設用地の再編・整序を推進するとともに、国民に安全で安心な水産物の提供が図られるよう衛生管理のための施設整備及び管理運営体制の構築並びに一次加工機能の充実に努めるほか、漁業の構造改革に伴って大型化する漁船に対応した漁港施設の整備を進めることにより、意欲のある地域の国際競争力や産地間競争力の強化に取り組む。</p> <p>（3）生産コスト縮減に向けた地域の中核的な漁港の機能の強化</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>水産物を将来にわたり安定して国民に提供していくためには、流通拠点となる漁港とともに、それを支える生産地として中核的な役割を担う漁港において生産コストの縮減や水産物の鮮度保持に努めていくことが重要である。</p> <p>具体的には、中核的な漁港として水産物の陸揚げなどの機能の集約化を推進するとともに、集約化に伴いこれまで以上に漁港内での活動の輻輳化が懸念されることから、漁業活動に係る安全性に考慮しつつ、陸揚げ・出荷時間ロスの解消や蓄養水面など水産物の一時保管機能の確保などに取り組む。</p> <p>（4）水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備</p> <p>世界人口の増加などにより世界の水産物需要が増大している中、輸出は、国産水産物の販路拡大につながる重要な手段であることから、水産物の輸出促進を通じて水産物の成長産業化を図る。</p> <p>具体的には、水産加工施設の HACCP 対応の推進などと併せて、流通拠点となる漁港やそれを支える生産地として中核的な役割を担う漁港のうち、特に輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港を中心に、輸出先国のニーズや輸出条件に対応するため、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、<u>配送用作業施設、仲卸施設</u>、冷凍・冷蔵施設、加工施設などの一体的な整備とともに、販路拡大や輸出促進などの推進体制の構築を推進する。また、輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備を推進する。</p> <p>（5）養殖生産拠点の形成</p> <p>養殖業においては、「養殖業成長産業化総合戦略（令和3年7月改訂）」や「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（<u>令和4年12月改訂</u>）」により、養殖水産物の生産目標や輸出目標が定められるとともに、マーケットイン型への転換による成長産業化を推進するに当たり、種苗生産から加工・流通に至る一体的な体制強化が重要である。そのため、圏域計画において、養殖生産に関する種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を養殖生産の拠点として位置づけ、養殖生産拠点の形成を図る。</p> <p>具体的には、消波堤の整備による静穏水域の確保・活用や漁港施設用地の再編・集約による陸上養殖の展開、種苗生産施設、養殖場、陸揚施設、加工・流通施設などの一体的な整備を推進する。</p>	<p>水産物を将来にわたり安定して国民に提供していくためには、流通拠点となる漁港とともに、それを支える生産地として中核的な役割を担う漁港において生産コストの縮減や水産物の鮮度保持に努めていくことが重要である。</p> <p>具体的には、中核的な漁港として水産物の陸揚げなどの機能の集約化を推進するとともに、集約化に伴いこれまで以上に漁港内での活動の輻輳化が懸念されることから、漁業活動に係る安全性に考慮しつつ、陸揚げ・出荷時間ロスの解消や蓄養水面など水産物の一時保管機能の確保などに取り組む。</p> <p>（4）水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備</p> <p>世界人口の増加などにより世界の水産物需要が増大している中、輸出は、国産水産物の販路拡大につながる重要な手段であることから、水産物の輸出促進を通じて水産物の成長産業化を図る。</p> <p>具体的には、水産加工施設の HACCP 対応の推進などと併せて、流通拠点となる漁港やそれを支える生産地として中核的な役割を担う漁港のうち、特に輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港を中心に、輸出先国のニーズや輸出条件に対応するため、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、冷凍・冷蔵施設、加工施設などの一体的な整備とともに、販路拡大や輸出促進などの推進体制の構築を推進する。また、輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備を推進する。</p> <p>（5）養殖生産拠点の形成</p> <p>養殖業においては、「養殖業成長産業化総合戦略（令和3年7月改訂）」や「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（<u>令和3年12月改訂</u>）」により、養殖水産物の生産目標や輸出目標が定められるとともに、マーケットイン型への転換による成長産業化を推進するに当たり、種苗生産から加工・流通に至る一体的な体制強化が重要である。そのため、圏域計画において、養殖生産に関する種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を養殖生産の拠点として位置づけ、養殖生産拠点の形成を図る。</p> <p>具体的には、消波堤の整備による静穏水域の確保・活用や漁港施設用地の再編・集約による陸上養殖の展開、種苗生産施設、養殖場、陸揚施設、加工・流通施設などの一体的な整備を推進する。</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>2. 海洋環境の変化への対応力強化による持続可能な漁業生産の確保</p> <p>水産資源の状況は、低位にとどまっているものや悪化しているものがあることに鑑み、生態系全体の生産力の底上げを目指し、資源管理施策などとの連携を強めつつ、沿岸域はもとより排他的経済水域を含む沖合海域における水産資源の保護育成などの取組及び環境の保全・創造を積極的に推進していくこととする。また、人と自然のふれあいの場の提供や沿岸域の良好な環境の次世代への継承の観点から、沿岸域の環境の保全・創造が図られるよう以下の方向で漁港漁場整備事業を推進していく。</p> <p>なお、漁場は様々な環境要因により機能を損ないやすいという問題があること、また、地球温暖化により漁場環境が変化していることから、自然環境や生物相の変化などにも適切に対応できるよう、モニタリングを継続的に実施し、その結果に応じて事業の実施方法や事業実施後の管理の在り方を見直していく、いわゆる「順応的管理手法」の導入により、より確実性の高い漁場の造成に努めていく。</p> <p>（1）栽培漁業などの資源管理施策との連携の強化</p> <p>水産生物は、成長過程で、また季節により、沿岸から沖合に至る多様な場所を移動・回遊している。このため、水産生物の生活史を把握し、成長段階に応じた生育環境及び生態系を良好な状態として保全していくことは、漁業の健全かつ持続的な発展を図る上で極めて重要である。そこで、沿岸から沖合に至る我が国周辺水域において、こうした環境の保全・創造に資するため、海域全体を広い視点で捉え、生育環境づくりとそのネットワーク化に配慮して事業の規模・配置を決定していくとともに、放流種苗の生産を行う施設の整備と併せ、資源管理施策などとの確実な連携を図るものとする。</p> <p>（2）藻場・干潟などの保全・創造</p> <p>藻場・干潟などは、重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚仔魚の成育などの資源生産の場としての機能や、有機物の分解、窒素、りんなどの栄養塩の取込みによる水質の浄化などの様々な機能を有しており、加えて、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留する CO2 由来の炭素）が注目される中、藻場は二酸化炭素の吸収源として、カーボンニュートラル実現の観点からも重要であり、良好な沿岸域の環境を維持していくためには、藻場・干</p>	<p>2. 海洋環境の変化への対応力強化による持続可能な漁業生産の確保</p> <p>水産資源の状況は、低位にとどまっているものや悪化しているものがあることに鑑み、生態系全体の生産力の底上げを目指し、資源管理施策などとの連携を強めつつ、沿岸域はもとより排他的経済水域を含む沖合海域における水産資源の保護育成などの取組及び環境の保全・創造を積極的に推進していくこととする。また、人と自然のふれあいの場の提供や沿岸域の良好な環境の次世代への継承の観点から、沿岸域の環境の保全・創造が図られるよう以下の方向で漁港漁場整備事業を推進していく。</p> <p>なお、漁場は様々な環境要因により機能を損ないやすいという問題があること、また、地球温暖化により漁場環境が変化していることから、自然環境や生物相の変化などにも適切に対応できるよう、モニタリングを継続的に実施し、その結果に応じて事業の実施方法や事業実施後の管理の在り方を見直していく、いわゆる「順応的管理手法」の導入により、より確実性の高い漁場の造成に努めていく。</p> <p>（1）栽培漁業などの資源管理施策との連携の強化</p> <p>水産生物は、成長過程で、また季節により、沿岸から沖合に至る多様な場所を移動・回遊している。このため、水産生物の生活史を把握し、成長段階に応じた生育環境及び生態系を良好な状態として保全していくことは、漁業の健全かつ持続的な発展を図る上で極めて重要である。そこで、沿岸から沖合に至る我が国周辺水域において、こうした環境の保全・創造に資するため、海域全体を広い視点で捉え、生育環境づくりとそのネットワーク化に配慮して事業の規模・配置を決定していくとともに、放流種苗の生産を行う施設の整備と併せ、資源管理施策などとの確実な連携を図るものとする。</p> <p>（2）藻場・干潟などの保全・創造</p> <p>藻場・干潟などは、重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚仔魚の成育などの資源生産の場としての機能や、有機物の分解、窒素、りんなどの栄養塩の取込みによる水質の浄化などの様々な機能を有しており、加えて、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留する CO2 由来の炭素）が注目される中、藻場は二酸化炭素の吸収源として、カーボンニュートラル実現の観点からも重要であり、良好な沿岸域の環境を維持していくためには、藻場・干</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>潟などの保全・創造は極めて重要である。このため、埋立てなどにより消失が進んだ藻場・干潟の回復を目指し、藻場・干潟の分布状況や衰退要因及び海水温や底質などの水域環境の変化を広域的視点から把握し、漁業者、NPO、ボランティアなどの協力を得ながら、ハード対策とソフト対策を組み合わせた実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策を推進するほか、サンゴ礁の保全・増殖に関する技術の開発・実証などに取り組む。また、閉鎖性水域においては、ノリ養殖やアサリなどの二枚貝、底生魚介類などの生産安定・回復のため、漁業者などによる取組と連携した漁場環境の改善対策を推進する。</p> <p>（3）水域環境の変化に対応した順応的な漁場整備の推進</p> <p>地球温暖化による海水温上昇の影響は、沿岸の漁場環境に影響を及ぼしており、海洋生物の分布域が変化しているほか、夏場の貧酸素水塊の頻出、植食性魚類やウニの活発化などによる磯焼けの進行やサンゴ礁の衰退などによる水産資源の減少も予測されており、沿岸環境の回復対策が喫緊の課題となっている。このため、貧酸素水塊の影響緩和に努めるとともに、海水温上昇による海洋生物の分布域・生息場所の変化を的確に把握し、その変化に対応した水産生物の産卵場や成育場を含む漁場の整備に取り組む。藻場造成に当たっては、現地の状況に応じた高水温に強い種の播種・移植や食害生物対策などを行う。また、水域環境の変化を的確に把握するためのモニタリング、都道府県などの研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化などを推進する。</p> <p>3. 災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保</p> <p>東日本大震災においては、東北地方太平洋沿岸の漁港・漁村を中心に壊滅的な被害が発生し、地域の経済や国民への水産物の安定供給にも大きな影響を与えたところであるが、現在、ほぼ全ての漁港で陸揚機能が回復するなど、復旧はおおむね完了している。</p> <p>また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫する大規模な地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害などに備えが求められるとともに、今後、多くの漁港施設及び漁場の施設（以下「漁港漁場施設」という。）の既存ストックが急速に老朽化することにより、その機能低下が懸念される。防災・減災、国土強靱化を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る水産業として一体的に機能する漁業地域の安全・安心の確保と地域</p>	<p>潟などの保全・創造は極めて重要である。このため、埋立てなどにより消失が進んだ藻場・干潟の回復を目指し、藻場・干潟の分布状況や衰退要因及び海水温や底質などの水域環境の変化を広域的視点から把握し、漁業者、NPO、ボランティアなどの協力を得ながら、ハード対策とソフト対策を組み合わせた実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策を推進するほか、サンゴ礁の保全・増殖に関する技術の開発・実証などに取り組む。また、閉鎖性水域においては、ノリ養殖やアサリなどの二枚貝、底生魚介類などの生産安定・回復のため、漁業者などによる取組と連携した漁場環境の改善対策を推進する。</p> <p>（3）水域環境の変化に対応した順応的な漁場整備の推進</p> <p>地球温暖化による海水温上昇の影響は、沿岸の漁場環境に影響を及ぼしており、海洋生物の分布域が変化しているほか、夏場の貧酸素水塊の頻出、植食性魚類やウニの活発化などによる磯焼けの進行やサンゴ礁の衰退などによる水産資源の減少も予測されており、沿岸環境の回復対策が喫緊の課題となっている。このため、貧酸素水塊の影響緩和に努めるとともに、海水温上昇による海洋生物の分布域・生息場所の変化を的確に把握し、その変化に対応した水産生物の産卵場や成育場を含む漁場の整備に取り組む。藻場造成に当たっては、現地の状況に応じた高水温に強い種の播種・移植や食害生物対策などを行う。また、水域環境の変化を的確に把握するためのモニタリング、都道府県などの研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化などを推進する。</p> <p>3. 災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保</p> <p>東日本大震災においては、東北地方太平洋沿岸の漁港・漁村を中心に壊滅的な被害が発生し、地域の経済や国民への水産物の安定供給にも大きな影響を与えたところであるが、現在、ほぼ全ての漁港で陸揚機能が回復するなど、復旧はおおむね完了している。</p> <p>また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫する大規模な地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害などに備えが求められるとともに、今後、多くの漁港施設及び漁場の施設（以下「漁港漁場施設」という。）の既存ストックが急速に老朽化することにより、その機能低下が懸念される。防災・減災、国土強靱化を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る水産業として一体的に機能する漁業地域の安全・安心の確保と地域</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>水産業の早期回復の両面からハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進していくとともに、計画的な漁港漁場施設の機能の維持・保全を推進する。</p> <p>また、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを踏まえ、漁港施設に求められる性能を確保するため、利用に支障が生じないように配慮した対策を推進する。</p> <p>(1) 東日本大震災の被災地における着実な復興</p> <p>東日本大震災の被災地における漁港施設の復旧はおおむね完了しており、今後は漁港施設の老朽化対策や漁港水域などを活用した増養殖対策、高度な衛生管理に対応した荷さばき所などの整備、地震・津波に対応した防波堤や岸壁の整備などにより、更なる生産・流通機能、防災機能の高度化を推進する。</p> <p>(2) 漁業地域の防災・減災対策の推進</p> <p>地震・津波や台風・低気圧などの災害に対して脆弱性を有する漁業地域において、災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための外郭施設や係留施設の耐震・耐津波・耐浪化、災害時の救援活動や緊急物資輸送などの拠点となる漁港の機能強化、漁港・漁村の就労者や来訪者、地域住民の安全を確保するための避難路、避難施設などの整備、防波堤や海岸保全施設などによる津波からの多重防護、減災計画や避難計画の策定、地域間や官民間での防災協定の締結や継続的な避難訓練などの実施が一体となった防災・減災対策や事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備などしておく事前復興の取組を進めることで、地域の災害対応力の向上に努めていく。<u>なお、これらの対策にあたっては、必要に応じて平時・非常時ともに役立つように計画・設計に配慮していく。</u></p> <p>また、災害発生後においても水産物流通機能が確保されるよう、漁港間での支援ネットワークの構築や市場関係者などと連携しつつ、緊急時における事業継続のための計画を策定し、関係者による定期的な訓練を実施するなど、災害に強い産地づくりを推進していく。</p> <p>(3) 既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進</p> <p>これまでに整備されてきた多くの漁港漁場施設が更新時期を迎え、今後、急速な老朽化の進行に伴い、その維持管理・更新に係る費用が増大していくこと</p>	<p>水産業の早期回復の両面からハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進していくとともに、計画的な漁港漁場施設の機能の維持・保全を推進する。</p> <p>また、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを踏まえ、漁港施設に求められる性能を確保するため、利用に支障が生じないように配慮した対策を推進する。</p> <p>(1) 東日本大震災の被災地における着実な復興</p> <p>東日本大震災の被災地における漁港施設の復旧はおおむね完了しており、今後は漁港施設の老朽化対策や漁港水域などを活用した増養殖対策、高度な衛生管理に対応した荷さばき所などの整備、地震・津波に対応した防波堤や岸壁の整備などにより、更なる生産・流通機能、防災機能の高度化を推進する。</p> <p>(2) 漁業地域の防災・減災対策の推進</p> <p>地震・津波や台風・低気圧などの災害に対して脆弱性を有する漁業地域において、災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための外郭施設や係留施設の耐震・耐津波・耐浪化、災害時の救援活動や緊急物資輸送などの拠点となる漁港の機能強化、漁港・漁村の就労者や来訪者、地域住民の安全を確保するための避難路、避難施設などの整備、防波堤や海岸保全施設などによる津波からの多重防護、減災計画や避難計画の策定、地域間や官民間での防災協定の締結や継続的な避難訓練などの実施が一体となった防災・減災対策や事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備などしておく事前復興の取組を進めることで、地域の災害対応力の向上に努めていく。</p> <p>また、災害発生後においても水産物流通機能が確保されるよう、漁港間での支援ネットワークの構築や市場関係者などと連携しつつ、緊急時における事業継続のための計画を策定し、関係者による定期的な訓練を実施するなど、災害に強い産地づくりを推進していく。</p> <p>(3) 既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進</p> <p>これまでに整備されてきた多くの漁港漁場施設が更新時期を迎え、今後、急速な老朽化の進行に伴い、その維持管理・更新に係る費用が増大していくこと</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>が懸念される。このため、長期的な視野に基づく予防保全的な考え方の下、漁港漁場施設の既存ストックの戦略的な維持管理・更新による予防保全型の老朽化対策、点検・施工・維持管理における新技術の導入・普及、漁港施設などの管理を担う漁港漁場技術者の育成、日常点検の効率化のため<u>漁港協力団体</u>や<u>地域住民</u>、<u>漁業者</u>などと連携・協働を推進することにより、利用者の安全、水産物の品質・衛生及び流通の確保に支障が生じないように、漁港漁場施設の機能保全を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に努める。</p> <p>4. 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上</p> <p>漁村においては、全国平均を上回る速さで人口減少と高齢化が進行し、地域の人材不足が深刻化するなど活力が低下している。このため、漁港施設などの既存ストックや漁村の魅力的な地域資源を最大限に活用し、海業や都市漁村交流を推進するとともに、生活環境・就労環境の改善を進めることで、漁村のにぎわいを創出し、漁村への就業の促進、地域の雇用・所得の増加などにつなげる。</p> <p>(1) 「海業」による漁村の活性化</p> <p>都市住民などにおいては、余暇活動や食への関心など、漁村への交流ニーズが高まっている。また、訪日外国人の増加が今後も見込まれる中、訪日外国人を含む旅行者が地域ならではの魅力を楽しめるような取組を一層促進することが求められている。一方、漁村においては、新鮮な魚介類、豊かな自然や景観、波力、風力などの再生可能エネルギーなどの地域資源が豊富に存在しており、高齢者や女性をはじめとする地域住民や農林業などを含む地場産業との連携の下、これらの総合的な活用が、漁村の活性化を推進する上で重要な課題となっている。</p> <p>このため、地元の理解と協力の下、<u>漁港施設等活用事業を推進するなどして</u>海業の場として、漁港を活用するとともに、漁村における地域資源を活かした活性化の取組と連携し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。</p> <p>具体的には、<u>当該地域で陸揚げ、生産された</u>新鮮な魚介類や水産加工品を提供すること、遊漁やホエールウォッチング、ダイビングの案内を行うこと、漁</p>	<p>が懸念される。このため、長期的な視野に基づく予防保全的な考え方の下、漁港漁場施設の既存ストックの戦略的な維持管理・更新による予防保全型の老朽化対策、点検・施工・維持管理における新技術の導入・普及、漁港施設などの管理を担う漁港漁場技術者の育成、日常点検の効率化のため<u>地域住民</u>や<u>漁業者</u>などとの<u>連携</u>・協働を推進することにより、利用者の安全、水産物の品質・衛生及び流通の確保に支障が生じないように、漁港漁場施設の機能保全を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に努める。</p> <p>4. 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上</p> <p>漁村においては、全国平均を上回る速さで人口減少と高齢化が進行し、地域の人材不足が深刻化するなど活力が低下している。このため、漁港施設などの既存ストックや漁村の魅力的な地域資源を最大限に活用し、海業や都市漁村交流を推進するとともに、生活環境・就労環境の改善を進めることで、漁村のにぎわいを創出し、漁村への就業の促進、地域の雇用・所得の増加などにつなげる。</p> <p>(1) 「海業」による漁村の活性化</p> <p>都市住民などにおいては、余暇活動や食への関心など、漁村への交流ニーズが高まっている。また、<u>ポストコロナを見据えては</u>訪日外国人の増加が今後も見込まれる中、訪日外国人を含む旅行者が地域ならではの魅力を楽しめるような取組を一層促進することが求められている。一方、漁村においては、新鮮な魚介類、豊かな自然や景観、波力、風力などの再生可能エネルギーなどの地域資源が豊富に存在しており、高齢者や女性をはじめとする地域住民や農林業などを含む地場産業との連携の下、これらの総合的な活用が、漁村の活性化を推進する上で重要な課題となっている。</p> <p>このため、地元の理解と協力の下、<u>漁港の利用漁船数が減少するなどの各漁港の利用実態に即した漁港の多様な利活用を図り</u>、海業の場として、漁港を活用するとともに、漁村における地域資源を活かした活性化の取組と連携し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。</p> <p>具体的には、<u>漁業者自身が</u>新鮮な魚介類や水産加工品を提供すること、遊漁やホエールウォッチング、ダイビングの案内を行うこと、漁村における滞在型</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>村における滞在型旅行である^{なぎさほく}渚泊<u>を受入れること、プレジャーボート等の適切な</u>受入れなど、海業の取組として、水産業を核とした地域がその特性や漁港施設などの既存ストックを活かし意欲のある取組との連携を図りつつ、都市住民や訪日外国人旅行者との交流を進め、活力あるコミュニティの形成に資するよう漁港漁場整備事業を推進していく。また、漁港を最大限に活用<u>して地域の水産業の活性化を図っていく</u>ため、地域の漁業実態を踏まえた施設規模の適正化と漁港施設の再編・整理、漁港施設用地の整序などによる漁港の利活用環境の改善を図る。</p> <p>（2）漁港・漁村における環境の改善 地域の水産業を支える多様な人材が活躍できる漁港・漁村を目指し、地域の特性に応じた漁港漁場整備事業の推進を通じて、生活環境・就労環境の改善を図るとともに、良好な景観の形成を図る。 具体的には、<u>漁港協力団体との協働</u>や地域住民などによる取組との連携の下、漁港・漁場への汚水などの流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善、漁業者の生活環境・就労環境の改善のための整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備事業を推進していく。</p> <p>5. 社会情勢の変化への対応 これらの重点課題への対応に当たり、社会情勢の変化に対応していく必要性からその共通する課題として、漁港・漁場・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化などによるグリーン化の推進、ICTを活用した漁港漁場施設の利用や整備・維持管理の効率化・省力化、漁業の生産性向上などを図るデジタル社会の形成、新型コロナウイルスの感染拡大などを契機とした食生活や働き方の変化などに対応した水産物の提供体制づくりなどによる新たな生活スタイルへの対応についても併せて取り組んでいく。</p> <p>II. 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項 漁港漁場整備事業を効率的に実施していくため、Iの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、とりわけ経済効果の高い地域や事業目標の達成に意欲的に取り組む地域において重点的に事業を推進することにより、</p>	<p>旅行である^{なぎさほく}渚泊<u>の</u>受入れなど、海業の取組として、水産業を核とした地域がその特性や漁港施設などの既存ストックを活かし意欲のある取組との連携を図りつつ、都市住民や訪日外国人旅行者との交流を進め、活力あるコミュニティの形成に資するよう漁港漁場整備事業を推進していく。また、漁港を最大限に活用<u>するため</u>、地域の漁業実態を踏まえた施設規模の適正化と漁港施設の再編・整理、漁港施設用地の整序などによる漁港の利活用環境の改善を図る。</p> <p>（2）漁港・漁村における環境の改善 地域の水産業を支える多様な人材が活躍できる漁港・漁村を目指し、地域の特性に応じた漁港漁場整備事業の推進を通じて、生活環境・就労環境の改善を図るとともに、良好な景観の形成を図る。 具体的には、地域住民などによる取組との連携の下、漁港・漁場への汚水などの流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善、漁業者の生活環境・就労環境の改善のための整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備事業を推進していく。</p> <p>5. 社会情勢の変化への対応 これらの重点課題への対応に当たり、社会情勢の変化に対応していく必要性からその共通する課題として、漁港・漁場・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化などによるグリーン化の推進、ICTを活用した漁港漁場施設の利用や整備・維持管理の効率化・省力化、漁業の生産性向上などを図るデジタル社会の形成、新型コロナウイルスの感染拡大などを契機とした食生活や働き方の変化などに対応した水産物の提供体制づくりなどによる新たな生活スタイルへの対応についても併せて取り組んでいく。</p> <p>II. 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項 漁港漁場整備事業を効率的に実施していくため、Iの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、とりわけ経済効果の高い地域や事業目標の達成に意欲的に取り組む地域において重点的に事業を推進することにより、</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>効率よく効果が発現されるよう努めていく。</p> <p>1. 整備の連携に関する事項</p> <p>（1）漁港と漁場の一体整備 漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤として捉えていくことが重要であることから、漁港の整備と漁場の整備については、同一の計画の下、総合的かつ計画的に整備を推進していく。</p> <p>（2）関連施策との連携により効果を相乗的に高める取組の推進 漁港漁場整備事業については、漁業協同組合の合併、水産物産地市場の統合、栽培漁業を含む沿岸漁業の振興、湖沼などの内水面や藻場・干潟の生産力の改善を図るための技術開発を含む水産関係施策に加え、森林整備など川上から川下に至る一連の関連施策との連携を強力に推進することにより、相乗的な効果の発揮に努める。また、漁業地域における津波や高潮などからの浸水被害の防護に当たっては、海岸保全施設と漁港施設の連携による効果的な対策を図るとともに、自然災害の被災地においては、関係省庁と連携しながら、漁港などの復旧・復興を行う。さらに、国土や地域に関する他の計画や事業及び海上の安全に関する施策とも調整を図りつつ、計画的に推進していく。</p> <p>2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項 漁港は、消費者に安全で新鮮な水産物を安定的に提供するための水産物の生産・流通の拠点としての機能、つくり育てる漁業を支援する増殖及び養殖の拠点としての機能、台風、冬季風浪、地震、火山活動など自然災害に対する防災・避難の拠点としての機能、都市住民などに親水空間を提供する都市との交流の拠点としての機能、海業など関連産業の場としての機能、その他漁船の休けい・準備の場としての機能などを有していることから、漁港相互の役割分担と連携を強化することで、これら機能が早期に発現されるよう計画的に整備を行っていく。その際、水産物の品質や付加価値の向上、集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化を目的に漁港機能の再編・集約に取り組むこととし、既存ストックの有効活用、また必要に応じて施設規模の適</p>	<p>効率よく効果が発現されるよう努めていく。</p> <p>1. 整備の連携に関する事項</p> <p>（1）漁港と漁場の一体整備 漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤として捉えていくことが重要であることから、漁港の整備と漁場の整備については、同一の計画の下、総合的かつ計画的に整備を推進していく。</p> <p>（2）関連施策との連携により効果を相乗的に高める取組の推進 漁港漁場整備事業については、漁業協同組合の合併、水産物産地市場の統合、栽培漁業を含む沿岸漁業の振興、湖沼などの内水面や藻場・干潟の生産力の改善を図るための技術開発を含む水産関係施策に加え、森林整備など川上から川下に至る一連の関連施策との連携を強力に推進することにより、相乗的な効果の発揮に努める。また、漁業地域における津波や高潮などからの浸水被害の防護に当たっては、海岸保全施設と漁港施設の連携による効果的な対策を図るとともに、自然災害の被災地においては、関係省庁と連携しながら、漁港などの復旧・復興を行う。さらに、国土や地域に関する他の計画や事業及び海上の安全に関する施策とも調整を図りつつ、計画的に推進していく。</p> <p>2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項 漁港は、消費者に安全で新鮮な水産物を安定的に提供するための水産物の生産・流通の拠点としての機能、つくり育てる漁業を支援する増殖及び養殖の拠点としての機能、台風、冬季風浪、地震、火山活動など自然災害に対する防災・避難の拠点としての機能、都市住民などに親水空間を提供する都市との交流の拠点としての機能、海業など関連産業の場としての機能、その他漁船の休けい・準備の場としての機能などを有していることから、漁港相互の役割分担と連携を強化することで、これら機能が早期に発現されるよう計画的に整備を行っていく。その際、水産物の品質や付加価値の向上、集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化を目的に漁港機能の再編・集約に取り組むこととし、既存ストックの有効活用、また必要に応じて施設規模の適</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>正化や既存施設の統廃合などによるストックの適正化を推進する。</p> <p>3. 国と地方の役割分担に関する事項 漁港漁場整備事業の推進に当たっては、国と地方の役割を引き続き見直していくこととする。地方の自主性を更に強化し、その役割を拡大していくことを基本とし、受益の範囲が限定されるなど地方で解決すべき課題については、地方の判断に委ねる一方、国は、事業の実施体制が脆弱な地方に対して助言などを行いつつ、国民への水産物の安定供給を図る観点から重要な課題に対し支援を行うこととし、北海道における第3種又は第4種漁港のほか、違法外国漁船などに対応する漁業取締船が使用する漁港における係留施設などの整備、排他的経済水域において漁場整備に取り組む。</p> <p>4. 工事の効率性の向上に関する事項</p> <p>(1) 入札・契約制度の適切な運用による品質確保 公共工事は施工する企業や技術者の技術力などにより品質が左右されるため、適切な技術力を有する企業を選定する必要がある。このため、発注関係事務などについて適切に実施し、受注企業の選定に当たっては、工事の目的、内容及び規模を踏まえた公共工事の品質確保に必要な技術力を適正に評価するとともに、中長期的にその担い手を育成・確保する観点から若手や女性の技術者の登用、適正な工期設定による休日確保や長時間労働の是正など働き方改革の取組、ICTの活用やプレキャスト化などによる生産性向上の取組など、価格と品質を総合的に評価し落札者を決定する入札・契約制度の適切な運用を行い、工事の品質確保に努める。また、水産生物の生態系や海洋環境に配慮した施工を監理するための専門的知識を持つ技術者を配置することにより、環境保全に配慮した施工の確保に努める。</p> <p>(2) 総合的な視点からのコスト縮減 ICTなどの新技術の積極的な活用とともに、計画手法や設計基準の見直しなどによる工事コストの縮減、他事業との連携による機能の早期発現による工事の時間的コストの縮減、更には漁港漁場施設の品質向上や予防保全型の老朽化対策による中長期的な維持管理・更新などに係るライフサイクルコストの縮減</p>	<p>正化や既存施設の統廃合などによるストックの適正化を推進する。</p> <p>3. 国と地方の役割分担に関する事項 漁港漁場整備事業の推進に当たっては、国と地方の役割を引き続き見直していくこととする。地方の自主性を更に強化し、その役割を拡大していくことを基本とし、受益の範囲が限定されるなど地方で解決すべき課題については、地方の判断に委ねる一方、国は、事業の実施体制が脆弱な地方に対して助言などを行いつつ、国民への水産物の安定供給を図る観点から重要な課題に対し支援を行うこととし、北海道における第3種又は第4種漁港のほか、違法外国漁船などに対応する漁業取締船が使用する漁港における係留施設などの整備、排他的経済水域において漁場整備に取り組む。</p> <p>4. 工事の効率性の向上に関する事項</p> <p>(1) 入札・契約制度の適切な運用による品質確保 公共工事は施工する企業や技術者の技術力などにより品質が左右されるため、適切な技術力を有する企業を選定する必要がある。このため、発注関係事務などについて適切に実施し、受注企業の選定に当たっては、工事の目的、内容及び規模を踏まえた公共工事の品質確保に必要な技術力を適正に評価するとともに、中長期的にその担い手を育成・確保する観点から若手や女性の技術者の登用、適正な工期設定による休日確保や長時間労働の是正など働き方改革の取組、ICTの活用やプレキャスト化などによる生産性向上の取組など、価格と品質を総合的に評価し落札者を決定する入札・契約制度の適切な運用を行い、工事の品質確保に努める。また、水産生物の生態系や海洋環境に配慮した施工を監理するための専門的知識を持つ技術者を配置することにより、環境保全に配慮した施工の確保に努める。</p> <p>(2) 総合的な視点からのコスト縮減 ICTなどの新技術の積極的な活用とともに、計画手法や設計基準の見直しなどによる工事コストの縮減、他事業との連携による機能の早期発現による工事の時間的コストの縮減、更には漁港漁場施設の品質向上や予防保全型の老朽化対策による中長期的な維持管理・更新などに係るライフサイクルコストの縮減</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和４年３月）
<p>などに努め、財政負担の平準化の観点に留意しつつ、総合的な視点からコスト削減に取り組んでいく。</p> <p>５．技術の開発に関する事項</p> <p>（１）技術の開発・普及</p> <p>漁港や漁場の整備に関する施策などを着実に推進するため、Ⅰの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、研究機関などとの連携を図りつつ、漁港における生産・流通体制及び養殖生産体制などの強化を図るための拠点形成に必要な施設配置などの計画技術、持続可能な漁業生産の確保のための漁場環境モニタリング及び順応的環境保全・創造技術並びに沖合域における漁場開発技術及び現場条件に適合した高度な施工技術、災害リスクへの対応力強化のための設計外力の設定及び想定される津波・高潮などから漁業地域を防護又は被害の最小化を図る技術、漁村の魅力と所得の向上に必要な既存施設の有効活用を可能とする施設の維持・保全技術に加え、グリーン化の推進に向けた再生可能エネルギー導入や磯焼け対策技術、デジタル社会の形成や感染症対策など生活スタイルの変化への対応に向けた ICT 活用技術など、優先して取り組む技術課題を定め、現場における効果の検証を行いつつ、計画的に技術の開発と基準やマニュアルなどの整備・提供などによる普及を図る。さらに、漁港や漁場の整備に係る技術者の育成を図り、その知識の高度化を進めていく。</p> <p>（２）リサイクルの推進</p> <p>建設工事における廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を図るとともに、しゅんせつ土、間伐材や水産系副産物（水産資源の生育環境の改善に効果が認められる貝殻など）の活用を推進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく。</p> <p>６．国民に開かれた事業制度に関する事項</p> <p>（１）事業評価、政策評価の充実と透明性の確保</p> <p>事業の計画から実施の過程に至るまで透明性及び客観性を確保し、より効率的、効果的な事業の執行を目指し、事業評価を実施していくなど、社会経済情</p>	<p>などに努め、財政負担の平準化の観点に留意しつつ、総合的な視点からコスト削減に取り組んでいく。</p> <p>５．技術の開発に関する事項</p> <p>（１）技術の開発・普及</p> <p>漁港や漁場の整備に関する施策などを着実に推進するため、Ⅰの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、研究機関などとの連携を図りつつ、漁港における生産・流通体制及び養殖生産体制などの強化を図るための拠点形成に必要な施設配置などの計画技術、持続可能な漁業生産の確保のための漁場環境モニタリング及び順応的環境保全・創造技術並びに沖合域における漁場開発技術及び現場条件に適合した高度な施工技術、災害リスクへの対応力強化のための設計外力の設定及び想定される津波・高潮などから漁業地域を防護又は被害の最小化を図る技術、漁村の魅力と所得の向上に必要な既存施設の有効活用を可能とする施設の維持・保全技術に加え、グリーン化の推進に向けた再生可能エネルギー導入や磯焼け対策技術、デジタル社会の形成や感染症対策など生活スタイルの変化への対応に向けた ICT 活用技術など、優先して取り組む技術課題を定め、現場における効果の検証を行いつつ、計画的に技術の開発と基準やマニュアルなどの整備・提供などによる普及を図る。さらに、漁港や漁場の整備に係る技術者の育成を図り、その知識の高度化を進めていく。</p> <p>（２）リサイクルの推進</p> <p>建設工事における廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を図るとともに、しゅんせつ土、間伐材や水産系副産物（水産資源の生育環境の改善に効果が認められる貝殻など）の活用を推進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく。</p> <p>６．国民に開かれた事業制度に関する事項</p> <p>（１）事業評価、政策評価の充実と透明性の確保</p> <p>事業の計画から実施の過程に至るまで透明性及び客観性を確保し、より効率的、効果的な事業の執行を目指し、事業評価を実施していくなど、社会経済情</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策の実施、行政の説明責任の徹底、行政に対する国民の信頼性の向上に資するため、政策評価を実施していくこととし、事業評価や政策評価の実施に当たっては、国民に具体的で分かりやすい成果の提示に努める。</p> <p>また、漁業関係者などが、地域の将来の漁港漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港漁場整備の将来像の見える化を推進するとともに、ホームページなど国民が容易に公表内容入手できる方法を活用して、各地での意欲のある取組の事例などの情報提供に努めていく。</p> <p>（2）住民参加型の事業への展開</p> <p>国民の価値観の多様化や行政の透明性・公平性の確保の観点から、広く住民からの意見を聴取する機会を設けるなど、当該意見を反映した計画の策定に努めていく。</p> <p>7. 民間活力の導入に関する事項</p> <p>漁港は、水産物の流通形態の多様化への対応、海洋性レクリエーション需要を踏まえた余暇空間の提供という機能が求められている。このことを踏まえ、漁港の効率的な整備や管理・運営が推進されるよう、地域の漁業実態に応じた漁港の利活用環境の改善を図りつつ、民間事業者に対する行政財産 <u>である特定漁港施設</u> の貸付制度や一定の条件の下で民間事業者に公共施設用地の占有を許可し、利用を可能とする制度の活用 <u>に加え、漁港施設等活用事業制度の活用による長期・安定的な事業展開を促すことで、水産物の消費増進</u> や交流の促進など地域の活性化 <u>のために</u>、漁港施設の積極的活用を推進する。加えて、官民連携による漁港施設の整備・維持管理・運営に向けた指定管理者制度やPFI（民間資金等活用事業）の導入などを促進することにより、漁港漁場整備事業と民間事業との連携が円滑に図られる環境を整備していく。漁港への民間活力の導入に当たっては、漁業活動に支障のない範囲で行うこととし、地域の漁業関係者、地域住民、関係団体・企業などとの十分な合意形成を図ることに留意するものとする。</p> <p>Ⅲ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項</p>	<p>勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策の実施、行政の説明責任の徹底、行政に対する国民の信頼性の向上に資するため、政策評価を実施していくこととし、事業評価や政策評価の実施に当たっては、国民に具体的で分かりやすい成果の提示に努める。</p> <p>また、漁業関係者などが、地域の将来の漁港漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港漁場整備の将来像の見える化を推進するとともに、ホームページなど国民が容易に公表内容入手できる方法を活用して、各地での意欲のある取組の事例などの情報提供に努めていく。</p> <p>（2）住民参加型の事業への展開</p> <p>国民の価値観の多様化や行政の透明性・公平性の確保の観点から、広く住民からの意見を聴取する機会を設けるなど、当該意見を反映した計画の策定に努めていく。</p> <p>7. 民間活力の導入に関する事項</p> <p>漁港は、水産物の流通形態の多様化への対応、海洋性レクリエーション需要を踏まえた余暇空間の提供という機能が求められている。このことを踏まえ、漁港の効率的な整備や管理・運営が推進されるよう、地域の漁業実態に応じた漁港の利活用環境の改善を図りつつ、民間事業者に対する行政財産の貸付制度や一定の条件の下で民間事業者に公共施設用地の占有を許可し、利用を可能とする制度の活用、交流の促進やプレジャーボートの適切な受入れなどにより地域の活性化に <u>漁港施設を有効活用する</u> など、漁港施設の積極的活用を推進する。 <u>あわせて、漁港における民間事業者の長期・安定的な事業展開を図り</u>、加えて、官民連携による漁港施設の整備・維持管理・運営に向けた指定管理者制度やPFI（民間資金等活用事業）の導入などを促進することにより、漁港漁場整備事業と民間事業との連携が円滑に図られる環境を整備していく。漁港への民間活力の導入に当たっては、漁業活動に支障のない範囲で行うこととし、地域の漁業関係者、地域住民、関係団体・企業などとの十分な合意形成を図ることに留意するものとする。</p> <p>Ⅲ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項</p> <p>漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計における合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき「性能」（以下「要求性能」という。）を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進するとともに、よりの確で合理性の高い照査の確立に努めていく。その際、個々の漁港漁場施設などの要求性能の達成に加え、それらの総合体である漁港及び漁場が一体的に機能を発揮できるように施設の構造、規模、配置などについて配慮するものとする。</p> <p>（1）漁港漁場施設などの設計の基本的な考え方</p> <p>漁港漁場施設などは、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設定箇所やその周辺の地域の経済的・社会的条件、施設の設定箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理、漁村の生活環境の整備との一体性などの規模と配置に係る事項を考慮して、施設の目的及び要求性能を満足するよう設計するものとする。その際、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを十分に考慮することとする。</p> <p>（2）漁港漁場施設の目的及び要求性能に関する事項</p> <p>次に掲げる漁港漁場施設にあつては、漁港漁場施設を設置する目的とその目的を達成するための要求性能について、それぞれ次の指針に適合するよう定める。</p> <p>ア外郭施設</p> <p>漁港区域内の係留施設、水域施設、機能施設などを波、漂砂、潮汐せき、河川流、風などによる悪影響から防護し、漁船の安全及び円滑な漁港利用を確保することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>イ係留施設</p> <p>漁船を係留又は船揚げして、水産物の陸揚げ、漁業生産用資材の積卸し作</p>	<p>1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項</p> <p>漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計における合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき「性能」（以下「要求性能」という。）を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進するとともに、よりの確で合理性の高い照査の確立に努めていく。その際、個々の漁港漁場施設などの要求性能の達成に加え、それらの総合体である漁港及び漁場が一体的に機能を発揮できるように施設の構造、規模、配置などについて配慮するものとする。</p> <p>（1）漁港漁場施設などの設計の基本的な考え方</p> <p>漁港漁場施設などは、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設定箇所やその周辺の地域の経済的・社会的条件、施設の設定箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理、漁村の生活環境の整備との一体性などの規模と配置に係る事項を考慮して、施設の目的及び要求性能を満足するよう設計するものとする。その際、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを十分に考慮することとする。</p> <p>（2）漁港漁場施設の目的及び要求性能に関する事項</p> <p>次に掲げる漁港漁場施設にあつては、漁港漁場施設を設置する目的とその目的を達成するための要求性能について、それぞれ次の指針に適合するよう定める。</p> <p>ア外郭施設</p> <p>漁港区域内の係留施設、水域施設、機能施設などを波、漂砂、潮汐せき、河川流、風などによる悪影響から防護し、漁船の安全及び円滑な漁港利用を確保することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>イ係留施設</p> <p>漁船を係留又は船揚げして、水産物の陸揚げ、漁業生産用資材の積卸し作</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>業、漁船員の乗降、漁船の安全確保などを効率的に行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>ウ水域施設</p> <p>漁船が安全に航行、係留、^{びよう}錨泊などを行う<u>とともに、漁具の安全で適正な管理を図る</u>ことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。また、水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、当該水域施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとするとともに、土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置を講じるものとする。</p> <p>エ輸送施設</p> <p>水産物、漁業用資材などの漁港への搬入・搬出及び漁港内での移動並びにこれらに付随する作業の利便性及び安全性を確保することを目的とし、漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物及び漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>オ漁港施設用地</p> <p>漁港施設用地を敷地とする漁港施設の機能を十分発揮させることを目的とし、対象用地の用途に応じて、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>カ水産種苗生産施設</p> <p>水産動植物の種苗を生産することを目的とし、対象水産動植物の生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>キ陸上養殖施設</u></p> <p><u>陸上にて水産動植物を養殖生産することを目的とし、当該漁港における水産物生産や流通における役割、対象水産動植物の生育環境の保全や作業環境などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</u></p>	<p>業、漁船員の乗降、漁船の安全確保などを効率的に行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>ウ水域施設</p> <p>漁船が安全に航行、係留、^{びよう}錨泊などを行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。また、水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、当該水域施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとするとともに、土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置を講じるものとする。</p> <p>エ輸送施設</p> <p>水産物、漁業用資材などの漁港への搬入・搬出及び漁港内での移動並びにこれらに付随する作業の利便性及び安全性を確保することを目的とし、漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物及び漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>オ漁港施設用地</p> <p>漁港施設用地を敷地とする漁港施設の機能を十分発揮させることを目的とし、対象用地の用途に応じて、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>カ水産種苗生産施設</p> <p>水産動植物の種苗を生産することを目的とし、対象水産動植物の生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p><u>ク</u>養殖用作業施設 養殖用の資材の補修、組立、稚貝の選別、掃除などの共同作業などに使用することを目的とし、作業環境や安全性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>ケ</u>荷さばき所 水産物の陸揚げから出荷までの一連の作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、漁獲物の量・種類や取扱い形態などによる荷さばき所の利用状況、水産物の衛生管理の方法、製氷、冷凍及び冷蔵施設や<u>配送用作業施設</u>などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>コ</u>配送用作業施設 <u>荷さばき所から搬出した水産物を出荷するための集荷・分荷作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、輸送形態、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</u></p> <p><u>サ</u>水産倉庫 水産加工品や魚箱などを保管することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>シ</u>製氷、冷凍及び冷蔵施設 水産物の鮮度保持を目的とし、水産物の衛生管理の方法に加えて、製氷施設については、漁船や荷さばき所での必要な施氷量、冷凍及び冷蔵施設については、水産物の漁獲量の変動に対応した調整機能などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>ス</u>加工場 水産物の処理及び加工を衛生的かつ効率的に行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p>	<p><u>キ</u>養殖用作業施設 養殖用の資材の補修、組立、稚貝の選別、掃除などの共同作業などに使用することを目的とし、作業環境や安全性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>ク</u>荷さばき所 水産物の陸揚げから出荷までの一連の作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、漁獲物の量・種類や取扱い形態などによる荷さばき所の利用状況、水産物の衛生管理の方法、<u>野積場</u>や製氷冷蔵施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>ケ</u>水産倉庫 水産加工品や魚箱などを保管することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>コ</u>製氷、冷凍及び冷蔵施設 水産物の鮮度保持を目的とし、水産物の衛生管理の方法に加えて、製氷施設については、漁船や荷さばき所での必要な施氷量、冷凍及び冷蔵施設については、水産物の漁獲量の変動に対応した調整機能などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>サ</u>加工場 水産物の処理及び加工を衛生的かつ効率的に行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p><u>セ仲卸施設</u> 仲卸業者が小売業者に水産物の販売を行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所や配送用作業施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>ソ直売所</u> 漁業者が共同で消費者に水産物の販売を行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>タ発電施設</u> 複数の漁港施設に必要な電力を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>チ漁港浄化施設</u> 漁港内で発生する水産関連排水の処理又は陸揚げから出荷までの工程で使用する用水を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>ツ漁港環境整備施設</u> 広場、植栽、休憩所などを配置することにより漁港就労者の環境改善、安全性の向上、防災力強化などに資するとともに、災害時に漁港利用者などの迅速かつ安全な避難を確保することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>テ魚礁</u> 漁獲の増大、漁業操業の効率化又は対象生物の保護育成を図ることを目的とし、対象生物の分布・行動などの生態及び漁業の実態を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>ト増殖場</u></p>	<p><u>シ漁港浄化施設</u> 漁港内で発生する水産関連排水の処理又は陸揚げから出荷までの工程で使用する用水を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>ス漁港環境整備施設</u> 広場、植栽、休憩所などを配置することにより漁港就労者の環境改善、安全性の向上、防災力強化などに資することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>セ魚礁</u> 漁獲の増大、漁業操業の効率化又は対象生物の保護育成を図ることを目的とし、対象生物の分布・行動などの生態及び漁業の実態を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p><u>ソ増殖場</u></p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>対象生物の資源増大若しくは保護育成を図ること又は増殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の生理・生態、餌料などを含む対象生物に適した生育環境や成長段階に応じた場のネットワーク化、漁業の実態、更には栽培漁業や資源管理のための当該海域における取組状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>㊦養殖場 対象生物を生産し、若しくは育成すること又は養殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の成育に必要な水質・底質や水域の静穏の程度、造成漁場利用予定者の営漁状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>㊧増殖及び養殖を推進するための事業により整備される施設 対象生物の生息状況若しくは生息環境を的確に把握し、又は対象生物の種苗を生産することを目的とし、対象生物に応じて生育状況又は生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>㊨漁場の保全のための事業により整備される施設 漁場の水域環境の保全、生産力の回復、水産資源の生息場の環境修復などを図ることを目的とし、地形、海象、水質、底質などの自然条件、周辺の自然環境や漁場環境に及ぼす影響、しゅんせつ土などの処分方法及び工事や施設の維持管理に係る経済性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項</p> <p>(1) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序は、事業効果の早期発現の観点から、緊急性の高い施設の優先的な整備に配慮するとともに、工事中においても既存の漁港漁場施設の効率的な利用が図られるよう定める。 老朽化施設の修繕・更新に当たっては、予防保全の考え方にに基づき、施設の老朽化の程度を基本とするほか、ライフサイクルコストの縮減の観点から保全</p>	<p>対象生物の資源増大若しくは保護育成を図ること又は増殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の生理・生態、餌料などを含む対象生物に適した生育環境や成長段階に応じた場のネットワーク化、漁業の実態、更には栽培漁業や資源管理のための当該海域における取組状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>㊦養殖場 対象生物を生産し、若しくは育成すること又は養殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の成育に必要な水質・底質や水域の静穏の程度、造成漁場利用予定者の営漁状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>㊧増殖及び養殖を推進するための事業により整備される施設 対象生物の生息状況若しくは生息環境を的確に把握し、又は対象生物の種苗を生産することを目的とし、対象生物に応じて生育状況又は生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>㊨漁場の保全のための事業により整備される施設 漁場の水域環境の保全、生産力の回復、水産資源の生息場の環境修復などを図ることを目的とし、地形、海象、水質、底質などの自然条件、周辺の自然環境や漁場環境に及ぼす影響、しゅんせつ土などの処分方法及び工事や施設の維持管理に係る経済性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。</p> <p>2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項</p> <p>(1) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序は、事業効果の早期発現の観点から、緊急性の高い施設の優先的な整備に配慮するとともに、工事中においても既存の漁港漁場施設の効率的な利用が図られるよう定める。 老朽化施設の修繕・更新に当たっては、予防保全の考え方にに基づき、施設の老朽化の程度を基本とするほか、ライフサイクルコストの縮減の観点から保全</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>工事の実施時期を定め、また、保全工事が集中する場合には、施設の重要性や施設が設置されている漁港漁場の役割などを勘案しつつ優先順位を設定し、施設の機能が十分に発揮されるものとなるよう定める。</p> <p>（2）漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境・漁場環境・生活環境に及ぼす影響、工事に係る経済性を考慮し、ICTなどの積極的な活用を図りつつ、工事の安全かつ円滑な実施が確保されるよう定める。</p> <p>IV. 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項</p> <p>1. 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項</p> <p>（1）自然環境に配慮した漁港・漁場の整備 再生産可能な水産資源の持続的な利用や豊かな自然環境の次世代への継承のため、漁港漁場整備事業の実施に当たっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握や環境配慮型構造物の採用に努めることで影響の低減に資する漁港漁場施設づくりを推進していく。特に、漁港施設用地の造成に当たっては、事前にその必要性について十分に検討を行うこととし、造成を行う場合にあっても藻場・干潟などへの影響が懸念される場合には同等規模の代替措置を講ずるよう努める。</p> <p>加えて、持続的生産体制の構築に向けて、カーボンニュートラルの実現に資するよう、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造のほか、漁港における再生可能エネルギーの積極的な活用、省エネルギー対策の実施、漁船の漁港漁場利用に当たっての効率化による燃油使用量及び二酸化炭素排出量の削減に取り組む。</p> <p>（2）周辺の自然環境に対する配慮 漁港漁場整備事業により海流の変化などが生じ、周辺の自然環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、その実施に当たって、関係者と連携しつつ、総合</p>	<p>工事の実施時期を定め、また、保全工事が集中する場合には、施設の重要性や施設が設置されている漁港漁場の役割などを勘案しつつ優先順位を設定し、施設の機能が十分に発揮されるものとなるよう定める。</p> <p>（2）漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境・漁場環境・生活環境に及ぼす影響、工事に係る経済性を考慮し、ICTなどの積極的な活用を図りつつ、工事の安全かつ円滑な実施が確保されるよう定める。</p> <p>IV. 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項</p> <p>1. 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項</p> <p>（1）自然環境に配慮した漁港・漁場の整備 再生産可能な水産資源の持続的な利用や豊かな自然環境の次世代への継承のため、漁港漁場整備事業の実施に当たっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握や環境配慮型構造物の採用に努めることで影響の低減に資する漁港漁場施設づくりを推進していく。特に、漁港施設用地の造成に当たっては、事前にその必要性について十分に検討を行うこととし、造成を行う場合にあっても藻場・干潟などへの影響が懸念される場合には同等規模の代替措置を講ずるよう努める。</p> <p>加えて、持続的生産体制の構築に向けて、カーボンニュートラルの実現に資するよう、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造のほか、漁港における再生可能エネルギーの積極的な活用、省エネルギー対策の実施、漁船の漁港漁場利用に当たっての効率化による燃油使用量及び二酸化炭素排出量の削減に取り組む。</p> <p>（2）周辺の自然環境に対する配慮 漁港漁場整備事業により海流の変化などが生じ、周辺の自然環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、その実施に当たって、関係者と連携しつつ、総合</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>的な観点から自然環境への影響に配慮していく。</p> <p>（3）自然環境の修復と創造 効用の低下している漁場の生産力の回復や磯焼けの発生などにより水産資源の生育場の環境を修復する必要がある場合には、水産生物の成長段階に応じた場のネットワーク化や水域ごとの違いに配慮しつつ、覆砂、しゅんせつ、作れい、着定基質の設置などにより底質・流況の改善、藻場・干潟の造成などを行うとともに、集落排水施設の整備との計画上の整合性に配慮しつつ浄化施設を整備することなどにより、漁港・漁場の水域環境の保全を図っていく。また、漁場環境の保全・創造と基礎生産力の向上を目的とした、水産動植物を育む藻場・干潟の造成などによる「海の森づくり」を母藻の設置、食害生物の除去や特定の海域への栄養塩類供給などの取組と連携しつつ、積極的に推進していくなど、自然環境の変化にも柔軟に対応しつつ、自然環境の創造に重点的に取り組んでいく。</p> <p>2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項</p> <p>（1）良好な生活環境・就労環境の確保 漁村は、その立地特性から、防災上の課題や衛生面での課題を抱えているものが多い。このため、漁村の生活環境の改善が図られるよう、漁村における集落排水施設、集落道、防災安全施設、情報関連施設などの整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備を推進する。 また、漁業が厳しい自然環境下での作業を必要とするものであることから、浮体式係船岸、防風・防暑・防雪施設などの整備により、作業の安全性の向上や労力の軽減など、就労環境の改善に努めていく。</p> <p>（2）人と自然のふれあいの場の提供 漁港は海とのふれあいの場を提供し、国民の海洋性レクリエーションの要請に対応する機能を有している。このため、漁港の整備については、人と自然のふれあいの場の提供にも配慮していく。</p> <p>（3）漁村の文化などに配慮した整備</p>	<p>的な観点から自然環境への影響に配慮していく。</p> <p>（3）自然環境の修復と創造 効用の低下している漁場の生産力の回復や磯焼けの発生などにより水産資源の生育場の環境を修復する必要がある場合には、水産生物の成長段階に応じた場のネットワーク化や水域ごとの違いに配慮しつつ、覆砂、しゅんせつ、作れい、着定基質の設置などにより底質・流況の改善、藻場・干潟の造成などを行うとともに、集落排水施設の整備との計画上の整合性に配慮しつつ浄化施設を整備することなどにより、漁港・漁場の水域環境の保全を図っていく。また、漁場環境の保全・創造と基礎生産力の向上を目的とした、水産動植物を育む藻場・干潟の造成などによる「海の森づくり」を母藻の設置、食害生物の除去や特定の海域への栄養塩類供給などの取組と連携しつつ、積極的に推進していくなど、自然環境の変化にも柔軟に対応しつつ、自然環境の創造に重点的に取り組んでいく。</p> <p>2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項</p> <p>（1）良好な生活環境・就労環境の確保 漁村は、その立地特性から、防災上の課題や衛生面での課題を抱えているものが多い。このため、漁村の生活環境の改善が図られるよう、漁村における集落排水施設、集落道、防災安全施設、情報関連施設などの整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備を推進する。 また、漁業が厳しい自然環境下での作業を必要とするものであることから、浮体式係船岸、防風・防暑・防雪施設などの整備により、作業の安全性の向上や労力の軽減など、就労環境の改善に努めていく。</p> <p>（2）人と自然のふれあいの場の提供 漁港は海とのふれあいの場を提供し、国民の海洋性レクリエーションの要請に対応する機能を有している。このため、漁港の整備については、人と自然のふれあいの場の提供にも配慮していく。</p> <p>（3）漁村の文化などに配慮した整備</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>漁村の多くは、伝統文化を受け継ぎ、良好な自然環境を有していることから、これらに配慮した漁港漁場整備事業を推進し、国民の心の豊かさと安らぎの場を確保していく必要がある。</p> <p>このような観点から、地域特有の自然条件、社会条件などを活かしつつ、歴史的・文化的祭りや生活様式に配慮した施設、良好な漁村の景観形成に資する施設などの整備を推進していく。</p> <p>3. 環境との調和の推進に関する事項</p> <p>漁港周辺には、豊かな自然環境及び良好な生物の生育環境が形成されていることから、周辺の環境との調和への配慮を行うため、環境への影響の評価を行うとともに、必要に応じモニタリングの実施に努める。なお、環境への影響が予測される場合には、その影響の低減に努めていく。</p> <p>また、我が国周辺水域で展開される海洋再生エネルギー発電設備の設置に当たり、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年5月17日閣議決定）に基づき、漁業との協調・共生についての観点を踏まえることとされており、その協調・共生に関連した漁港漁場整備に当たっては、その趣旨に十分配慮して実施する。</p> <p>V. その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項</p> <p>1. 都市と漁村の交流及び「海業」の振興の促進に関する事項</p> <p>国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進が図られるよう、広場、遊歩道、釣り桟橋などの交流に資する施設の整備を推進していく。また、漁村の地域資源を活用し、訪日外国人を含む旅行者の漁村への誘致促進を図るため、漁村での滞在に必要な宿泊施設、漁業体験施設、水産物の提供施設や漁港の活用促進に資する整備などを推進する。さらに、海業など関連産業を集積させていくため、漁港施設等活用事業を推進する。</p> <p>2. 漁港・漁村における多様な人材に配慮した整備に関する事項</p>	<p>漁村の多くは、伝統文化を受け継ぎ、良好な自然環境を有していることから、これらに配慮した漁港漁場整備事業を推進し、国民の心の豊かさと安らぎの場を確保していく必要がある。</p> <p>このような観点から、地域特有の自然条件、社会条件などを活かしつつ、歴史的・文化的祭りや生活様式に配慮した施設、良好な漁村の景観形成に資する施設などの整備を推進していく。</p> <p>3. 環境との調和の推進に関する事項</p> <p>漁港周辺には、豊かな自然環境及び良好な生物の生育環境が形成されていることから、周辺の環境との調和への配慮を行うため、環境への影響の評価を行うとともに、必要に応じモニタリングの実施に努める。なお、環境への影響が予測される場合には、その影響の低減に努めていく。</p> <p>また、我が国周辺水域で展開される海洋再生エネルギー発電設備の設置に当たり、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年5月17日閣議決定）に基づき、漁業との協調・共生についての観点を踏まえることとされており、その協調・共生に関連した漁港漁場整備に当たっては、その趣旨に十分配慮して実施する。</p> <p>V. その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項</p> <p>1. 都市と漁村の交流及び「海業」の振興の促進に関する事項</p> <p>国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進が図られるよう、広場、遊歩道、釣り桟橋などの交流に資する施設の整備を推進していく。また、漁村の地域資源を活用し、訪日外国人を含む旅行者の漁村への誘致促進を図るため、漁村での滞在に必要な宿泊施設、漁業体験施設、水産物の提供施設などの整備を推進する。さらに、海業など関連産業を集積させていくため、漁港利用の規制緩和などとともに、活用する形態に応じた漁港の活用促進のための環境整備を推進する。</p> <p>2. 漁港・漁村における多様な人材に配慮した整備に関する事項</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>漁港漁場整備事業においては、地域の水産業を担うべき人材の育成や確保に資するため、年齢、性別や国籍などによらず多様な人材が活躍できるよう漁港における就労環境や漁村の生活環境の改善を推進していく。特に、水産業における高齢者の活動、女性の参画や外国人材の就労・生活環境の整備の促進を図っていく。</p> <p>（1）高齢者の活動に配慮した整備 漁村における高齢者は、豊富な知識・経験や熟達した技術を有しており、地域の取りまとめ役としての役割を担っている。漁村の高齢者が、生涯現役として生きがいを持って漁業活動を行うことが可能となるよう、生活環境及び就労環境の整備においてバリアフリー化を積極的に導入するなど、高齢者に配慮した施設整備を推進していく。</p> <p>（2）女性の参画に配慮した整備 漁村における女性の活動は、漁業生産活動のみならず、魚食普及、海浜清掃、健康管理、植林など地域生活に係る活動全般にわたっている。漁業就業者の高齢化の進行や後継者不足が深刻化する中で、漁村の女性の役割は、従来にも増して重要になっており、女性が安定的に水産業及びこれに関連する活動に参画できるよう、重労働の軽減化、安全性の確保、トイレや休憩所の整備などを推進していく。</p> <p>（3）外国人材の就労・生活環境に配慮した整備 水産業の現場では、漁業分野などにおける外国人材が増加している。そのため、漁港・漁村において、外国人材が円滑に就労し、生活できるよう、就労環境及び生活環境の整備に当たり、多言語表示などに配慮した施設整備を推進していく。</p> <p>3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項 日本列島は、南北に長く、離島や半島などの条件不利地域、積雪寒冷地、潮位差の大きい地域、台風などの災害を受けやすい地域など、様々な自然条件を持った地域が存在しており、また、水産資源の状況についても地域差があることから、それぞれの地域の特性に十分配慮した整備を行っていく。特に離島で</p>	<p>漁港漁場整備事業においては、地域の水産業を担うべき人材の育成や確保に資するため、年齢、性別や国籍などによらず多様な人材が活躍できるよう漁港における就労環境や漁村の生活環境の改善を推進していく。特に、水産業における高齢者の活動、女性の参画や外国人材の就労・生活環境の整備の促進を図っていく。</p> <p>（1）高齢者の活動に配慮した整備 漁村における高齢者は、豊富な知識・経験や熟達した技術を有しており、地域の取りまとめ役としての役割を担っている。漁村の高齢者が、生涯現役として生きがいを持って漁業活動を行うことが可能となるよう、生活環境及び就労環境の整備においてバリアフリー化を積極的に導入するなど、高齢者に配慮した施設整備を推進していく。</p> <p>（2）女性の参画に配慮した整備 漁村における女性の活動は、漁業生産活動のみならず、魚食普及、海浜清掃、健康管理、植林など地域生活に係る活動全般にわたっている。漁業就業者の高齢化の進行や後継者不足が深刻化する中で、漁村の女性の役割は、従来にも増して重要になっており、女性が安定的に水産業及びこれに関連する活動に参画できるよう、重労働の軽減化、安全性の確保、トイレや休憩所の整備などを推進していく。</p> <p>（3）外国人材の就労・生活環境に配慮した整備 水産業の現場では、漁業分野などにおける外国人材が増加している。そのため、漁港・漁村において、外国人材が円滑に就労し、生活できるよう、就労環境及び生活環境の整備に当たり、多言語表示などに配慮した施設整備を推進していく。</p> <p>3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項 日本列島は、南北に長く、離島や半島などの条件不利地域、積雪寒冷地、潮位差の大きい地域、台風などの災害を受けやすい地域など、様々な自然条件を持った地域が存在しており、また、水産資源の状況についても地域差があることから、それぞれの地域の特性に十分配慮した整備を行っていく。特に離島で</p>

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針 新旧対照表

資料 6-2

変更の案	現行（令和4年3月）
<p>は、漁港は水産物の生産・流通の拠点としての機能だけではなく、日常生活物資の搬入などの生活の拠点としても機能していること、水産業が基幹産業として地域経済の重要な位置を占めているものの、流通面で不利なことなどの地域特性を有すること、さらに有人国境離島地域においては、その地域の保全及び地域社会の維持の重要性から、これらに配慮した施設の整備を推進していく。</p>	<p>は、漁港は水産物の生産・流通の拠点としての機能だけではなく、日常生活物資の搬入などの生活の拠点としても機能していること、水産業が基幹産業として地域経済の重要な位置を占めているものの、流通面で不利なことなどの地域特性を有すること、さらに有人国境離島地域においては、その地域の保全及び地域社会の維持の重要性から、これらに配慮した施設の整備を推進していく。</p>

模範漁港管理規程例の一部改正について

1. 漁港漁場整備法における「模範漁港管理規程例」の位置付け

- 漁港管理者である地方公共団体は、漁港漁場整備法第26条の規定に基づき、漁港管理規程を定め、これに従い適正に漁港の維持管理を行う必要。
- 農林水産大臣は、漁港の維持管理に関し、全国的な視点に立った模範となる運用方針を漁港管理者に示すため、法第34条第4項の規定に基づき、水産政策審議会の議を経て、模範漁港管理規程例を制定。

2. 「模範漁港管理規程例」の改正内容

- 今般、「漁港漁場整備法」の一部改正に伴い、模範漁港管理規程は次の改正を行う。
 - ① 法律名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されたことに伴う所要の措置
 - ② 新たに創設された「漁港施設等活用事業」に関する占用料(漁港水面施設運営権を含む)の徴収に関する規定の追加

<参考> 漁港管理に関する手続きに係る適用規定

漁港管理に関する主な手続き	「漁港及び漁場の整備等に関する法律」	「模範管理管理規程例」
漁港施設の維持運営計画の策定	—	第4条
漁港施設の利用の届出	—	第9条
漁港施設の占用の許可	—	第10条
漁港施設の使用の許可	—	第11条
特定漁港施設の貸付け	第37条の2	—
漁港施設等活用事業に係る貸付け	第44条 (※ 新設)	—
漁港区域内の公共空地及び水面の一部の占用許可	第39条 (※ 「漁港施設等活用事業」に係る占用等について許可対象から除外)	
漁港水面施設運営権の設定	第52条 (※ 新設)	
土砂採取料等の徴収	第39条の5 (※ 「漁港施設等活用事業等」に係る土砂採取料等の徴収について追加)	第15条 (※ 「漁港施設等活用事業等」に係る土砂採取料等の徴収対象者を追加)

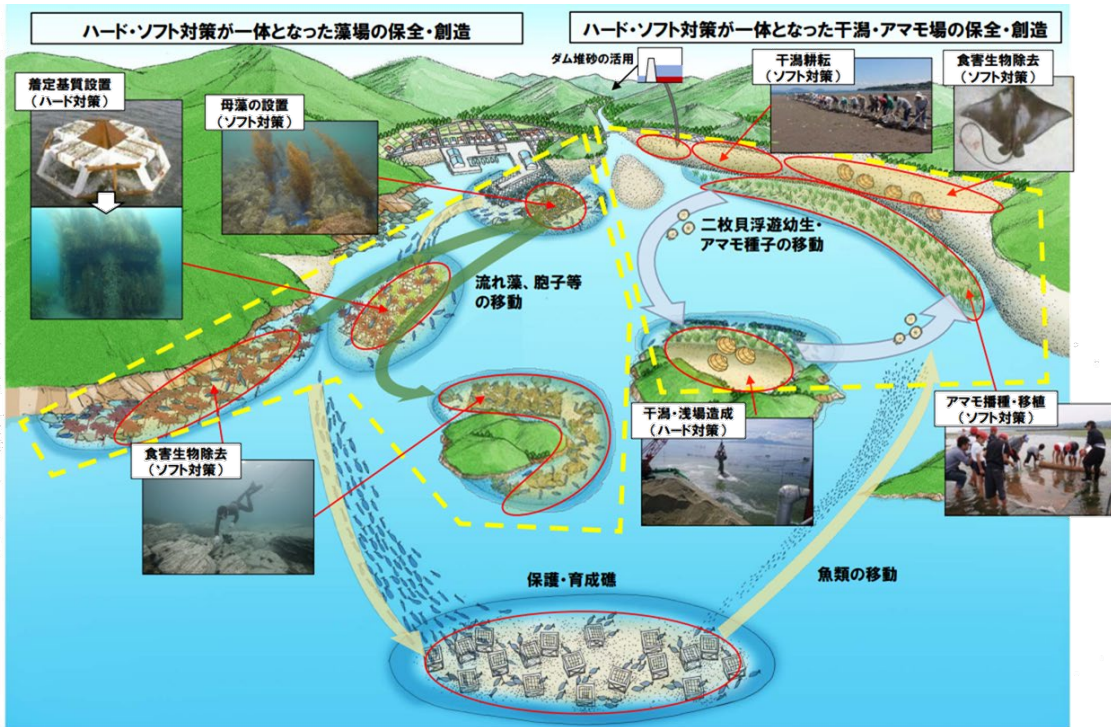
模範漁港管理規程例の改正(案)

改 正 後	現 行
<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、県(市町村)が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等) 第15条 漁港の区域内の水域(県(市町村)以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について<u>法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)</u>(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>法第39条</u>第4項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、県(市町村)が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等) 第15条 漁港の区域内の水域(県(市町村)以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について<u>法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。))</u>からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

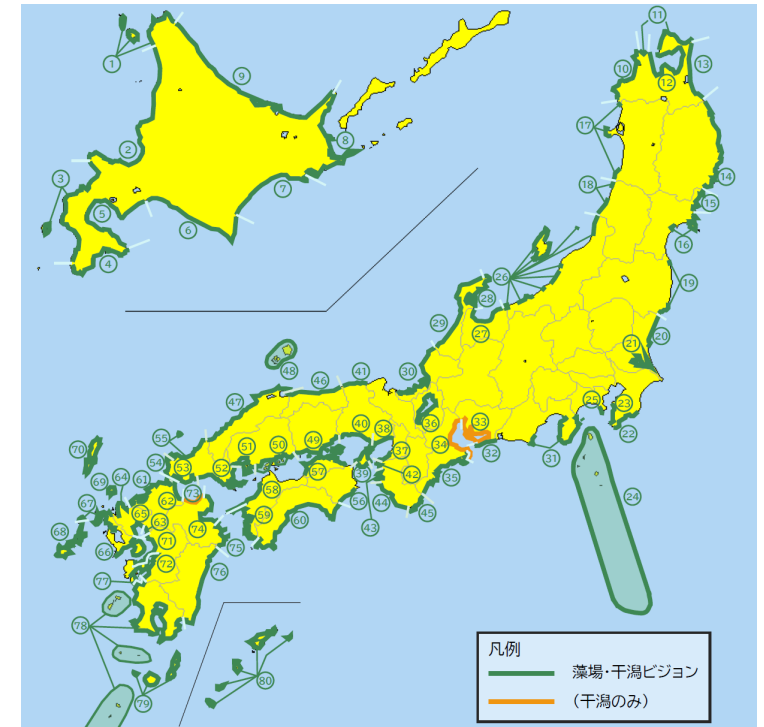
藻場・干潟ビジョンとは

- 実効性のある効率的な**藻場・干潟の保全・創造対策を推進するための基本的な考え方**をとりまとめたものであり、**各海域の藻場・干潟ビジョンの基本的な指針**となるもの（平成28年1月公表）。
- 具体的には**次の4つの視点を重視**しつつ、各海域環境に的確に対応した形で、対策を実施していくことを提示。
 - ◇ 的確な衰退要因の把握 ◇ ハード・ソフトが一体となった広域的対策の実施
 - ◇ 新たな知見の積極的導入 ◇ 留意事項（地方自治体中心による実施体制構築、漁業者等の自主的管理、成果の発信等）
- 国のビジョンに基づき、**全国80の各海域の藻場・干潟ビジョンを策定**（令和5年9月時点）。

国の藻場・干潟ビジョン（平成28年1月公表）



各海域の藻場・干潟ビジョン（現在：80海域策定）



現状と課題

- 藻場・干潟は、近年、**二酸化炭素を吸収するブルーカーボン生態系として注目**。国が定める各種戦略・計画にもその役割と重要性が明記され、**一層の保全・創造を推進**することが必要。
- 一方、藻場・干潟の保全活動を担う漁業者等の**高齢化や担い手不足**が進む中で、**持続可能な保全体制の構築が不可欠**。また、これまで様々な知見が集積されてきたが、**さらなる工夫やあらゆる関係者との連携**による取組が必要。
- これらの状況を踏まえて、**藻場・干潟ビジョンの所要の見直し**を行い、各海域における持続可能な**保全体制の構築を促す**とともに、**カーボンニュートラルへの貢献を推進**。

主な見直しのポイント

- **現状認識** ▶ 地球温暖化対策としての藻場・干潟の重要性や藻場・干潟の保全の担い手不足等の現状認識を更新
- **藻場・干潟の機能** ▶ 藻場・干潟の**二酸化炭素の吸収源**としての機能の重要性を明記
- **新たな知見の導入** ▶ **海水温の上昇を踏まえた海藻種**の選定、広域的なモニタリング技術の導入
▶ 海藻種の選定にあたっては、**海洋環境の変化**を踏まえつつ、**海域の生態系や地域の漁業実態を考慮**
- **基本的考え方** ▶ **多様な主体による参画を促進**する取組（ボランティア、教育機関、民間企業等との連携）を推進
▶ **カーボンニュートラルへの貢献**を評価・発信、社会的な関心の高まりを捉えた**民間企業等との連携**（カーボンクレジット制度等の活用）
▶ 漁港・漁場の建設事業者による藻場・干潟保全への関与の期待
- **ビジョンの共有** ▶ 関係者の理解促進と多様な主体の参画を促すため、**策定したビジョンの公表・共有**を推進

各海域における藻場・干潟の保全・創造に向け、**持続可能な体制を構築**するとともに、**カーボンニュートラルに貢献**

藻場・干潟ビジョンの構成 (赤字：主な見直し部分)

1. はじめに
2. 藻場・干潟の機能と現状
3. これまでの藻場・干潟の保全・創造対策
 - (1) 公共事業による整備
 - (2) ソフト対策による藻場・干潟の保全対策
 - (3) 技術開発と知見の普及
4. 実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造に向けた基本的考え方
 - (1) 的確な衰退原因の把握
 - (2) ハード・ソフト施策が一体となった広域的対策の実施
 - (3) **新たな知見の積極的導入**
 - (4) **多様な主体による保全活動への参画とカーボンニュートラルへの貢献【追加】**
 - (5) **対策の実施に当たっての留意事項**
5. 各海域における対策の推進に当たって
 - (1) 各海域に関する情報収集と衰退要因及び海域環境の把握
 - (2) 各海域の藻場・干潟ビジョンの策定
 - ① 対策・実施体制の構築
 - ② 藻場・干潟の保全・創造対策を検討・実施する海域の範囲の設定
 - ③ 対策実施対象種の設定
 - ④ 長期的な目標の設定
 - ⑤ 藻場・干潟の保全・創造対策を実施する複数の実施候補地の選定
 - ⑥ 実施候補地ごとの対策規模・工法、保全手法、優先順位等の選定
 - ⑦ **多様な主体による保全活動への参画とカーボンニュートラルへの貢献【追加】**
 - (3) ハード・ソフトが一体となった対策の実施
 - (4) モニタリング及び維持管理
 - (5) **ビジョンの共有及び取組成果の発信**
 - (6) 計画の見直し・改善
6. 最後に

藻場・干潟ビジョン（案）

令和5年〇月改訂

水産庁

目次

1. はじめに	1
2. 藻場・干潟の機能と現状	2
3. これまでの藻場・干潟の保全・創造対策	2
(1) ハード対策による藻場・干潟の整備	2
(2) ソフト対策による藻場・干潟の保全対策	3
(3) 技術開発と知見の普及	3
4. 実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造に向けた基本的考え方	4
(1) 的確な衰退原因の把握	4
(2) ハード・ソフト施策が一体となった広域的対策の実施	5
(3) 新たな知見の積極的導入	5
(4) 多様な主体による参画とカーボンニュートラルへの貢献	6
(5) 対策の実施に当たっての留意事項	6
5. 各海域における対策の推進に当たって	7
(1) 各海域に関する情報収集と衰退要因及び海域環境の把握	9
(2) 各海域の藻場・干潟ビジョンの策定	14
(3) ハード・ソフトが一体となった対策の実施	18
(4) モニタリング及び維持管理	18
(5) ビジョンの共有及び取組成果の発信	19
(6) 計画の見直し・改善	19
6. 最後に	19
(参考)	21

※本編の凡例

赤文字：改訂箇所

黄色マーカー：キーワード

1 1. はじめに

2 藻場・干潟は、海域において豊かな生態系を育む機能を有するほか、水産生物
3 の生育にとって非常に重要な役割を有しており、水産資源の回復を図るため
4 にはこの保全・創造を推進することが重要である。現在、水産庁においては、水産
5 資源の回復・増大が図られるよう、生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産
6 生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出する「水産環境整備」を
7 推進しており、特に藻場・干潟は、「生態系全体の生産力の底上げ」の根底をな
8 すものである。

9 しかしながら、高度経済成長期に急激に悪化した藻場・干潟などの沿岸環境は、
10 その後の汚濁負荷量の総量削減の取組などにより水質自体は改善したものの、
11 生物の生育環境は、必ずしも好転したとは言えない状況であり、藻場・干潟の保
12 全・創造といった回復に向けた手段を積極的に講ずる必要がある。

13 水産庁としても水産基盤整備事業等によりハード整備を支援するほか、水産
14 多面的機能発揮対策事業等でもソフト面の取組を支援する対策を講じているが、
15 依然として藻場・干潟の拡大・機能回復をめぐる課題は根強く残っている。

16 特に、海水温の上昇等により、地域における従前の取組では十分な藻場・干
17 潟の保全・創造が困難になってきていることから、一層の工夫やあらゆる関係
18 者との連携による取組が求められている。

19 また、令和2年10月に我が国政府は、2050年カーボンニュートラルを目指
20 すことを宣言し、温室効果ガスの削減に向けあらゆる取組を行うこととしてい
21 る。その中で、二酸化炭素の吸収源として、いわゆるブルーカーボン生態系が
22 注目され、藻場・干潟は、一層その重要性と社会的な関心が高まっている。

23 このため、国は、みどりの食料システム戦略（令和3年、農林水産省策定）
24 により、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進、水
25 産基本計画及び漁港漁場整備長期計画（令和4年、閣議決定）により、漁港・
26 漁場の環境負荷の低減や脱炭素化に向けた対応によるカーボンニュートラルへ
27 の貢献を目指すこととしている。

28
29 本「藻場・干潟ビジョン」は、実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策を
30 推進するための基本的な考え方をとりまとめたものであり、地方公共団体等が本「藻
31 場・干潟ビジョン」に基づいて各地域の特性を織り込んだ「各海域の藻場・干潟ビジョ
32 ン」（ハード・ソフト対策が一体となった実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創
33 造に向けた行動計画）を策定する際の基本的な指針として、学識経験者や行政担当者
34 等により構成される「藻場・干潟ビジョン検討会」の最終とりまとめを踏ま
35 え、平成28年に初版を作成した。

36 それ以降、本ビジョンを踏まえ、全国80海域（令和5年9月現在）で各海域

1 の藻場・干潟ビジョンが策定され、それらに基づく地域毎の取組が進められて
2 きた。他方、海洋環境の変化に伴い植食性生物の分布域の変化や藻場・干潟の
3 保全活動を行う漁業者等の高齢化や担い手不足による持続可能な保全体制の確
4 保、上述のカーボンニュートラルの実現に向けた藻場・干潟の重要性の高まり
5 等を踏まえて、本ビジョンを見直すこととし、令和5年に学識経験者等からの
6 意見をいただいた上で、第2版として改訂したものである。

7 8 9 2. 藻場・干潟の機能と現状

10 藻場は、海藻等が水中の二酸化炭素を吸収して酸素を供給する機能や、生物多様
11 性を維持する機能を有するとともに、水産生物の産卵場所や幼稚仔魚等の生息
12 場所や、アワビ・サザエなどの海藻類を食す水産生物や海藻表面や藻体間の餌料生
13 物を捕食する水産動物にとっての餌場となるなど、漁業資源の増殖に大きな役
14 割を果たしている。

15 また、干潟は、二枚貝等砂泥中に住む水産生物の生息の場となっており、藻場
16 と同様に幼稚仔魚の生息場所となっているほか、生物多様性を維持する機能や
17 海域の水質を浄化する機能を有しており、陸域から流入する栄養塩濃度の急激
18 な変動を抑える緩衝地帯としても重要な役割を果たしている。

19 さらに、これらの豊かな生態系を育む機能に加えて、藻場・干潟を含む海洋
20 生態系に貯留される炭素いわゆるブルーカーボンが注目されており、藻場・干
21 潟は、二酸化炭素の吸収源としての機能も重要となっている。

22 このような藻場・干潟は、かつては全国の沿岸域に広く分布していたが、埋
23 め立て等により消失が進んだほか、近年では、海水温の上昇に伴う海藻の立ち枯
24 れ、ウニやノトイヌズミ、アイゴなどの植食性動物の摂食行動の活発化と分布
25 域の拡大等により藻場面積が減少し、南方系魚類であるナルトビエイの来遊に
26 による二枚貝の捕食や貧酸素水塊の発生、陸上からの砂の供給の低下や円滑な物
27 質循環の滞り等により、干潟における二枚貝類の生産力が低下している状況で
28 ある。

29 また、大規模に藻場が急速に衰退・喪失してしまう「磯焼け」の拡大は、水
30 産業に多大な影響を与えており、一時的に藻場が回復した後に再び磯焼け状態
31 に戻った地域も見受けられ、このような地域の全国的な拡大が危惧される。

32 33 34 3. これまでの藻場・干潟の保全・創造対策

35 (1) ハード対策による藻場・干潟の整備

36 ハード対策による藻場整備は、主として、海藻の遊走子や幼胚（いずれも母

藻から放出される海藻の増殖の基礎となるもの)の着定する基質が乏しい海域における石材やコンクリートブロック等の設置や海草の生育に必要な光量が不足する海域における砂地造成による嵩上げ等により行われ、干潟整備は、主として、二枚貝等の浮遊幼生の着底促進や生息環境の改善のため、良質な砂を投入することにより行われる。

このような藻場・干潟の整備は、昭和51年度より開始された沿岸漁場整備開発計画に基づき公共事業として本格的に整備が進められてきた。平成14年度に開始した漁港漁場整備長期計画においては、計画期間内における藻場・干潟の整備事業量が定量的に定められるとともに、平成19年度からは海藻の着定基質の設置や浅場造成とあわせて母藻の播種・移植や食害生物対策等が実施できる「磯焼け対策緊急整備事業」が創設され、平成28年度からは海域環境の変化に順応した事業展開を推進するため、藻場・干潟造成事業等とあわせて食害生物対策等が実施できる「水産資源を育む水産環境保全・創造事業磯焼け対策」に移行しより確実性の高い藻場・干潟整備が行われている。

これまで、公共事業やその他事業によりほぼ全国的に藻場・干潟の整備が行われ、公共事業では令和3年度までに3万6千haを越える整備が行われている。

(2) ソフト対策による藻場・干潟の保全対策

藻場・干潟の維持管理等の沿岸域の環境・生態系を守るための取組が、水産動植物の生育環境の改善や水産資源の回復に資するとともに、水質の改善や生物多様性の保全を通じて幅広く国民全体に恩恵をもたらすものであることを踏まえ、漁業者や地域住民が行う藻場・干潟等の維持・回復に資する保全活動を支援する「環境・生態系保全対策事業」が平成21年度より開始された。その後、環境生態系を含む、水産業・漁村が持つ多面的機能の発揮を支援するため、「水産多面的機能発揮対策事業」として平成25年度より開始された。水産多面的機能発揮対策事業等により藻場・干潟の保全活動を行う活動組織は令和3年度においては、400を越える活動組織が約5.8万haの藻場・干潟の保全活動を行っている。

また、近年は水産多面的機能発揮対策事業以外にも地域、民間企業、研究機関等が連携して藻場の保全活動を行う取組も広がりを見せている。

(3) 技術開発と知見の普及

磯焼け発生機構の解明やその対策についての研究が長年にわたって取り組まれてきたが、必ずしも現場において適用されていなかったことから、平成

1 19年、漁業者自らが主体となって藻場の回復を計画・実行できる具体的な対
2 応策を系統的にまとめた「磯焼け対策ガイドライン」を策定し、その普及を図
3 るとともに、平成27年、植食性魚類の生態に関する知見や駆除技術等をさら
4 に充実させた「改訂版 磯焼け対策ガイドライン」に改訂、令和3年、海洋環
5 境の変化に対応するため植食性魚類対策の強化や各地の対策事例を多数掲載
6 した「第3版 磯焼け対策ガイドライン」を策定している。さらに、各地で
7 取り組まれた磯焼け対策に関する知見の共有や藻場・干潟の保全活動に関する
8 優良事例の横展開を図るため、毎年「磯焼け対策全国協議会」や「水産多面的
9 機能発揮対策に係るシンポジウム」を開催している。

10 また、干潟についても、実用的な生産力改善手法をとりまとめた「干潟生産
11 力改善のためのガイドライン」を平成20年に策定するとともに、アサリの調
12 査研究事例に関する知見を共有するための「アサリ研究会」が毎年開催され、
13 令和4年度からは「二枚貝生産環境研究会」として新たな活動が行われている。

16 4. 実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造に向けた基本的考え方

17 磯焼けや機能が低下した藻場・干潟を保全・創造するためには、まずは衰退
18 原因等を把握した上で、その原因に応じた対策を検討し、広域的な視点をもつ
19 て着定基質の設置等のハード整備に、食害生物の駆除等のソフト対策を連携し
20 て行うことが重要である。また、取組効果を適時調査、評価し、必要な改善を
21 図っていくことで、実効性ある藻場・干潟の保全・創造を実現していくことが
22 基本である。加えて、持続的な藻場・干潟の利用の観点から海洋環境の変化に
23 よる植食性生物の分布域の変化などへの適応といった課題に対して、新たな知
24 見の積極的な導入が必要である。特に、これまでの対策では十分な効果が得ら
25 れない地域が現れてきている状況を鑑みて、新たな発想や工夫を重ねて状況の
26 改善を図っていくことが重要である。

27 また、藻場・干潟の保全・創造に取り組む漁業者等の高齢化や担い手不足に
28 より、持続可能な保全体制の確保が課題となっており、国・地方公共団体それ
29 ぞれの立場において、必要な取組を推進する必要がある。

30 具体的には、以下の考え方に基づき、各海域における藻場・干潟の保全・創造対
31 策を推進していく。

32 (1) 的確な衰退原因の把握

33 海藻草類の生育を制限する要因として、海水温の上昇に伴う海藻の立ち枯れ、
34 植食性動物による捕食、浮泥の堆積、光量不足等があげられ、干潟の生産力の
35 低下要因として、陸上からの砂の供給の低下や円滑な物質循環の滞り、貧酸素水
36 塊の影響、ナルトビエイやクロダイ、ツメタガイなどの食害生物の来遊などが

1 一般的に列挙されるが、個別の海域ごとにその要因は様々である。そのため、
2 昨今の海水温上昇等の影響により、衰退原因が変化する可能性があることを
3 念頭に置きつつ、必要に応じて漁業者等の協力を得ながら現地調査を行い、
4 個別の海域ごとに的確に要因を把握・予測し、その要因に合致した対策を講
5 じる。その際、局所的な調査の実施や要因把握に留まらず、水産多面的機能
6 発揮対策事業等による藻場・干潟の保全活動等から得られる情報や知見も活
7 用しつつ、広域的な海域環境の把握に努める。

8 9 (2) ハード・ソフト施策が一体となった広域的対策の実施

10 海藻草類の孢子・種子等の生殖細胞や干潟域に生息するアサリ等の二枚貝
11 類の浮遊幼生は潮流によって広域に移動する。そのため、局所的な視点からの
12 対策実施に留まらず、海域を広域的に俯瞰し、最新の調査結果に基づいて実効性
13 のある効率的な藻場・干潟の保全・創造に向けたハード・ソフト施策を一体的
14 に組み合わせた計画を策定し、対策を推進する。その際、コンクリートブロッ
15 ク等の設置による海藻類の着定基質の設置や、アマモ場の造成や二枚貝類の
16 生息環境改善のための良質な砂の投入等によるハード対策は、局所的ではある
17 が海藻草類の孢子・種子等の生殖細胞や二枚貝類の浮遊幼生が着定できる場所
18 を新たに創造することができ持続的な効果の発揮が期待できる点、食害生物の
19 除去や海藻草類の播種・移植といったソフト対策は、広い面積をカバーできる
20 が人的労力が大きくなる点を十分に踏まえて計画を策定する必要がある。

21 また、藻場・干潟の保全・創造と連携した栄養塩類管理等により、閉鎖性
22 水域における漁場環境改善を推進する。

23 さらに、水産生物の生活史に対応した漁場整備を行う海域において、産卵親魚
24 や幼稚仔魚が多く生息する箇所が判明している場合には、その場所での対策
25 を優先的に行う。

26 加えて、ハード対策による藻場・干潟の造成後は、効果が継続的に発揮する
27 よう、定期的な調査による現況把握を行うとともに、ウニの密度管理やアイゴ等
28 の植食性動物の除去等の食害生物対策、耕うんや客土等の実施による維持管
29 理を継続的かつ着実に行う。

30 また、対策を実施した後は、海藻草類や二枚貝類の生育には数ヶ月から数年の
31 期間を要することを踏まえて、一定の期間、藻場密度や二枚貝類生息密度測定
32 等のモニタリングを行うことが重要であり、PDCA サイクルを通じて実効性の
33 ある効率的な対策となるよう、それに向けた実施体制を構築し、着実に成果を
34 残す。

35 36 (3) 新たな知見の積極的導入

藻場・干潟の衰退要因の把握方法やそれに対する対応策をとりまとめた「磯焼け対策ガイドライン」や「干潟生産力改善のためのガイドライン」を引き続き全国に普及する必要がある。また、海底からの湧昇などにより冷海水が局所的に供給される海域においては、植食性魚類による藻場の食害が少なく、海藻類の生長や生残が比較的良好で、藻場造成に適していると考えられるといった知見や、民間企業や研究機関等が開発した海藻類の生長促進に資する技術、当該海域の海水温の上昇傾向を踏まえた海藻種の選定、広域的に藻場の状況を把握するためのドローン等を活用したモニタリング、干潟におけるアサリ着底を促進する基質など、より効率的・効果的に藻場・干潟の保全・創造を図る手段として、新たな知見や技術を積極的に導入する。

(4) 多様な主体による参画とカーボンニュートラルへの貢献

藻場・干潟の保全・創造に取り組む漁業者等の高齢化や担い手不足が課題となっている。今後も持続可能な保全活動を進めていくためには、NPO、ボランティア等多様な主体による守り手の組織化により、活動体制の強化を図っていく。

さらに、藻場・干潟の持続的かつ効果的な保全・創造を通じて、豊かな生態系を確保し、地域に根付く沿岸漁業を守るとともに、二酸化炭素の吸収源としてブルーカーボンへの社会的な関心の高まりを捉えて、カーボンニュートラルへの貢献を適切に評価・発信し、民間企業による社会貢献（CSR）やSDGsの取組など様々な活動にも働きかけを行うことで、保全活動の体制強化とカーボンニュートラルへの貢献を図っていく。

また、漁港・漁場の基盤整備を支える建設事業者においても、保全活動への積極的な関与が期待されることから、国は漁港・漁場整備の実施にあたり、保全活動に寄与する事業者の取組を評価することで、一層の参画推進に繋げるとともに、地方公共団体における取組への発展が期待される。

(5) 対策の実施に当たっての留意事項

地方公共団体が中心となって、海域を広域的にとらえた実効性のある効果的な藻場・干潟の保全・創造に向けたハード・ソフトが一体となった計画の作成及び実施体制の構築を行う。その際、漁業者、地域住民、民間企業などの多様な主体の参画を得ることが重要である点や、地域の漁業者等が自主的かつ持続的に藻場・干潟の保全を行うことができる体制を構築することが重要である点、藻場・干潟の保全には、漁業者の役割が不可欠であり、漁業者が安心して漁業を営むことができるような取組が引き続き必要である点に留意する。また、関係都道府県が複数に及ぶ場合は国が適切に関与して、円滑な調整を図る必要がある。

地域の実情に応じ、関係者等と調整しながら、河川・ダムに堆積した土砂を干潟材料として活用することの可能性について検討するべきである。また、

1 二枚貝類等の生息環境の着実な改善を図るため、潮汐や波浪等による土砂の
2 移動状況を考慮しつつ、干潟の保全・創造対策の適地選定を行うことも重要で
3 である。さらに、生物の生息に大きな影響を及ぼす貧酸素水塊の発生原因を究明し、
4 その対策を講ずることが海域環境の改善に大きく寄与することを踏まえ、必
5 要に応じ、海水交換の促進等による貧酸素水塊の発生抑制対策についても検
6 討する。また、海藻類や干潟生物の生育環境に必要な物質の供給の低下が懸念さ
7 れる海域においては、その原因を究明するとともに、必要な対策を検討するこ
8 とも重要である。

9 さらに、藻場が二酸化炭素の吸収源であることを踏まえた対策を進める際、
10 海藻・海草種の選定にあたっては、海洋環境の変化を踏まえつつ、当該海域
11 の生態系や地域の漁業実態を考慮して行うことが重要である。

12 各海域で策定された藻場・干潟ビジョンは、広く関係者に取組内容の理解
13 促進を図るとともに、多様な主体の参画を促すためにも公表し、情報共有に
14 努める。対策実施後は、藻場面積、干潟機能の回復事例などの効果発現状況をわ
15 かりやすい形で広く発信し、全国的な情報共有を図り、他の地域での取組に反映
16 させるとともに、藻場・干潟の保全活動に関する国民への理解促進を図る。

17 18 19 5. 各海域における対策の推進に当たって

20 上記の基本的考え方を踏まえた計画策定、対策実施、モニタリング、計画の見
21 直し・改善といった実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策を推進す
22 る概略の流れは、図-1 のとおりである。対策の推進に当たっては、図-1 のフロ
23 ーを参照しつつ、各海域の特徴や、各地域の事情に応じた形で PDCA サイクルを構
24 築し、的確かつ柔軟に運用する必要がある。

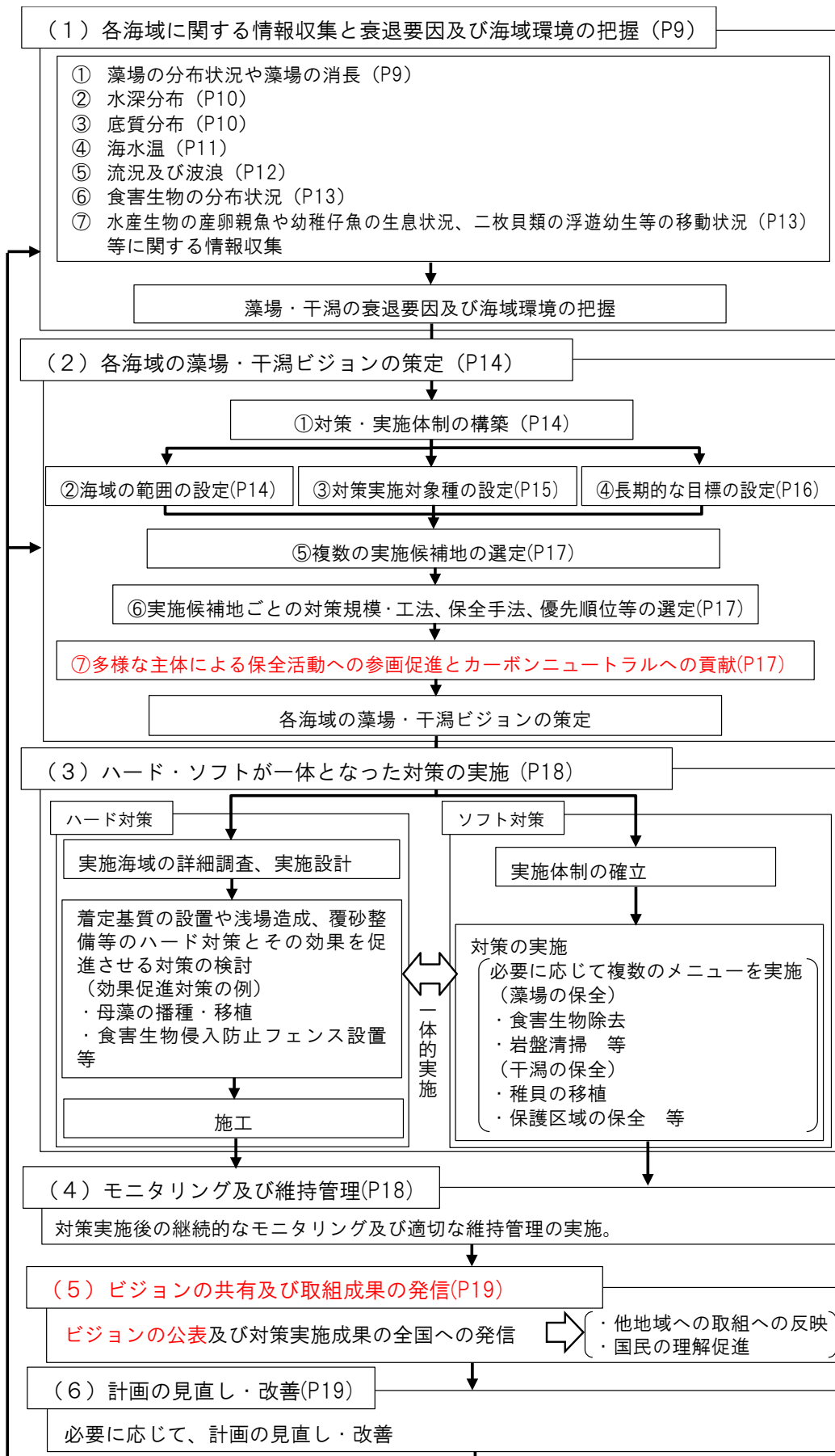


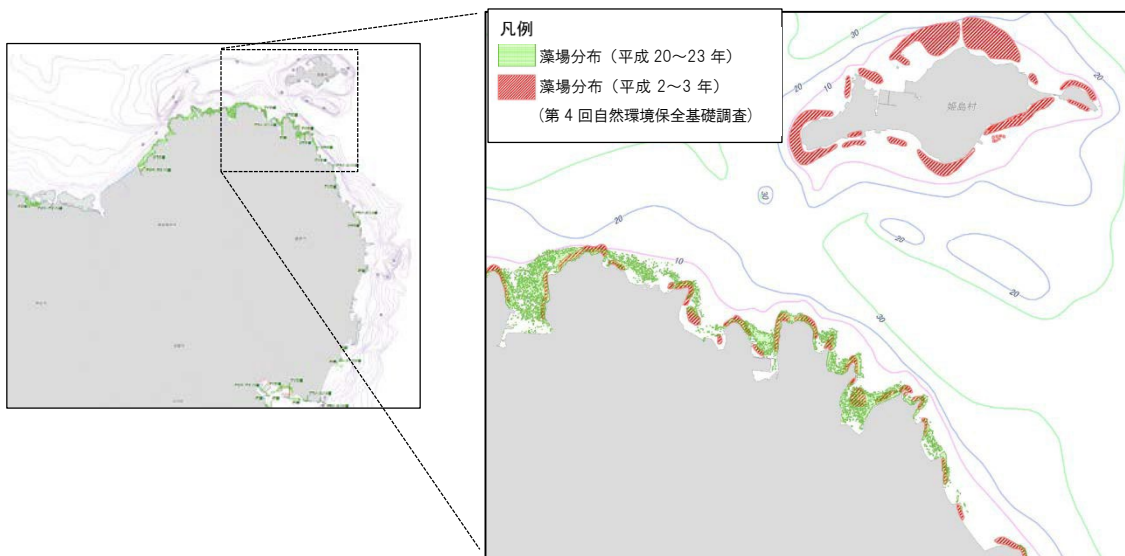
図-1 実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策の推進に向けたフロー

1 (1) 各海域に関する情報収集と衰退要因及び海域環境の把握

2 広域的な藻場・干潟の保全・創造対策を検討するため、対象とする海域全
3 域について、現状の藻場の分布状況、過去からの藻場の衰退状況、水深、底
4 質、水温、流況、食害生物の分布状況、水産生物の産卵親魚や幼稚仔魚の生息状
5 況、二枚貝類の浮遊幼生等の移動状況等に関する知見を収集する。このほか、
6 海域環境の特性を考慮し、必要に応じて窒素、リン、クロロフィル a、溶存
7 酸素等を把握する。その際、海域で生じている衰退要因を予測しつつ、試験
8 研究機関や既存の文献等から情報を収集するとともに、水産多面的機能発揮
9 対策事業の活動組織や海域環境の実態をよく把握している漁業者等からも聞
10 き取りを行う。また、過去に藻場礁の設置や干潟造成等を実施している箇所にお
11 いては、現在の機能発揮状況を確認し、計画時の機能発揮が確認されない場
12 合においては、その要因を究明することにより、衰退要因を特定する。さら
13 に、海域環境の実態を把握するには長期間にわたる調査が必要であること、
14 今後予測されている気候変動に伴う海水温上昇による海域環境の変化に的確
15 に対応する観点から、対策立案時のみならず、対策実施後もデータの収集・
16 積み重ねを継続して行う。加えて、海藻草類の孢子・種子や二枚貝の浮遊幼生等
17 は、湾・灘レベルで広域的に移動するため、複数の都道府県が連携して調査を
18 実施することが望ましい場合は、国が適切に関与しつつ、広域的な観点からの調
19 査を実施する。

20
21 ① 藻場の分布状況や藻場の消長

22 藻場の回復や藻場面積の拡大を図るためには、その衰退要因を把握する
23 ことが必要である。そのため、現状の藻場の繁茂している範囲、被度、種類、季
24 節的消長や過去からの衰退状況等を把握することが重要である。これらの
25 情報の把握には、既往の知見や水産多面的機能発揮対策事業の活動組織や
26 地元漁業者等からの聞き取りのほか、衛星画像や無人航空機（ドローン）
27 等を用いて広域的に藻場の分布状況・消長を把握する手法（図-2）等があ
28 る。



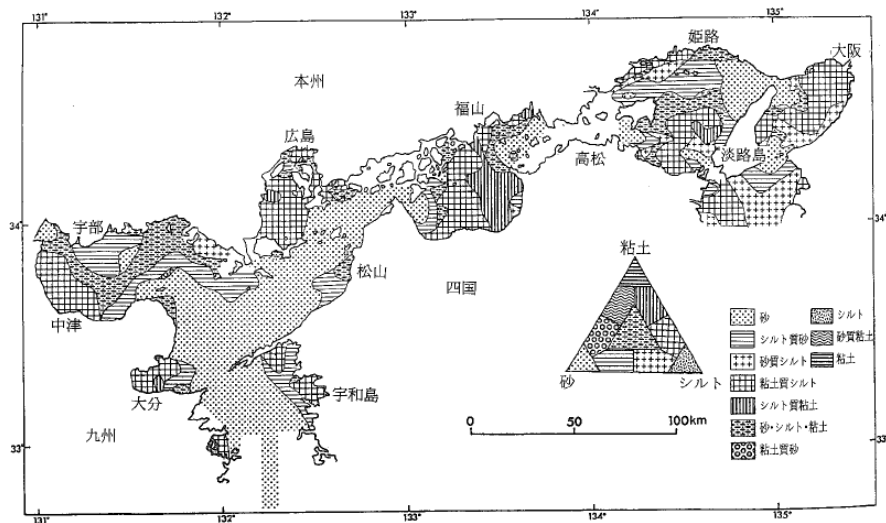
図一2 衛星画像を用いた藻場分布、水深分布、藻場の消長状況の把握（国東半島周辺の例）（平成 24 年度日本沿岸域藻場再生モニタリング調査）

1 ② 水深分布

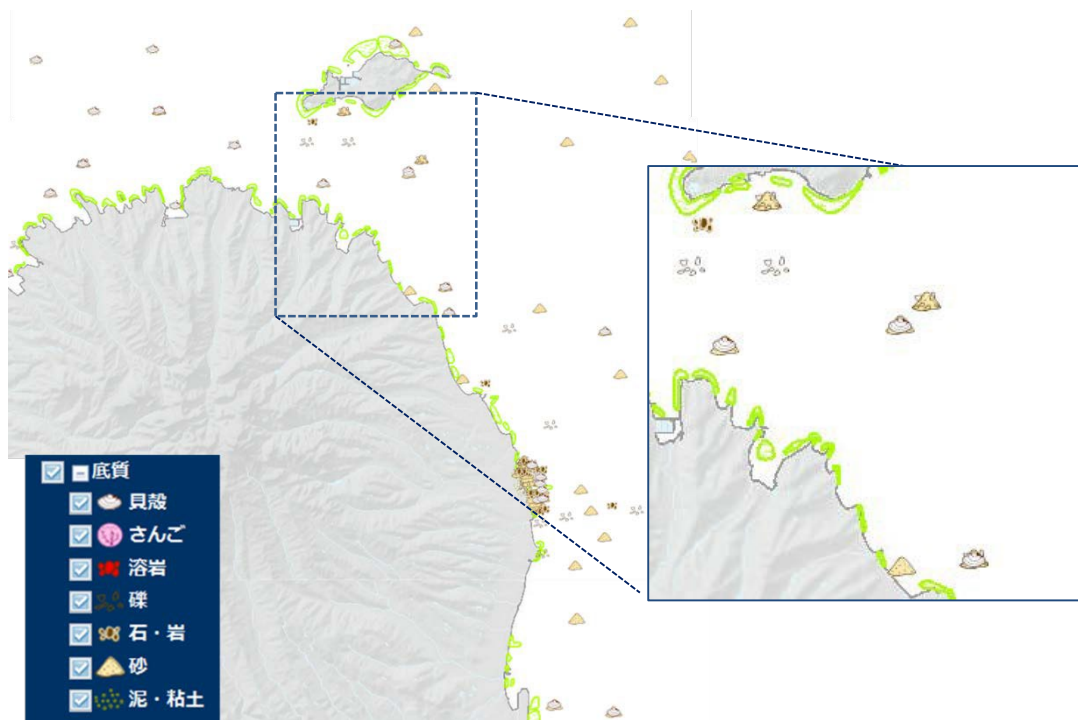
2 藻場は、概ね 20m 以浅の浅海域に分布している。また、アサリ等の二
3 枚貝類も主として干潟域に多く生息していることから、水深分布は対策
4 実施箇所を選定する上で重要な情報となる。これらの情報は、既存の文献
5 等により概略を把握することが可能であり、詳細な水深分布を必要とす
6 る場合には、現地調査により把握する。

7
8 ③ 底質分布

9 アラメ、カジメ、ガラモ等の遊走子や幼胚等は、その着定に岩礁等の基
10 質を必要とし、アマモの育成や干潟における二枚貝類の成育には砂質地
11 盤を必要とする。このため、藻場や干潟の機能回復を図る海域の底質状況
12 を把握することは極めて重要である。この底質分布については、既存の文献
13 や海上保安庁が提供する底質分布状況（図一3、4）、地元漁業者等への聞
14 き取り等によりおおよその底質分布を広域的に把握することができるほ
15 か、詳細な沿岸域の底質分布を必要とする場合には、現地調査により把握す
16 る。



図一3 表層堆積物分布の把握（瀬戸内海の例）（日本全国沿岸海洋誌）



背景図：海上保安庁，国土地理院承認番号平 24 情使、第 916 号，(C)Esri japan

図一4 底質分布状況の把握（国東半島周辺の例）（海洋台帳（海上保安庁 HP）をもとに水産庁作成）

- 1 ④ 海水温
- 2 昨今では、高温水塊が継続して藻場に滞留することによる海藻の立ち
- 3 枯れが報告されるなど、海藻類の播種・移植等を行う種の選定を行う際に
- 4 は対策実施海域の海水温分布を把握することに加え、夏季の高水温の持

1 続期間を把握することが重要である。また、海藻類の種ごとに生育に適す
2 る水温帯に上限と下限がある（後述）ことから、広域的な海水温分布の把
3 握に当たっては、海上保安庁が提供する海象状況や水産総合研究センタ
4 ー、都道府県の試験研究機関が提供する情報を活用し、夏季及び冬季におけ
5 る海水温分布状況を把握する（図一5）。さらに、高水温の持続期間などの
6 詳細な海水温データが必要な場合には、現地調査により把握する。

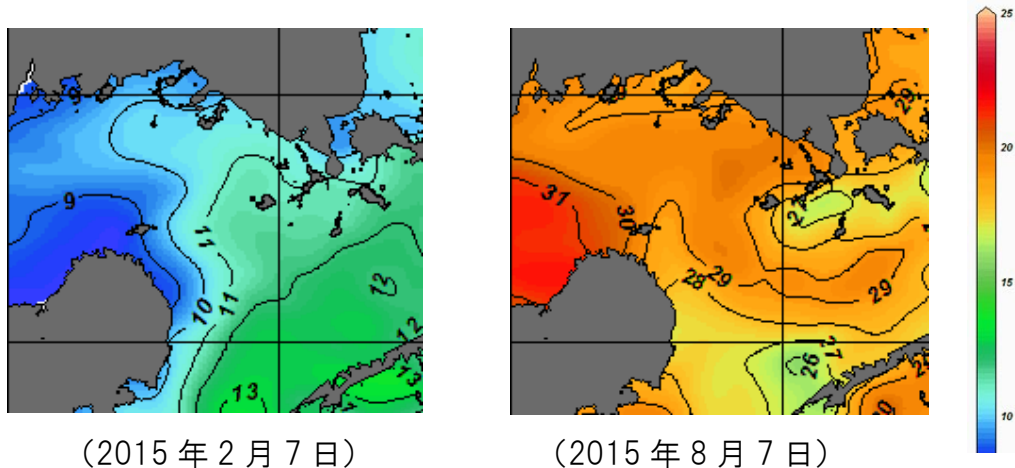
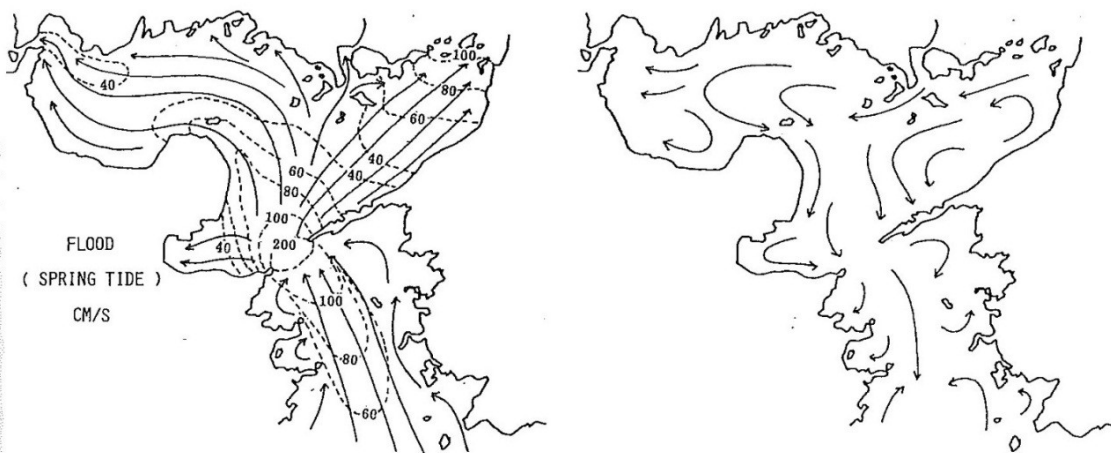


図-5 海水温分布の把握（国東半島周辺の例）（海象情報（海上保安庁 HP）を
もとに水産庁作成）

7 ⑤ 流況及び波浪

8 アマモ類の種子やガラモ類の胞子は、潮流に乗って母藻が生息する範
9 囲を大きく離れて移動する。また、二枚貝の浮遊幼生も潮流により、湾・
10 灘レベルで大きく移動する。海藻草類の胞子・種子、二枚貝の浮遊幼生の
11 移動形態を把握した上で藻場・干潟の保全・創造対策の実施箇所を選定す
12 ることは極めて重要であり、そのためにも、対策実施海域における流況を把
13 握することが重要である。湾・灘レベルの潮流については、各都道府県の
14 試験研究機関等の調査結果の活用や、既存の文献等による情報収集を行
15 うほか、より精緻な情報が必要な場合等はシミュレーションの実施や現地
16 調査等により把握する（図一6）。また、地先海面の潮流については、地元
17 漁業者等からの聞き取りや必要に応じてシミュレーションの実施、現地
18 調査により把握することが可能である。

19 さらに、アマモ場や干潟を新たに造成する場合、アマモの種子や二枚貝類
20 の浮遊幼生、砂等の基質が波浪により流出しないよう配慮する必要がある。
21 そのため、地元漁業者等からの聞き取りや必要に応じてシミュレーショ
22 ンの実施、現地調査により、波あたり等の波浪状況を確認する。



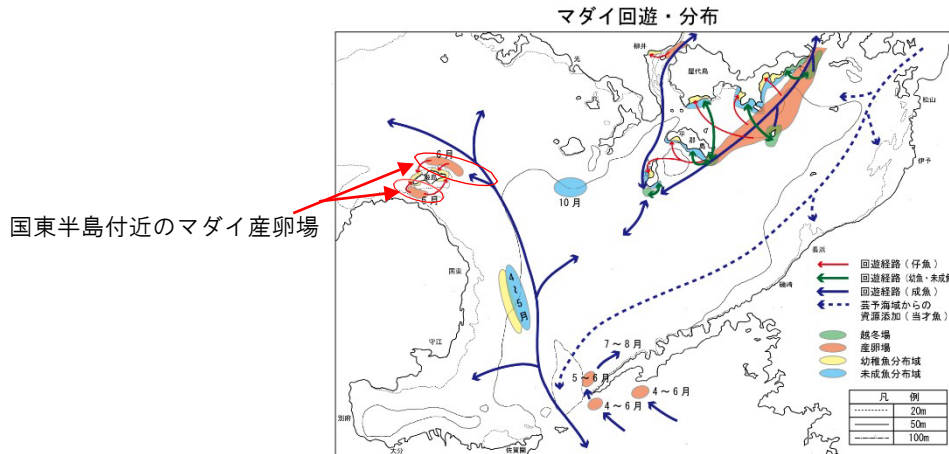
大潮上げ潮最強時の潮流方向と流速
 表層の恒流模式図
 図一6 潮流・恒流の把握（伊予灘の例）（日本全国沿岸海洋誌）

⑥ 食害生物の分布状況

藻場の衰退や干潟機能低下の大きな要因の一つとして、アイゴ、イスズミ、ガンガゼ等の海藻類を食す生物や、ナルトビエイやクロダイ、ツメタガイ等の干潟に生息する二枚貝類を食す生物によるものが挙げられ、食害生物の種類や分布する場所、頻度を把握することは、対策を検討する上で非常に重要である。食害生物の分布状況等に関しては、地元の試験研究機関が有する情報を入手するほか、地元漁業者等からの聞き取りにより把握することが可能である。

⑦ 水産生物の産卵親魚や幼稚仔魚の生息状況、二枚貝類の浮遊幼生等の移動状況

藻場・干潟の保全・創造対策を実施する箇所の優先順位の決定等の参考とするため、海域の中で水産生物の幼稚仔魚が多く集まる箇所や産卵場所となっている箇所（図一7）、また、二枚貝類の浮遊幼生等の移動ルート等に関する情報を収集する。収集に当たっては、水産環境整備マスタープラン策定時の知見の活用や地元漁業者等からの聞き取りによるほか、各都道府県の試験研究機関等が有する情報が活用可能である。



図一7 水産生物の生活史の把握（伊予灘におけるマダイの例）

1 (2) 各海域の藻場・干潟ビジョンの策定

2 対象とする海域における藻場・干潟の衰退要因や海域環境の情報を基に、海
3 域全体のハード・ソフト対策が一体となった実効性のある効率的な藻場・干潟
4 の保全・創造に向けた行動計画（各海域の藻場・干潟ビジョン）を策定する。

5
6 ① 対策・実施体制の構築

7 藻場・干潟の保全・創造対策を推進する実施主体・関係者は、地方公共団
8 体、研究機関、漁協、活動組織、地域住民、民間企業等多岐にわたる。

9 そのため、広域的視点を持った対策を推進するためには、対策実施の空白域
10 を作らないよう、対策実施関係者等の参集範囲を適切に設定するとともに、
11 全ての関係者が対策実施の必要性・意義等の問題意識を共有した上で実効性
12 ある効率的な対策を実施するため、各海域の藻場・干潟ビジョン策定段階か
13 ら、対策実施関係者等から構成される協議会を組織する等により、情報共有を
14 図り、対策の立案等の検討に参画することが望まれる。

15 また、複数の都道府県に跨がる海域を対象とする場合、国が適切に関与して
16 円滑な調整を図り、関係都道府県の連携により対策を実施する必要がある。

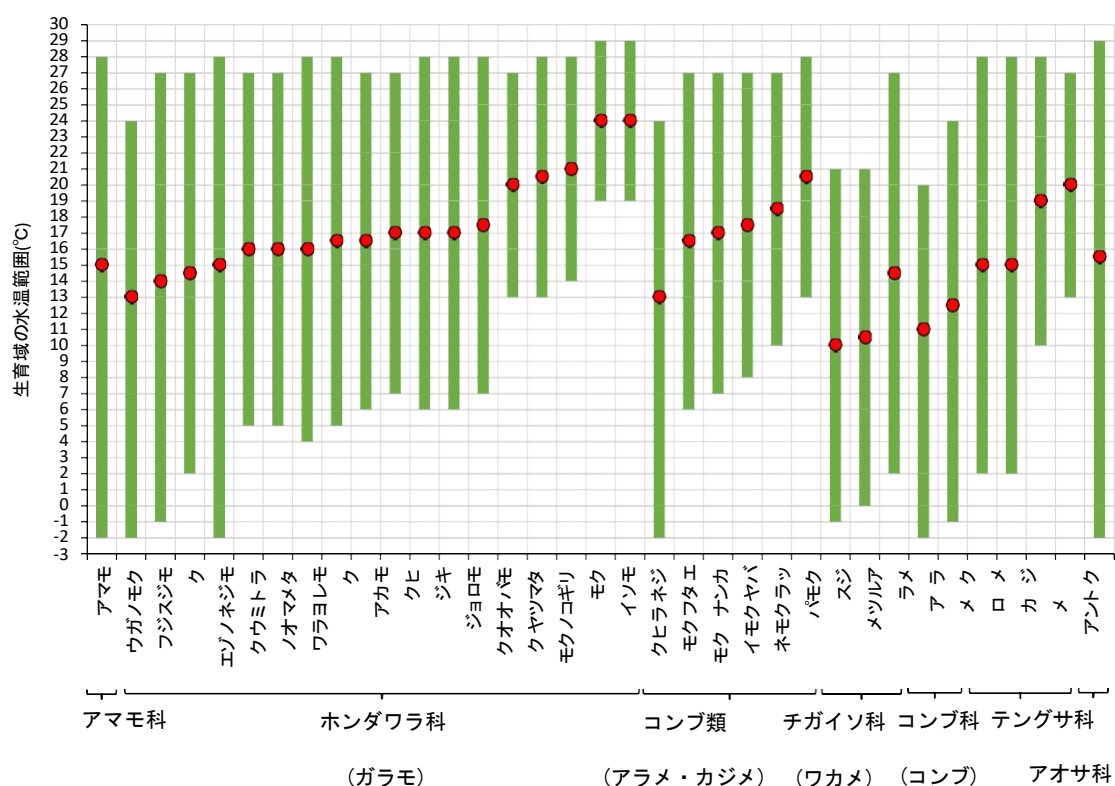
17
18 ② 藻場・干潟の保全・創造対策を検討・実施する海域の範囲の設定

19 海藻草類の生殖細胞（孢子・種子等）や二枚貝類の浮遊幼生が移動する範
20 囲を基本としつつ、この範囲の中での藻場・干潟の保全・創造対策を検討す
21 る。その際、海藻草類の母藻から放出される生殖細胞は潮流等に乗って移動し
22 着定すること、また、二枚貝類の母貝から放出される浮遊幼生も潮流に乗って
23 湾・灘レベルで移動し一定期間後に着底することに留意して海域の範囲を
24 設定する必要がある。

③ 対策実施対象種の設定

対策を実施する海藻類の種類を決定する。海域等の状況によっては、単一の種を選定するのではなく、当該海域の環境に適した種を複数選定することも、あわせて検討する。また、昨今の気候変動による水温上昇により、高水温環境下では生息できない種があることから、対策実施対象種の選定に当たっては、特に海藻類の生育海域における適水温（図—8）や培養実験による生育上限水温（図—9）など温度耐性について留意する。

干潟については、対策を実施する海域において生息している二枚貝類の種類を中心に対象種を選定する。



須藤(1992)に基づいて水産庁において作図

■:水温範囲、●:最高水温・最低水温の中央値

注:水温範囲は夏季水温範囲の最高値と冬季水温範囲の最低値の範囲を示す。

図—8 海藻草類の種類別適水温域

分類群	5 上限温度(°C)									
	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
ホンダワラ科					ジョロモク 成体※1※2	ジョロモク 発芽体※1				
		アカモク 成体※2				アカモク 発芽体※1				
					ホンダワラ 成体※2					
							ヒジキ発芽体※ 1, 成体※7			
						ヤツマタモク成体※1※2		ヤツマタモク 発芽体※1		
							マメタワラ 発芽体※1			
					マメタワラ成体※1※2					
						ヨレモク 成体※1	ヨレモク 発芽体※1			
						オオバモク 成体※1	オオバモク 発芽体※1			
						ノコギリモク 成体※2				
			トゲモク成体※1※2							
							ヒラネジモク 成体※1			
							フシスジモク 発芽体※1			
							ウミトラノオ 成体※1※2			ウミトラノオ 発芽体※1
		イソモク成体※1※2				イソモク 発芽体※1				
コンブ目			クロメ 成体※3							
				アラメ成体※ 3, 幼胞子体 ※6	アラメ 配偶体※6					
	ヒロメ 幼胞子体※5		ヒロメ 配偶体※4							
		ワカメ 幼胞子体※5	ワカメ 配偶体※4							

出典：

- ※1：馬場将輔：新潟県産ホンダワラ類 5 種の成長と生残に及ぼす温度の影響。海生研研報，第 19 号，53-61，2014
- ※2：原口展子，村瀬昇，水上讓，野田幹雄，吉田吾郎，寺脇利信：山口県沿岸のホンダワラ類の生育適温と上限温度。藻類，53，7-13，2005。
- ※3：Murase, N., Haraguchi, H., Mizukami, Y., Noda, M., Yoshida, G., Terawaki, T.: Upper critical temperatures for growth of marine macrophytes in the coastal waters of Yamaguchi prefecture, Japan. Program&Abstracts, XIXth International Seaweed Symposium, 175, 2007.
- ※4：Morita, T., Kurashima, A., Megawa, M.: Temperature requirements for the growth and maturation of gametophytes of *Undaria pinnatifida* and *U. undarioides* (Laminariales, Phaeophyceae). Phycol. Res., 51, 154-160, 2003.
- ※5：Morita, T., Kurashima, A., Maegawa, M.: Temperature requirements for the growth of young sporophytes of *Undaria pinnatifida* and *Undaria undarioides* (Laminariales, Phaeophyceae). Phycol. Res. 51, 266-270, 2003.
- ※6：馬場将輔：室内培養によるアラメ配偶体と幼胞子体の生育に及ぼす温度と光量の影響。海生研研報，第 13 号，75-82，2010。
- ※7：村瀬昇，阿部真比古，野田幹雄，杉浦義正：山口県沿岸のヒジキの生育適温と生育上限温度。水産大学校研究報告，63，238-243，2015。

図-9 室内培養による海藻類の生育上限水温

- 1 ④ 長期的な目標の設定
- 2 水産資源の回復、生産力の向上を目指し、対策の実施範囲や海藻類の種類、二
- 3 枚貝類等の種類を考慮しつつ、藻場・干潟の保全・創造をするための長期的
- 4 な目標を設定する。具体的な目標の設定方法は、対策を実施する範囲、対象
- 5 とする種等によって異なるものの、例えば、減少した藻場の回復度合や二枚貝
- 6 類の漁獲量の回復度合等が考えられる。

1 ⑤ 藻場・干潟の保全・創造対策を実施する複数の実施候補地の選定

2 前項（１）で収集した情報を元にして、藻場・干潟の保全・創造対策を実施
3 する候補地を複数選定する。選定に当たっては、藻場の分布状況、底質分
4 布、水産生物の産卵親魚や幼稚仔魚が蛸集する場所、二枚貝類の浮遊幼生の移
5 動ルート等を図示し、複数都府県に跨がる湾など対象とする海域を広域的
6 に捉え直し、保全・創造対策を実施する箇所の選定につなげることが望ましい。

7
8 ⑥ 実施候補地ごとの対策規模・工法、保全手法、優先順位等の選定

9 「磯焼け対策ガイドライン」や「干潟生産力改善のためのガイドライン」
10 等既存の指針等を参照しつつ、選定した実施候補地ごとに具体的な藻場・干
11 潟の保全・創造対策手法・工法を決定する。ハード対策としての藻場造成手
12 法としては、海藻類の着定を促進するコンクリートブロック等の基質の設
13 置や、アマモ場を造成するための良質な砂の投入等が中心であり、干潟造
14 成手法は、覆砂整備によるものが中心である。また、ソフト対策としての藻
15 場保全対策としては、海藻の種苗投入や岩盤清掃、アイゴやイスズミ等の食
16 害生物の除去や施肥による栄養塩の供給等が、干潟保全対策としては、耕う
17 んや浮遊・堆積物の除去などによる母貝保護区域の保全や、稚貝の移植、ナ
18 ルトビエイやクロダイ、ツメタガイ等の食害生物の除去等がそれぞれ挙げら
19 れる。具体的な手法・工法の決定に当たっては、海域環境の特徴を踏まえた
20 上で、上記対策手法の中から適切な手法を選定する。さらに、従来の対策工
21 法、対策手法より、効果的・効率的に実施できる工法・手法があれば、積極的に
22 導入する。加えて、海藻草類の孢子・種子及び二枚貝類の浮遊幼生の潮流に
23 による移動状況等を考慮し、対策実施の効果が早期に発現するよう対策実施
24 の優先順位についても検討する。

25 また、貧酸素水塊が干潟生物等の生息に悪影響を及ぼすことが懸念され
26 る海域においては、堆積物の除去、覆土、しゅんせつ、作れい、耕うん等
27 による底質改善や海水交換の促進等の対策の実施について検討することも
28 重要である。

29
30 ⑦ 多様な主体による保全活動への参画促進とカーボンニュートラルへの貢献

31 既存の藻場や新たに創出する藻場を継続的に保全していくため、その守
32 り手となる活動する担い手の確保、多様な主体の参画促進とその組織化に
33 ついて検討し、体制の充実を図る必要がある。検討にあたっては、「水産
34 多面的機能発揮対策における多様な連携の手引き」等を参照しつつ、当
35 該海域に親しむ漁業関係者や地域住民等に加えて、専門性を持つNPO法人
36 やボランティア団体、民間企業によるCSR活動との連携、教育活動の一環
37 として小中高生の参加や水産業をフィールドとするサークル活動や研究活

1 動の一環とする大学・研究機関の参加を促進する。このような多様な主体
2 による保全活動への参画が、その活動の効率化や体制の強化、SNS等を通
3 じた情報発信の強化等につながり、国民による活動への理解の増進ととも
4 に地域全体での取組への発展に結びつくことが期待できる。

5 さらに、民間企業の関心や参画を促し、社会貢献型のクラウドファンデ
6 イング等を活用した保全活動や、藻場・干潟の二酸化炭素の吸収源として
7 の機能とその社会的な関心を踏まえて、カーボンクレジット制度を活用し
8 た更なる保全活動への展開などの手段も積極的に検討する。これらの取組
9 により、保全体制の強化を図り、一層の藻場・干潟の保全を進めるととも
10 に、カーボンニュートラルへの貢献を図っていく。

11 12 (3) ハード・ソフトが一体となった対策の実施

13 水産資源の回復を目指し、海域の生産力全体の底上げを図るためには、ハー
14 ド・ソフトが一体となり、各海域の環境特性に応じた、藻場・干潟の保全・創
15 造対策を推進する必要がある。

16 ハード対策の実施にあたっては、調査結果等を適切に反映させつつ、個別地
17 区ごとに事業計画の策定・見直しを行う。その際、着定基質設置や浅場造成に
18 による藻場整備、覆砂等による干潟造成等と併せて、海域への海藻類の孢子等の供
19 給対策としてのスポアバックの設置や食害生物対策としての防護フェンス等
20 の設置が必要と認められる場合には、積極的な対策実施が必要である。特に、
21 二枚貝の生育に適した干潟造成材の確保については、関係者等との調整をし
22 ながら、河川・ダムに堆積した土砂や他の公共事業等で発生する土砂の活用の
23 可能性について検討する。

24 ソフト対策については、専門家（研究者）や行政担当者のサポートを得なが
25 ら計画的に実施するとともに、藻場・干潟が多面的な機能を有することから、
26 漁業者だけでなく地域住民等の参画を得ながら取り組むことが望ましい。ま
27 た、対策実施者が複数に及ぶことから、グループ内での情報共有を確実に図る必
28 要がある。さらに、実効性のある藻場・干潟の保全対策を実施するため、必要
29 に応じ、複数の対策を組み合わせる実施することが重要であることにも留意
30 する必要がある。

31 32 (4) モニタリング及び維持管理

33 PDCA サイクルを適切に運用するため、対策実施後は、モニタリングによっ
34 て藻場の生育状況、干潟における二枚貝類の稚貝の育成状況等に関するデー
35 タを収集し、ハード・ソフト対策の成果を確認する。その際、海域環境の実態
36 を把握するには長期間にわたる調査が必要であることや、気候変動の影響等
37 により海域環境の変化が予測されている状況にかんがみ、継続的にモニタリ
38 ングを実施することが望ましい。また、広域的視点から対策を推進する観点から、

1 対策実施箇所にとまらず、俯瞰的に海域環境の変化を把握することが望ましい。
2 藻場のモニタリング手法については、船上から目視によって確認する手法、無人
3 航空機（ドローン等）により藻の繁茂状況等を撮影する手法や、潜水によって
4 確認する手法があり、漁業者や地域住民等の協力を得つつ、対策実施者が行う。
5 干潟のモニタリング手法については、対策実施箇所の単位面積当たりの二枚貝類
6 の生息数を計測すること等が一般的であり、同様に漁業者や地域住民等の協
7 力を得つつ、対策実施者が行う。

8 また、モニタリングの結果、必要に応じて、食害生物の継続的な除去やアマ
9 モの間引き、干潟における耕耘の継続的な実施など、適切な維持管理に努める必
10 要がある。

12 (5) ビジョンの共有及び取組成果の発信

13 各海域で策定された藻場・干潟ビジョンは、広く関係者に取組内容の理解
14 促進を図るとともに、多様な主体の参画を促すためにも公表し、情報共有に
15 努める。加えて、対策実施後は、藻場、干潟機能の回復事例などの効果発現
16 状況について、磯焼け対策全国協議会の場合や水産多面的機能発揮対策情報サ
17 イト等の場を活用しつつ、わかりやすい形で広く発信し、全国的な情報共有を図
18 り、他の地域での取組に反映させるとともに、藻場・干潟の保全活動に関する
19 国民への理解促進を図る。

21 (6) 計画の見直し・改善

22 各海域の藻場・干潟ビジョン策定の際に設定した目標とモニタリング結果
23 を照らし合わせ、設定した目標に達していない場合にはその要因を分析し、計画
24 の見直し・改善を行う必要がある。また、気候変動等による海域環境の急激な
25 変化や漁業情勢の変化が生じた場合においても、その変化に応じて計画の見
26 直し・改善を行う必要がある。その際、地方公共団体が中心となって PDCA サ
27 イクルの着実な運用を図る。

30 6. 最後に

31 本藻場・干潟ビジョンは、実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策
32 について検討を行い、その対策の実施に向けて基本となる考え方をとりまとめ
33 たものである。

34 今後、本ビジョンに沿って、藻場・干潟の機能回復に向けた対策が、全国津々
35 浦々で、これまで各地域で蓄積された知見をフルに活用しつつ、また、広域的な
36 視点を持ちつつ、それぞれの海域環境に適合した形で議論が進められ、実際の実施

1 に移されていくことが重要である。

(参考文献)

- ・須藤俊造(1992)：海藻・海草相とその環境条件との関連をより詰めて求める試み、藻類第 40 巻第 3 号
- ・日本全国沿岸海洋誌(1985)：日本海洋学会沿岸海洋研究部会編、東海大学出版会
- ・海洋台帳 (海上保安庁 HP)、<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/>
- ・海象情報 (海上保安庁 HP)、http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/2_kaisyo/MCSST/eisei.htm

(参考)

藻場・干潟ビジョン検討会委員名簿 (平成28年策定時)

敬称略、五十音順

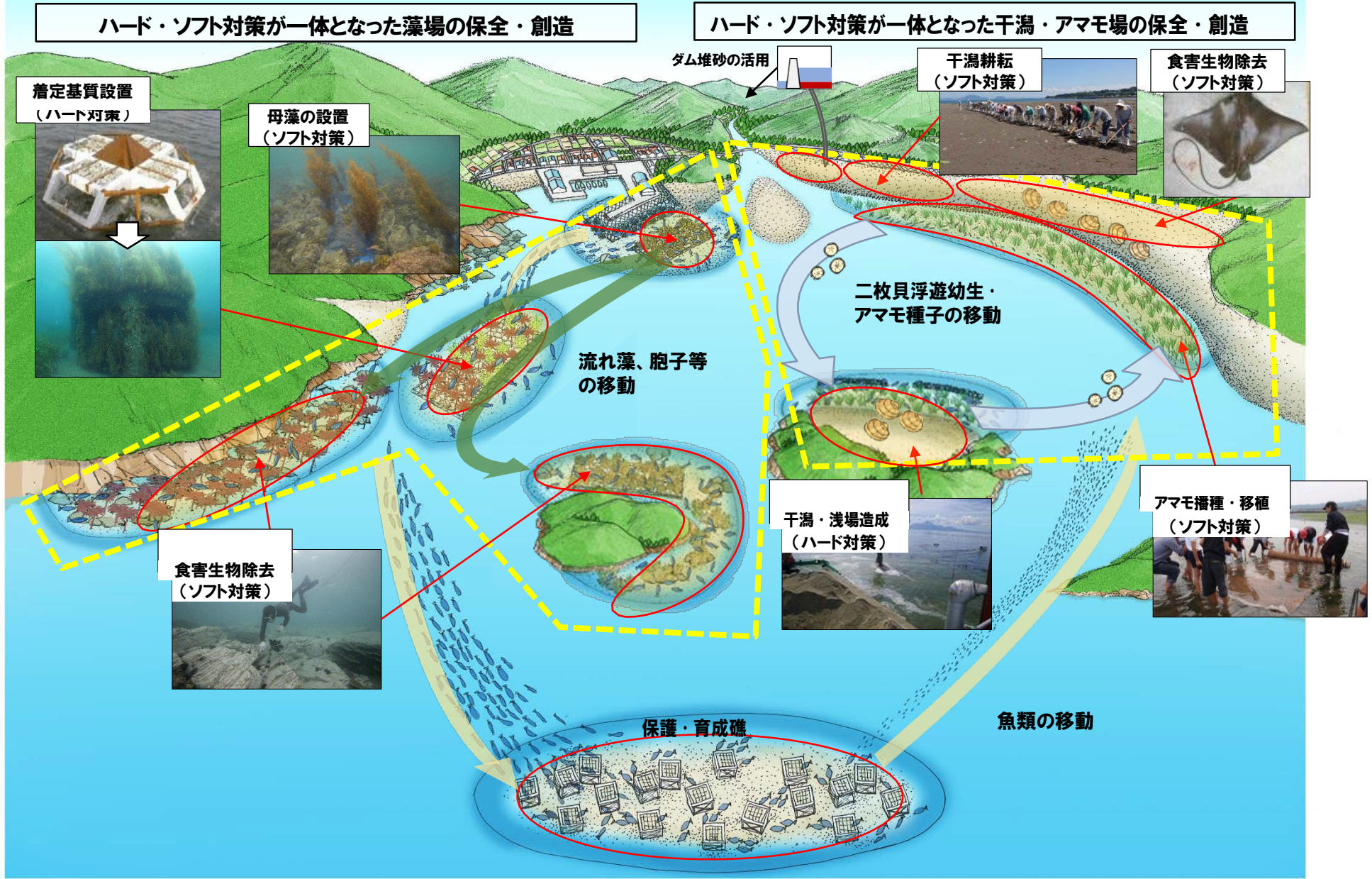
氏名	役職
太田 憲明	三重県農林水産部水産基盤整備課長
木村 尚	NPO法人海辺つくり研究会事務局長
窪田 史朗	大分県農林水産部水産振興課長
鈴木 輝明	名城大学大学院総合学術研究科特任教授
寺脇 利信	国立研究開発法人水産総合研究センター水産工学研究所 業務推進部長
松田 治 (座長)	広島大学名誉教授
村瀬 昇	独立行政法人水産大学校生物生産学科教授
横山 純	長崎県水産部参事監

(オブザーバー)

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

藻場・干潟ビジョンの推進に向けて

海域を広域的に捉え水産生物の生活史に対応した実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策の推進



ハード・ソフト対策が一体となった藻場の保全・創造

ハード・ソフト対策が一体となった干潟・アマモ場の保全・創造

着定基質設置
(ハード対策)

母藻の設置
(ソフト対策)

ダム堆砂の活用

干潟耕耘
(ソフト対策)

食害生物除去
(ソフト対策)

流れ藻、胞子等
の移動

二枚貝浮遊幼生・
アマモ種子の移動

食害生物除去
(ソフト対策)

干潟・浅場造成
(ハード対策)

アマモ播種・移植
(ソフト対策)

保護・育成礁

魚類の移動

背景

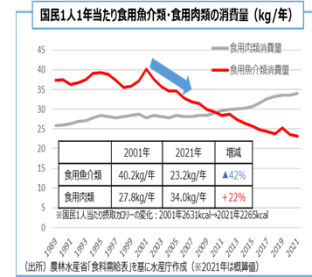
- **水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等**の重要な課題に対し、漁港における「**海業**」の推進等により、水産業の発展及び漁業地域の活性化を図り、将来にわたって国民に水産物を安定的に供給していくため、以下の対応が必要。

■ 漁港における水産物の消費増進等のための取組の推進

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その価値や魅力を活かし、**水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組**を、**漁業利用との調和**を図りつつ**推進する仕組みを構築**。

■ 漁港の機能強化

- **養殖による安定供給、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化、販売機能の強化等**の課題に対応できるよう、**漁港施設を見直し**。



法律の概要

漁港漁場整備法の一部改正

1. 漁港施設等活用事業制度の創設

① 法目的に「漁港の活用促進」を追加

- 目的規定に「**漁港の活用促進**」を追加し、法律名を「**漁港及び漁場の整備等に関する法律**」とする。(第1条)

- 国が定める**基本方針**に、**漁港施設等活用事業の推進等に関する事項**を追加。(第40条)

② 漁港施設等活用事業制度

- 漁港管理者は、基本方針に即して、漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整等を経て、**漁港施設等活用事業**(漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業)の推進に関する計画を策定できる。(第4条の2、第41条)

- 上記推進計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、事業を安定的に実施するための新たな**権利・地位**として、

- ・ 行政財産である**漁港施設の貸付**(最大30年)や、
- ・ **漁港水面施設運営権**(最大10年、更新可)の設定
- ・ **水面等の長期占用**(最大30年)

を可能とする。(第4条の3、第39条、第44条、第48条、第57条)



2. 漁港施設の見直し

- 防波堤、岸壁、荷さばき所等の漁港の機能を構成する「**漁港施設**」について、養殖の推進、衛生管理の高度化、販売機能の強化等に対応するため、**陸上養殖施設、配用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設等**を追加。(第3条)



陸上養殖施設

3. 漁港協力団体制度の創設

- 漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する制度を創設。(第61条～第65条)

4. みなし施設の指定手続の緩和

- 漁港区域に無い漁港施設の指定について、農林水産大臣の認可を廃止する等、手続きを緩和。(第66条)

5. 行政不服審査の特則の見直し

- 農林水産大臣に対する審査請求を行う特則を廃止し、漁港管理者への審査請求に委ねる。(旧第43条を廃止)

水産業協同組合法の一部改正

- 漁業協同組合等が漁港施設等活用事業を実施する場合、組合員の労働力に係る員外利用制限の対象外とする。(第11条、第87条)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

1. 漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画【漁港管理者(地方公共団体)】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

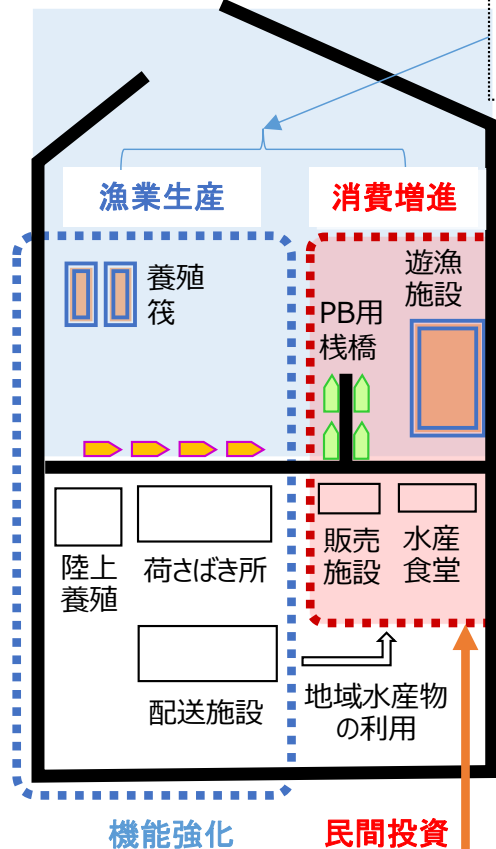
【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- ① 漁港施設(行政財産)の貸付け (最大30年)
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用 (最大30年)
- ③ 漁港水面施設運営権(みなし物権)(※2)の取得 (最大10年、更新可)

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

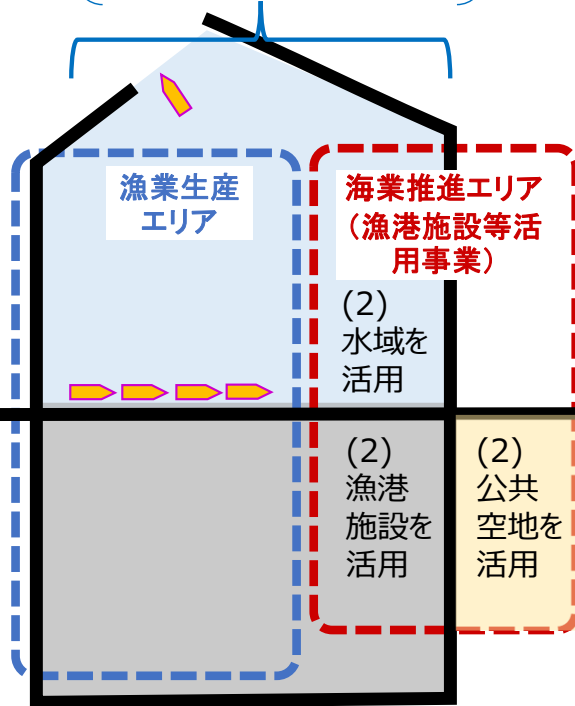
漁港施設等活用事業の内容について

- 漁港施設等活用事業とは、(1)漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、(2)漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、(3)当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業をいい、①水産物の消費増進に関する事業、②交流促進に関する事業、③附帯事業の3つがある。

【漁港区域】

(1) 漁業上の利用の確保に配慮

漁業生産活動と消費増進・交流促進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。



(3) 当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業

① 水産物の消費増進に関する事業

○ 水産物の販売を行う事業



○ 水産物を材料とする料理の提供を行う事業



○ その他



② 交流促進に関する事業

○ 遊漁（釣り等）の機会の提供を行う事業



○ 漁業体験活動の機会の提供を行う事業



○ 海洋環境に関する体験活動・学習の機会の提供を行う事業



○ その他



③ 附帯事業

①②に必要な事業（漁港来訪者の利便性の確保に必要な事業などを想定）



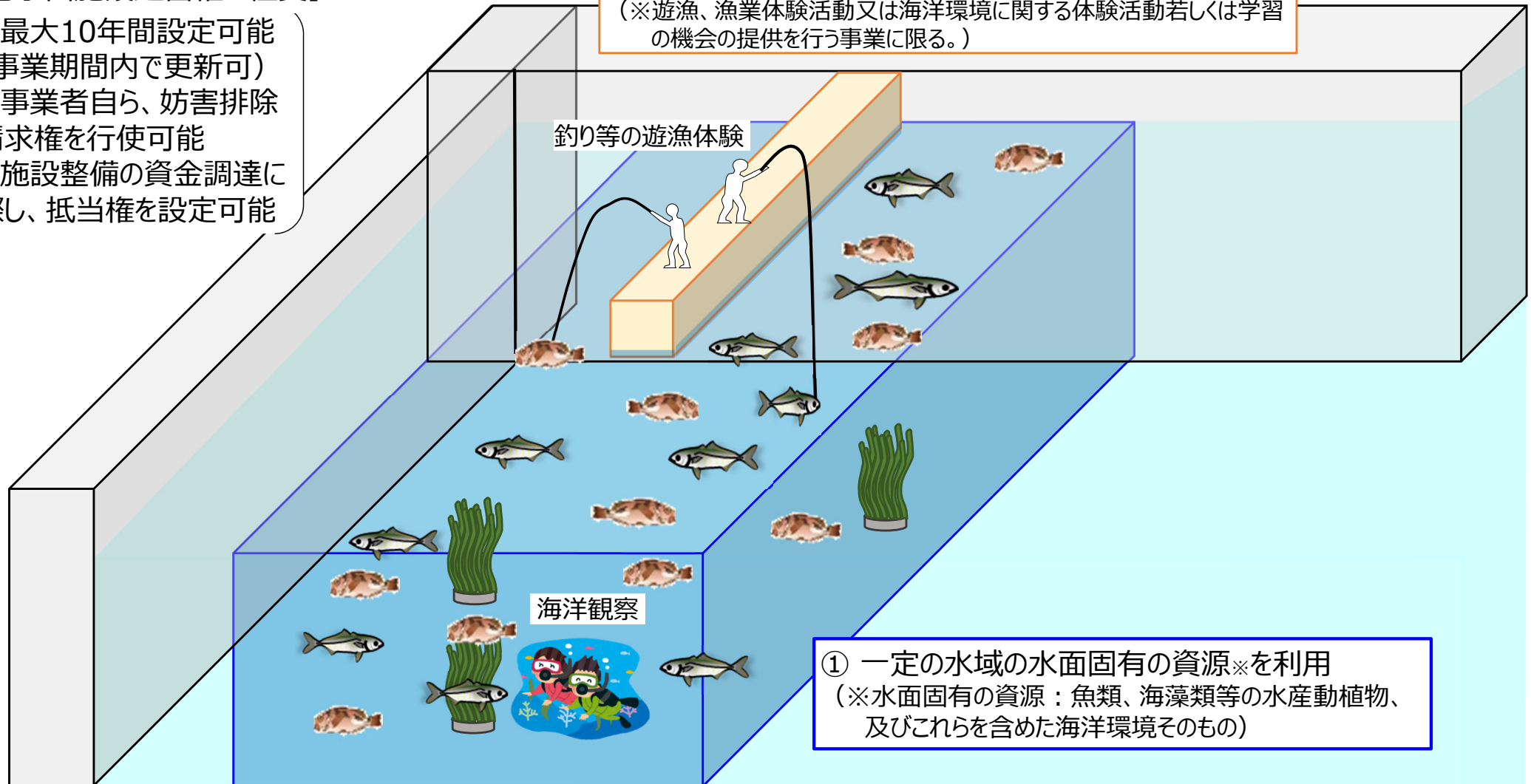
長期安定的な事業環境の確保に向けた特別措置のうち、 漁港水面施設運営権について

- 漁港水面施設運営権とは、①漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、②当該水面の占有をして必要な施設を設置し、運営する権利。
- 当該権利は物権とみなされ、土地に関する規定を準用。

【漁港水面施設運営権の性質】

- 最大10年間設定可能（事業期間内で更新可）
- 事業者自ら、妨害排除請求権を行使可能
- 施設整備の資金調達に際し、抵当権を設定可能

②水面を占有して事業※に必要な施設を設置し、運営
(※遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会を提供を行う事業に限る。)



2. 漁港施設の見直し

水域施設：航路、泊地及び漁具管理水域

漁具管理水域

養殖筏の台風等荒天時における一時避難や水揚げ時の係留、出荷調整のための筏の係留等を行うための水域。



漁具管理水域

漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設：荷さばき所、荷役機械、配送作業施設、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、仲卸施設並びに直売所

配送作業施設

荷さばき所から搬出した水産物を出荷のために集荷、分荷を行う施設。



配送作業施設



仲卸施設

仲卸施設

仲卸業者が小売業者に水産物を販売するための施設。

直売所

漁獲物を漁業者が共同で最終消費者に直接販売するための施設。



直売所

漁港管理施設：管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設、発電施設その他の漁港の管理のための施設

発電施設

漁港区域内にある複数の漁港施設に対して、必要な電力を発電・供給するための施設。



発電施設

補給施設：漁船のための給水、給氷、燃料供給及び給電施設

漁船のための燃料供給施設

油燃料、水素及びアンモニア燃料等の動力燃料を漁船に供給するための施設。



漁船のための燃料供給施設

増殖及び養殖用施設：水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調整施設、養殖作業施設、陸上養殖施設及び廃棄物処理施設

陸上養殖施設

陸上において養殖を共同で行うための施設。



陸上養殖施設

漁港環境整備施設：広場、植栽、休憩所、避難施設、避難経路、防災情報提供施設その他の漁港の環境の整備のための施設

避難施設

災害時に漁港利用者が避難するための施設。

避難経路

災害時に漁港利用者が避難するための経路。

防災情報提供施設

防災に係る情報を漁港利用者に提供するための施設。



避難経路

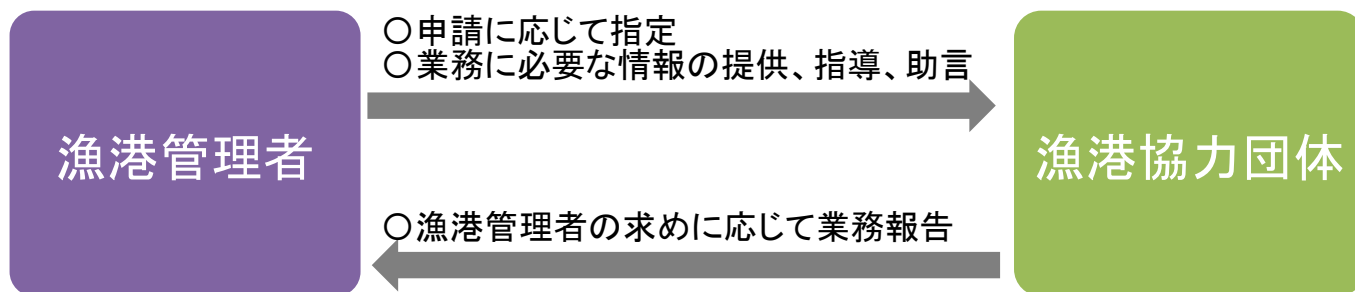


防災情報提供施設

3. 漁港協力団体制度の創設

- 漁港管理の負担を軽減するとともに、海業の推進に伴う漁港利用の多様なニーズや来訪者の増加に的確に対応していくため、地域住民やボランティア等との協力を図っていくことが必要。
- 漁港管理者と協力して、漁港施設の清掃や安全点検、漁港利用に関するルールの普及・啓発等を行う団体を「漁港協力団体」として指定。

漁港協力団体の業務	想定される具体的内容（主なもの）
(1) 漁港施設の維持・保全、水域・公共空地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設の点検、補修 ・清掃・美化活動 ・適正な利用の案内
(2) 漁港の維持管理やその活用の促進、漁港の発展に関する情報・資料の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成及び配布
(3) 漁港の維持管理やその活用の促進、漁港の発展に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港の環境調査 ・歴史的建造物の調査
(4) 漁港の維持管理やその活用の促進、漁港の発展に関する知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港の見学ツアーの開催 ・漁港の歴史や利用に関する座学の開催
(5) (1)～(4)に附帯する事業	



占用許可に係る特例

漁港協力団体が自らの業務を行うために必要な漁港の区域内の水域、公共空地を占用する際、漁港管理者との協議が成立することをもって、占用の許可があったものとみなす。

4. みなし漁港施設の指定手続の緩和

- 漁港の区域内に無い漁港施設（みなし施設）の指定について、社会的なニーズに即応し、柔軟に漁港機能を充実させていくため、手続きを見直すことが必要。
- このため、みなし施設の指定に当たって、農林水産大臣の認可を廃止する等、手続を緩和。

改正前

改正後

市町村長

第1種漁港

※区域が2以上の市町村にわたるものを除く

市町村長が農林水産大臣の認可を受けて指定。

農林水産大臣は、認可に当たって水政審の議を経る。

市町村長が関係地方公共団体の意見を聴いて指定。（農林水産大臣の認可及び水政審の議を要しない。）

市町村長は、みなし施設を指定したときは、農林水産大臣に報告。

都道府県知事

第1種漁港

※区域が2以上の市町村にわたるもの
※区域が2以上の都道府県にわたるものを除く

第2種漁港

※区域が2以上の都道府県にわたるものを除く

都道府県知事が農林水産大臣の認可を受けて指定。

農林水産大臣は、認可に当たって水政審の議を経る。

都道府県知事が関係地方公共団体の意見を聴いて指定。（農林水産大臣の認可及び水政審の議を要しない。）

都道府県知事は、みなし施設を指定したときは、農林水産大臣に報告。

農林水産大臣

第1種及び第2種漁港

※区域が2以上の都道府県にわたるもの

第3種及び第4種漁港

農林水産大臣が水政審の議を経て指定。

農林水産大臣が水政審の議を経、関係地方公共団体の意見を聴いて指定。

ただし、あらかじめ水政審の議を経て定める基準に適合するものは、水政審の議を経ることを要しない。

5. 行政不服審査法の特則の見直し

- 漁港管理者の行政処分について、農林水産大臣に対して審査請求ができる措置について、地域の創意・工夫に基づく個性的な漁港利用の展開を見据え、国の関与を見直すことが必要。
- このため、漁港法第43条に規定する同特則を廃止し、行政不服審査法による審理手続（漁港管理者への審査請求）に委ねる。

改正前

【漁港法第43条】

- ・ 漁港管理者の行政処分(※)に対し不服がある者は、農林水産大臣に審査請求ができる。
- ・ 農林水産大臣は、当該審査請求があった際、水産政策審議会の意見を聴いて裁決を行う。

※漁港法第39条第1項の規程に基づく水域又は公共空地の占有許可や、漁港管理規程に基づく許可等の自治事務。



改正後

【漁港法第43条】

⇒廃止

【行政不服審査法】

- ・ 漁港管理者の行政処分に対し不服がある者は、漁港管理者に審査請求を行うこととする。

○ 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律 新旧対照条文
 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>漁港及び漁場の整備等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 漁港の指定（第六条）</p> <p>第二章の二 漁港漁場整備基本方針（第六条の二）</p> <p>第二章の三 漁港漁場整備長期計画（第六条の三・第六条の四）</p> <p>第三章 水産政策審議会（第七条―第十六条）</p> <p>第四章 特定漁港漁場整備事業（第十七条―第二十四条の二）</p> <p>第五章 漁港の維持管理（第二十五条―第三十九条の五）</p> <p>第六章 漁港の活用促進</p> <p>第一節 漁港施設等活用基本方針（第四十条）</p> <p>第二節 漁港施設等活用事業の実施等（第四十一条―第四十七 条）</p> <p>第三節 漁港水面施設運営権（第四十八条―第六十条）</p> <p>第七章 漁港協力団体（第六十一条―第六十五条）</p> <p>第八章 雑則（第六十六条―第七十条）</p> <p>第九章 罰則（第七十一条―第七十三条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、並びに漁港の維持管理を適正にし、及びその活用を促進し、もって国民生活の安定及び国民</p>	<p>漁港漁場整備法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 漁港の指定（第六条）</p> <p>第二章の二 漁港漁場整備基本方針（第六条の二）</p> <p>第二章の三 漁港漁場整備長期計画（第六条の三・第六条の四）</p> <p>第三章 水産政策審議会（第七条―第十六条）</p> <p>第四章 特定漁港漁場整備事業（第十七条―第二十四条の二）</p> <p>第五章 漁港の維持管理（第二十五条―第三十九条の五）</p> <p>第六章 雑則（第四十条―第四十四条の二）</p> <p>第七章 罰則（第四十五条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわ</p>

経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

(漁港施設の意義)

第三条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 基本施設

イ・ロ (略)

ハ 水域施設 航路、泊地及び漁具管理水域

二 機能施設

イ・ニ (略)

ホ 補給施設 漁船のための給水、給氷、燃料供給及び給電施設

設

ヘ 増殖及び養殖用施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管

調製施設、養殖用作業施設、陸上養殖施設及び廃棄物処理施設

設

ト 漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設 荷さばき所、荷

役機械、配送用作業施設、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製

氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、仲卸施設並びに直売所

チ・リ (略)

ヌ 漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保

管施設、発電施設その他の漁港の管理のための施設

ル・ワ (略)

カ 漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所、避難施設、避難

経路、防災情報提供施設その他の漁港の環境の整備のための

施設

(漁港施設等活用事業の意義)

第四条の二 この法律で「漁港施設等活用事業」とは、漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることによ

せて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

(漁港施設の意義)

第三条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 基本施設

イ・ロ (略)

ハ 水域施設 航路及び泊地

二 機能施設

イ・ニ (略)

ホ 補給施設 漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設

設

ヘ 増殖及び養殖用施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管

調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設

設

ト 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械

、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並

びに加工場

チ・リ (略)

ヌ 漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保

管施設その他の漁港の管理のための施設

ル・ワ (略)

カ 漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所その他の漁港の環

境の整備のための施設

(新設)

り、当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する次に掲げる事業をいう。

一 当該漁港において取り扱う水産物の販売（直売所において行うものを除く。）又は当該水産物を材料とする料理の提供を行う事業その他当該水産物の消費の増進に関する事業

二 遊漁（釣りその他の方法により水産動植物を採捕することをいい、漁業法第二条第一項に規定する漁業に該当するものを除く。次条において同じ。）
三 前二号に掲げる事業に附帯する事業

（漁港水面施設運営権の意義）

第四条の三 この法律で「漁港水面施設運営権」とは、第四十八条の規定による設定を受けて、漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業（遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。）を実施するために、当該水面の占有をして必要な施設を設置し、運営する権利をいう。

（地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業）

第十七条（略）

259（略）

10 地方公共団体は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更（農林水産省令で定める基準に適合する軽微な変更（以下この章において「軽微な変更」という。）を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

11513（略）

（新設）

（地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業）

第十七条（略）

259（略）

10 地方公共団体は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更（農林水産省令で定める基準に適合する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

11513（略）

(漁港施設の処分の制限)

第三十七条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする場合、次条第四項の規定により貸付けをする場合又は第四十四条第一項に規定する認定計画(第四十二条第二号及び第三号に掲げる事項(漁港施設の貸付けに係るものに限る。))又は同条第四項第一号に掲げる事項が定められたものに限る。)に従つてする場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(行政財産である特定漁港施設の貸付け)

第三十七条の二 漁港(その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。)における特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売の用に供する施設(その敷地を含む。))その他の農林水産省令で定める漁港施設をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するものである旨の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 国又は地方公共団体は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産(国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう。第四十四条第一項において同じ。)である特定漁港施設を第二項の認定を受けた者に貸し付けることができる。

(漁港施設の処分の制限)

第三十七条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする場合又は次条第四項の規定により貸付けをする場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(行政財産である特定漁港施設の貸付け)

第三十七条の二 漁港(その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。)における特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設(その敷地を含む。))その他の農林水産省令で定める漁港施設をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するものである旨の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 国又は地方公共団体(これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。)は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産(国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう。)である特定漁港施設を第二項の認定を受けた者に貸し付けることができる。

5 5 9 (略)

(漁港施設の利用)

第三十八条 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 | 前項の規定は、第四十四条第一項に規定する認定計画(第四十条第三項に規定する事項が定められたものに限る。)に従つてする行為については、適用しない。

(漁港の保全)

第三十九条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為、第四十四条第一項に規定する認定計画(第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))、同条第四項第二号に掲げる事項又は第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。)に従つてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 5 8 (略)

(土砂採取料及び占用料)

第三十九条の五 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域(漁港管理者以外の者がその権原に基づき

ることができ

5 5 9 (略)

(漁港施設の利用)

第三十八条 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。

(新設)

(漁港の保全)

第三十九条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 5 8 (略)

(土砂採取料及び占用料)

第三十九条の五 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域(漁港管理者以外の者がその権原に基づき

管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について、第三十九條第一項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は第四十三條第四項に規定する認定計画実施者(第四十四條第一項に規定する認定計画において第四十二條第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は第五十條第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、第三十九條第四項に規定する者については、この限りでない。

2・3 (略)

第六章 漁港の活用の促進

第一節 漁港施設等活用基本方針

第四十條 農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針(以下「漁港施設等活用基本方針」という。)を定めなければならない。

2 漁港施設等活用基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向
 - 二 漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施に関する事項
 - 三 漁港水面施設運営権に関する基本的な事項
 - 四 漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項
 - 五 その他漁港施設等活用事業の推進に関する重要事項
- 3 第六條の二第三項から第六項までの規定は、漁港施設等活用基本方針について準用する。

第二節 漁港施設等活用事業の実施等

(活用推進計画)

管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について第三十九條第一項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同條第四項に規定する者については、この限りでない。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四十一条 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港施設

等活用基本方針に即して、漁港施設等活用事業の推進に関する計

画（以下「活用推進計画」という。）を定めることができる。

2 | 活用推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする

一 | 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

二 | 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項
及びその実施期間

三 | 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内
の水域若しくは公共空地

四 | 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定さ
れている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その
他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の
利用の確保に関する事項

五 | 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等
活用事業の実施に際し配慮すべき事項

六 | 第三号に掲げる漁港施設の貸付け又は同号に掲げる水域（第
四十九条第一項第二号に掲げる漁港水面施設運営権の水域を除
く。以下この節において同じ。）若しくは公共空地における水
面若しくは土地の占用に関する事項

七 | 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由
により第三号に掲げる漁港施設又は漁港の区域内の水域若しく
は公共空地を用いないこととなった場合における当該漁港施設
又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措
置に関する事項

3 | 前項第二号に掲げる実施期間は、三十年を超えないものとする

4 | 漁港管理者は、活用推進計画に第二項第三号及び第六号に掲げ
る事項（漁港施設の貸付けに係るものに限る。）を定めるときは

、あらかじめ、当該事項に係る漁港施設の所有者（当該漁港管理
者である地方公共団体を除く。）の同意を得なければならぬ。

者である地方公共団体を除く。）の同意を得なければならぬ。

（新設）

- 5 漁港管理者は、活用推進計画を定めるときは、あらかじめ、関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 6 漁港管理者は、活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に送付しなければならない。
- 7 前三項の規定は、活用推進計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（実施計画の作成及び認定の申請）

第四十二条 活用推進計画が定められた漁港において、漁港施設等活用事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、当該漁港の漁港管理者の認定を申請することができる。

- 2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
- 二 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地
- 三 漁港施設の貸付けを受けようとする期間又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしようとする期間
- 四 第二号に掲げる漁港施設又は水域若しくは公共空地において漁港施設等活用事業により施設の設置を行う場合にあつては、当該施設（以下「活用事業施設」という。）の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項
- 五 貸付け又は占用の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなつた場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしないこととなつた場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に

（新設）

回復するための措置の内容

六 第一号の漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画
3 前項第一号に掲げる事項には、当該漁港施設等活用事業の実施に係る第三十八条第一項に規定する基本施設である漁港施設の利
用方法及び当該施設の使用料の料率を定めることができる。

4 第二項第四号に掲げる事項には、活用事業施設の設置に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 漁港施設の形質の変更に關する事項

二 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

（実施計画の認定等）

第四十三条 漁港管理者は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該実施計画の内容が当該漁港の活用推進計画に適合するものであること。

二 当該実施計画の内容が当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること。

三 前号に掲げるもののほか、当該実施計画の内容が特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること。

四 当該実施計画が適正かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

2 漁港管理者は、前項の認定をするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を申請した者の氏名又は名称及び前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要の公告、縦覧その他の漁港施設の貸付け又は漁港の区域内の水域若

（新設）

しくは公共空地における水面若しくは土地の占用が公正な手続に従つてされることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 漁港管理者は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、同項第二号に掲げる漁港施設の所有者（当該漁港管理者である地方公共団体を除く。）に通知しなければならない。

4 第一項の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）は、当該認定を受けた実施計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、漁港管理者の認定を受けなければならない。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による実施計画の変更の認定について準用する。

（実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付け）

第四十四条 国又は地方公共団体は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、前条第一項の認定を受けた実施計画（同条第四項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に定められた行政財産である漁港施設を認定計画実施者に貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けについては、借地借家法第三条、第四条、第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

3 国有財産法第二十一条（第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。

（実施計画に係る勧告及び認定の取消し）

第四十五条 漁港管理者は、認定計画が第四十三条第一項各号のい

（新設）

（新設）

ずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2| 漁港管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第四十三条第一項又は第四項の認定（第五十条第一項を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。

3| 漁港管理者は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、速やかに、その旨を公表するとともに、第四十二条第二項第二号に掲げる漁港施設の所有者（当該漁港管理者である地方公共団体を除く。）に通知しなければならない。

（農林水産省令への委任）

第四十六条 第四十条から前条までに定めるもののほか、認定計画に定められた漁港施設の貸付けに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（助言又は勧告）

第四十七条 農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、漁港管理者に対し、活用推進計画に定めた事項その他の漁港施設等活用事業の実施に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。

第三節 漁港水面施設運営権

（漁港水面施設運営権の設定）

第四十八条 漁港管理者は、認定計画実施者（第五十条第一項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けた者に限る。）に漁港水面施設運営権を設定することができる。

（漁港水面施設運営権に関する活用推進計画における記載事項の

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

追加等)

第四十九条

漁港管理者は、漁港水面施設運営権が設定されることとなる漁港施設等活用事業を実施しようとする者の申請に係る実施計画の認定をしようとする場合には、活用推進計画に、第四十一条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定する旨

二 漁港水面施設運営権の水域

三 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により前号に掲げる水域を用いないこととなつた場合における当該水域を原状に回復するための措置に関する事項

2 活用推進計画に前項各号に掲げる事項を定めようとする漁港管理者は、第四十一条第二項第一号から第五号までに掲げる事項（漁港水面施設運営権に係るものに限る。）及び前項各号に掲げる事項については、あらかじめ、同項第二号に掲げる水域における水面を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定による協議があつた場合において、同項に規定する事項について、次に掲げる要件に該当するものであるときは、同項の同意をするものとする。

一 海区漁場計画（漁業法第六十二条第一項に規定する海区漁場計画をいう。）又は内水面漁場計画（同法第六十七条第一項に規定する内水面漁場計画をいう。）の内容と抵触するものでないこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県知事の管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるための水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。

4 都道府県知事は、第二項の同意をするときは、あらかじめ、同項に規定する事項について、関係海区漁業調整委員会又は関係内

（新設）

水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 漁港管理者が、第一項各号に掲げる事項を定めた活用推進計画について第四十一条第七項に規定する変更をしようとする場合における同項の規定の適用については、同項中「前三項」とあるのは、「前三項及び第四十九条第二項から第四項まで」とする。

(漁港水面施設運営権に関する実施計画における記載事項の追加等)

第五十条 前条第一項各号に掲げる事項を定めた活用推進計画が定められた漁港において、その実施しようとする漁港施設等活用事業のために漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者は、第四十二条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めた実施計画を作成し、第四十三条第一項の認定を申請するものとする。

一 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

二 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域

三 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間

四 第二号に掲げる水域において活用事業施設を設置しようとする場合にあっては、当該活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

五 第三号に掲げる存続期間が満了した場合その他の事由により水域において漁港水面施設運営権の設定を受けないこととなつた場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該水域を原状に回復するための措置の内容

六 第一号の漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

2 前項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定についての第四十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「及び」とあるのは「並びに」と、「事項」とあるのは「事項及び第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項」と、

(新設)

「又は漁港」とあるのは、「漁港」と、「占用」とあるのは「占用又は漁港水面施設運営権の設定」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項」と、「同項第二号」とあるのは「前条第二項第二号」とする。

(欠格事由)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項各号に掲げる事項を定めた実施計画の認定の申請をすることができない。

一 この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第五十九条第二項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により漁港水面施設運営権を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三 漁港水面施設運営権を有する者（以下「漁港水面施設運営権者」という。）で法人であるものが第五十九条第二項の規定により漁港水面施設運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該漁港水面施設運営権者の役員であつた者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

四 漁港水面施設運営権者で法人であるものが第五十九条第二項の規定により漁港水面施設運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実が発生した当時現に当該漁港水面施設運営権者の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第八号において同じ。）であつた法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第

(新設)

七号において「暴力団員等」という。）

六 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第三号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八 法人であつて、その者の親会社等が前各号（第三号及び第五号を除く。）のいずれかに該当するもの

（漁港水面施設運営権の設定の時期等）

第五十二条 漁港管理者は、第四十九条第一項の規定により活用推進計画に同項各号に掲げる事項を定めた場合において、実施計画

（第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）

の認定をしたときは、当該活用推進計画に従い、認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定するものとする。

2 漁港水面施設運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

二 漁港水面施設運営権の水域

三 漁港水面施設運営権の存続期間

（性質）

第五十三条 漁港水面施設運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、土地に関する規定を準用する。

（権利の目的）

第五十四条 漁港水面施設運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

（処分の制限等）

第五十五条 漁港水面施設運営権は、分割し、又は併合することが

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- できない。
- 2 漁港水面施設運営権の移転をしようとするときは、当該漁港水面施設運営権の移転を受けようとする者は、漁港管理者に申請して、その許可を受けなければならない。
- 3 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港水面施設運営権者の氏名又は名称及び第五十二条第二項各号に掲げる事項並びに当該漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画を記載した申請書を、漁港管理者に提出しなければならない。
- 4 漁港管理者は、第二項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。
- 一 当該許可を申請した者が第五十一条各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 当該許可を申請した者が、当該漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業を移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画（第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項に係る部分に限る。以下「移転前認定計画」という。）並びに前項に規定する資金計画及び収支計画に従って適正かつ確実に実施できると認められること。
- 三 漁港水面施設運営権の移転が活用推進計画に照らして適切なものであること。
- 5 漁港管理者は、第二項の許可をするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該許可を申請した者の氏名又は名称及び移転前認定計画の概要の公告、縦覧その他の漁港水面施設運営権の移転が公正な手続に従ってされることを確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 6 漁港管理者は、第二項の許可をしたときは、遅滞なく、当該許可を受けた者の氏名又は名称、移転前認定計画の概要その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

7 抵当権の設定が登録されている漁港水面施設運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

8 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした漁港水面施設運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

第五十六条 前条第二項の許可を受けて漁港水面施設運営権の移転があつたときは、移転前認定計画並びに同条第三項に規定する資金計画及び収支計画を、その漁港水面施設運営権の移転を受けた者が認定を受けた実施計画とみなす。

(漁港水面施設運営権の存続期間)

第五十七条 漁港水面施設運営権の存続期間は、十年以内とする。

2 前項の存続期間は、その満了の際、農林水産省令で定めるところにより、申請により更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から十年を超えない。

3 漁港管理者は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも適合するときは、漁港水面施設運営権の存続期間の更新をするものとする。

一 その申請を行つた者が第五十一条各号のいずれにも該当しないこと。

二 当該更新後の存続期間の末日が第五十条第一項第一号に規定する漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間の末日以前であることその他漁港水面施設運営権の存続期間の更新が認定計画の内容に照らして適切なものであること。

(登録)

第五十八条 漁港水面施設運営権及び漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに次条第二項の規定による漁港水面施設運営権の行使の停止及びその停止の解除は、漁港水面施設運営権登録簿に登録する。

(新設)

(新設)

(新設)

- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 漁港水面施設運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。
- 5 漁港水面施設運営権登録簿に記録されている保有個人情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。
- （漁港水面施設運営権の取消し等）
- 第五十九条 漁港管理者は、第四十五条第二項の規定により漁港水面施設運営権の設定を受けて行われる漁港施設等活用事業に係る実施計画の認定を取り消したときは、当該漁港水面施設運営権を取り消さなければならない。
- 2 漁港管理者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、漁港水面施設運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。
- 一 漁港水面施設運営権者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 偽りその他不正の方法により漁港水面施設運営権者となつたとき。
- ロ 第五十一条各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 漁港の区域内の水域を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 3 漁港管理者は、前二項の規定により、抵当権の設定が登録されている漁港水面施設運営権を取り消すときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

（新設）

(漁港水面施設運営権者に対する補償)

- 第六十条 漁港管理者は、前条第二項(第二号に係る部分に限る。第六項において同じ。)の規定による漁港水面施設運営権の取消し又はその行使の停止によつて損失を受けた漁港水面施設運営権者又は漁港水面施設運営権者であつた者(以下この条において単に「漁港水面施設運営権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の規定による損失の補償については、漁港管理者と漁港水面施設運営権者とが協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、漁港管理者は、自己の見積もつた金額を漁港水面施設運営権者に支払わなければならない。
- 4 前項の補償金額に不服がある漁港水面施設運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。
- 5 前項の訴えにおいては、当該漁港管理者を被告とする。
- 6 前条第二項の規定により取り消された漁港水面施設運営権の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、漁港管理者は、その補償金を供託しなければならない。
- 7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。
- 8 漁港管理者は、第一項の規定による補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

第七章 漁港協力団体

(漁港協力団体の指定)

第六十一条 漁港管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとし

(新設)

(新設)

(新設)

て農林水産省令で定める団体を、その申請により、漁港協力団体として指定することができる。

2| 漁港管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該漁港協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3| 漁港協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を漁港管理者に届け出なければならない。

4| 漁港管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(漁港協力団体の業務)

第六十二条 漁港協力団体は、当該漁港協力団体を指定した漁港管理者が管理する漁港について、次に掲げる業務を行うものとする。

一| 漁港管理者に協力して、漁港環境整備施設その他の漁港施設の維持若しくは保全又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の漂流物の除去その他の保全を行うこと。

二| 漁港の維持管理若しくはその活用の促進（以下この条において「漁港の維持管理等」という。）又は漁港の発展に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三| 漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する調査研究を行うこと。

四| 漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五| 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第六十三条 漁港管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(新設)

(新設)

2 漁港管理者は、漁港協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 漁港管理者は、漁港協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 漁港管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第六十四条 農林水産大臣又は漁港管理者は、漁港協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(漁港協力団体に対する許可の特例)

第六十五条 漁港協力団体が第六十二条各号に掲げる業務を行うために必要な漁港の区域内の水域又は公共空地における水面又は土地の一部の占用についての第三十九条第一項の規定の適用については、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもつて、当該規定による許可があつたものとみなす。

第八章 雑則

(漁港施設とみなされる施設)

第六十六条 第三条に掲げる施設であつて、第六条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が関係地方公共団体の意見を聴いて指定したものは、これを当該漁港の漁港施設とみなす。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により施設の指定を

(新設)

(新設)

第六章 雑則

(漁港施設とみなされる施設)

第四十条 第三条に掲げる施設であつて、第六条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて指定したものは、これを漁港施設とみなす。この場合において、農林水産大臣は、認可をしようとするときは、水産政策審議会の議を経なければならない。

(新設)

したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

3| 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて指定したものは、これを当該漁港の漁港施設とみなす。この場合において、指定しようとする当該施設で、農林水産大臣があらかじめ水産政策審議会の議を経て定める基準に適合するものについては、水産政策審議会の議を経ることを要しない。

4| 農林水産大臣は、前項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

(調査、測量及び検査)

第六十七条 (略)

(国土交通大臣に対する協議)

第六十八条 漁港管理者は、主として運輸の用に供する施設について、第三十八条第一項の認可をし、第三十九条第一項の許可をし、又は第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)、同条第三項に規定する事項、同条第四項第二号に掲げる事項若しくは第五十条第一項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定をしようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

(削る。)

2| 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が水産政策審議会の議を経て指定したものは、これを漁港施設とみなす。

3| 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、前二項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

(調査、測量及び検査)

第四十一条 (略)

(国土交通大臣に対する協議)

第四十二条 漁港管理者は、主として運輸の用に供する施設について、第三十八条の認可をし、又は第三十九条第一項の許可をしようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

(審査請求)

第四十三条 この法律若しくはこれに基く命令又は漁港管理規程によつてした漁港管理者の処分不服のある者は、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。

2| 農林水産大臣は、この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港

(都道府県等が処理する事務)

第六十九条 (略)

(経過措置)

第七十条 (略)

第九章 罰則

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項後段の規定に違反して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを使用したとき。

二 第三十七条第一項の規定に違反したとき。

三 第三十九条第一項の規定に違反して同項の建設、改良、採取、掘削、盛土、放流、放棄又は占用をしたとき。

四 第三十九条第五項の規定に違反して同項第一号に該当する行為をしたとき。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第二項後段の規定に違反して特定漁港漁場整備事業の施行を委託したとき。

二 第三十八条第一項の規定に違反して、基本施設である漁港施

管理規程に基づく処分又はその不作為についての審査請求があつたときは、水産政策審議会の意見を聴いて、裁決をしなければならない。

3 水産政策審議会は、前項の規定により意見を決定しようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、審査請求人又はその代理人に対し公開による意見の聴取をしなければならない。

(都道府県等が処理する事務)

第四十四条 (略)

(経過措置)

第四十四条の二 (略)

第七章 罰則

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の場合において、農林水産大臣の許可を受けないで他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを使用した者

二 第三十七条第一項の規定に違反した者

三 第三十九条第一項の許可を受けないで、同項の建設、改良、採取、掘削、盛土、放流、放棄又は占用をした者

四 第三十九条第五項の規定に違反して基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第二項後段の許可を受けないで、特定漁港漁場整備事業の施行を委託した者

二 第三十八条の認可を受けないで、基本施設である漁港施設を

設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収したとき。

三 第三十九条第五項の規定に違反して同項第二号又は第三号に該当する行為をしたとき。

四 第六十七条第二項の規定による職員の立入り、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第七十三条 (略)

他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収した者

三 第三十九条第五項の規定に違反して同項第二号又は第三号に該当する行為をした者

四 第四十一条第二項の規定による職員の立入り、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十七条 (略)

改正後	現行
<p>（事業の種類） 第十一条（略） 257（略） 8 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその事業（第三項第三号及び第四号の事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、<u>第一項第八号の事業（これに附帯する事業を含む。）のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百七号）第四十条</u>第一項に規定する認定計画に基づき行う事業並びに第三項第二号から第十号まで及び第十二号、第四項並びに前項の事業に係る場合を除き、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。</p> <p>9（略） 10 組合は、第八項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。 一・二（略） 三 漁港及び漁場の整備等に関する法律第六條第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）</p> <p>四（略）</p>	<p>（事業の種類） 第十一条（略） 257（略） 8 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその事業（第三項第三号及び第四号の事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、<u>同項第二号から第十号まで及び第十二号、第四項並びに前項の事業に係る場合を除き、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。</u></p> <p>9（略） 10 組合は、第八項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。 一・二（略） 三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百七号）第六條第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）</p> <p>四（略）</p>

12・13 (略)	<p>(事業の種類) 第八十七条 (略)</p> <p>2510 (略)</p> <p>11 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその事業(第四項第三号及び第四号の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。)を利用させることができる。ただし、<u>第一項第八号の事業(これに附帯する事業を含む。)</u>のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する認定計画に基づき行う事業、第四項第二号から第十号まで及び第十二号から第十四号並びに第五項の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業に係る場合を除き、一事業年度において所属員及び他の連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならない。</p>
12・13 (略)	<p>(事業の種類) 第八十七条 (略)</p> <p>2510 (略)</p> <p>11 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその事業(第四項第三号及び第四号の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。)を利用させることができる。ただし、<u>第四項第二号から第十号まで及び第十二号から第十四号まで並びに第五項の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業に係る場合を除き、一事業年度において所属員及び他の連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならない。</u></p>

漁港漁場整備事業の 推進に関する基本方針

令和 4 年 3 月

序文

四方を海に囲まれた日本は、太古から海の恩恵を享受し、沿岸地域を中心として経済活動が営まれ発展してきた。水産業は、水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たすとともに、漁業地域の経済を支え、ひいては豊かな国民生活の基盤を支える重要な産業である。

漁港は、産業を支える社会基盤として、国民へ水産物を安定的に提供する役割を果たすとともに、漁港背後の漁村の住民の生命や財産の保全、国民の海洋性レクリエーションのニーズに対応した余暇空間の提供、更には災害時の救援物資の運搬拠点など多面的な機能を有している。

また、漁場は、水産物を供給する重要な機能を有しており、その整備を通じて、海洋の有するポテンシャルを活用し、水産資源の増殖を促すとともに、豊かな海洋環境の保全・創造に貢献している。

近年の水産業をめぐる情勢は、国際化の進展と水産物の世界的な需要の高まり、周辺水域における水産資源水準の低迷や気候変動に伴う海洋環境の変化などによる漁獲量の長期的な減少傾向、水産物の消費流通構造の変化、漁業就業者数の減少・高齢化の進行、国際的な燃油価格の大幅な変動、漁業用資材価格の上昇といった状況にあり、その結果、水産業を支える漁村の活力の低下を招いている。

また、国内の水産物消費量が減少傾向にある一方、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本産農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加などを通じて日本産農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化を背景に、我が国の滋味豊かで安全な水産物が世界において高い評価を受けている。

先の東日本大震災による地震・津波により被害を受けた漁港・漁場・漁村では、現在、漁港施設などのインフラ施設の復旧はおおむね完了している一方、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震などの大規模地震が依然として高い確率で発生することが予測されており、加えて、気候変動による台風・低気圧災害の頻発化・激甚化や漁港施設の老朽化の加速などの災害リスクの増大が懸念されている。

その他、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を進めることとし、令和2年12月には「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号）が施行され、新たな資源管理システムの構築などに向けた取組を推進しているところである。

これらの諸情勢に鑑み、漁港と漁場を一体的に整備する漁港漁場整備事業について

ては、地域における各漁港の適切な役割分担を踏まえつつ、輸出の促進や養殖生産力の向上など水産業の成長産業化に資する生産・流通機能の強化を図るとともに、海洋環境の変化に適応し、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上に向けた取組及び環境の保全・創造を基軸に推進することとし、加えて、災害に強く安全な地域づくりを目指し、水産資源の適切な保全・管理と持続的な利用を基本とする政策と相まって、その着実な実施を通じて水産業を取り巻く諸課題に対応していく必要がある。

また、漁村は、漁業就業者などの生活の場としてのみならず、漁港と一体となって消費者に新鮮で安全な水産物を安定的に提供する拠点として重要な役割を果たしており、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業（以下「**海業**」という。）の場としても期待されている。漁村において、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を活かしつつ、安全・安心で快適な漁村の形成が図られるよう総合的な振興を図る方向で漁港漁場整備事業を推進することとし、さらには、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう推進する必要がある。

このような基本認識の下、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 2 に基づき、ここに漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるものである。なお、この基本方針は、今後の経済・社会情勢の推移を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。

I. 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

漁港漁場整備事業の実施に当たっては、公共事業だけでなく非公共事業など関連施策との連携の強化、重点課題を絞り込むことによる集中的な整備の推進、既存ストックの有効活用、コスト縮減、さらに、環境問題への国際的な取組の広がりやデジタル化の進展などの昨今の社会情勢の変化への対応にも留意しつつ、以下の重点課題について早期かつ確実に事業の効果が発揮されるよう努めていくこととする。

1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

水産物は、国民に対する良質なたんぱく質の供給源であるとともに、優れた栄養特性を有しており、国民の健康志向を背景に健全な食生活において重要な地位を占めている。水産食品の品質の高度化及び安全性の向上といった消費者ニーズに応え、多様性のある水産食品を安定的に提供するため、また、世界の水産物需要が増大している中で、国産水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図るため、漁港の機能を強化するとともに、水産業を支える健全な漁

村が形成されるよう、漁港漁場整備事業について以下の方向で推進していく。

(1) 漁港機能の再編・集約による地域における生産・流通機能の強化

集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化により、水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」での漁港漁場整備の方向性を定める計画（以下「圏域計画」という。）において、それぞれの漁港の役割を明確にするとともに、同一漁港内においても、地域の漁業実態を踏まえ、産地市場、荷さばき所、冷凍・冷蔵施設などの集出荷機能、給油・給氷施設などの準備機能などの生産・流通機能の再編・集約を進め、地域全体で漁港の生産・流通機能の強化を図る。

(2) 流通拠点となる漁港などの機能の強化

良好な漁場などから供給される水産物は、サプライチェーンの起点となる漁港などを通じて国民に提供されており、漁港漁場整備事業を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤を構築するものとして捉え、水産物の安定的な提供に貢献する方向で推進していく。

具体的には、水産物流通の集約と併せて市場機能の強化や漁港施設・漁港施設用地の再編・整序を推進するとともに、国民に安全で安心な水産物の提供が図られるよう衛生管理のための施設整備及び管理運営体制の構築並びに一次加工機能の充実に努めるほか、漁業の構造改革に伴って大型化する漁船に対応した漁港施設の整備を進めることにより、意欲のある地域の国際競争力や産地間競争力の強化に取り組む。

(3) 生産コスト縮減に向けた地域の中核的な漁港の機能の強化

水産物を将来にわたり安定して国民に提供していくためには、流通拠点となる漁港とともに、それを支える生産地として中核的な役割を担う漁港において生産コストの縮減や水産物の鮮度保持に努めていくことが重要である。

具体的には、中核的な漁港として水産物の陸揚げなどの機能の集約化を推進するとともに、集約化に伴いこれまで以上に漁港内での活動の輻輳化が懸念されることから、漁業活動に係る安全性に考慮しつつ、陸揚げ・出荷時間ロスの解消や蓄養水面など水産物の一時保管機能の確保などに取り組む。

(4) 水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備

世界人口の増加などにより世界の水産物需要が増大している中、輸出は、国産水産物の販路拡大につながる重要な手段であることから、水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産加工施設の HACCP 対応の推進などと併せて、流通拠点となる漁港やそれを支える生産地として中核的な役割を担う漁港のうち、特に輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港を中心に、輸出先国のニーズや輸出条件に対応するため、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、冷凍・冷蔵施設、加工施設などの一体的な整備とともに、販路拡大や輸出促進などの推進体制の構築を推進する。また、輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備を推進する。

(5) 養殖生産拠点の形成

養殖業においては、「養殖業成長産業化総合戦略（令和3年7月改訂）」や「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和3年12月改訂）」により、養殖水産物の生産目標や輸出目標が定められるとともに、マーケットイン型への転換による成長産業化を推進するに当たり、種苗生産から加工・流通に至る一体的な体制強化が重要である。そのため、圏域計画において、養殖生産に関する種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を養殖生産の拠点として位置づけ、養殖生産拠点の形成を図る。

具体的には、消波堤の整備による静穏水域の確保・活用や漁港施設用地の再編・集約による陸上養殖の展開、種苗生産施設、養殖場、陸揚施設、加工・流通施設などの一体的な整備を推進する。

2. 海洋環境の変化への対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

水産資源の状況は、低位にとどまっているものや悪化しているものがあることに鑑み、生態系全体の生産力の底上げを目指し、資源管理施策などとの連携を強めつつ、沿岸域はもとより排他的経済水域を含む沖合海域における水産資源の保護育成などの取組及び環境の保全・創造を積極的に推進していくこととする。また、人と自然のふれあいの場の提供や沿岸域の良好な環境の次世代への継承の観点から、沿岸域の環境の保全・創造が図られるよう以下の方向で漁港漁場整備事業を推進していく。

なお、漁場は様々な環境要因により機能を損ないやすいという問題があること、また、地球温暖化により漁場環境が変化していることから、自然環境や生物相の変化などにも適切に対応できるよう、モニタリングを継続的に実施し、その結果に応じて事業の実施方法や事業実施後の管理の在り方を見直してい

く、いわゆる「順応的管理手法」の導入により、より確実性の高い漁場の造成に努めていく。

(1) 栽培漁業などの資源管理施策との連携の強化

水産生物は、成長過程で、また季節により、沿岸から沖合に至る多様な場所を移動・回遊している。このため、水産生物の生活史を把握し、成長段階に応じた生育環境及び生態系を良好な状態として保全していくことは、漁業の健全かつ持続的な発展を図る上で極めて重要である。そこで、沿岸から沖合に至る我が国周辺水域において、こうした環境の保全・創造に資するため、海域全体を広い視点で捉え、生育環境づくりとそのネットワーク化に配慮して事業の規模・配置を決定していくとともに、放流種苗の生産を行う施設の整備と併せ、資源管理施策などとの確実な連携を図るものとする。

(2) 藻場・干潟などの保全・創造

藻場・干潟などは、重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚稚魚の成育などの資源生産の場としての機能や、有機物の分解、窒素、りんなどの栄養塩の取込みによる水質の浄化などの様々な機能を有しており、加えて、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留するCO₂由来の炭素）が注目される中、藻場は二酸化炭素の吸収源として、カーボンニュートラル実現の観点からも重要であり、良好な沿岸域の環境を維持していくためには、藻場・干潟などの保全・創造は極めて重要である。このため、埋立てなどにより消失が進んだ藻場・干潟の回復を目指し、藻場・干潟の分布状況や衰退要因及び海水温や底質などの水域環境の変化を広域的視点から把握し、漁業者、NPO、ボランティアなどの協力を得ながら、ハード対策とソフト対策を組み合わせた実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策を推進するほか、サンゴ礁の保全・増殖に関する技術の開発・実証などに取り組む。また、閉鎖性水域においては、ノリ養殖やアサリなどの二枚貝、底生魚介類などの生産安定・回復のため、漁業者などによる取組と連携した漁場環境の改善対策を推進する。

(3) 水域環境の変化に対応した順応的な漁場整備の推進

地球温暖化による海水温上昇の影響は、沿岸の漁場環境に影響を及ぼしており、海洋生物の分布域が変化しているほか、夏場の貧酸素水塊の頻出、植食性魚類やウニの活発化などによる磯焼けの進行やサンゴ礁の衰退などによる水産資源の減少も予測されており、沿岸環境の回復対策が喫緊の課題とな

っている。このため、貧酸素水塊の影響緩和に努めるとともに、海水温上昇による海洋生物の分布域・生息場所の変化を的確に把握し、その変化に対応した水産物の産卵場や成育場を含む漁場の整備に取り組む。藻場造成に当たっては、現地の状況に応じた高水温に強い種の播種・移植や食害生物対策などを行う。また、水域環境の変化を的確に把握するためのモニタリング、都道府県などの研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化などを推進する。

3. 災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

東日本大震災においては、東北地方太平洋沿岸の漁港・漁村を中心に壊滅的な被害が発生し、地域の経済や国民への水産物の安定供給にも大きな影響を与えたところであるが、現在、ほぼ全ての漁港で陸揚機能が回復するなど、復旧はおおむね完了している。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫する大規模な地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害などに備えが求められるとともに、今後、多くの漁港施設及び漁場の施設（以下「漁港漁場施設」という。）の既存ストックが急速に老朽化することにより、その機能低下が懸念される。防災・減災、国土強靱化を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る水産業として一体的に機能する漁業地域の安全・安心の確保と地域水産業の早期回復の両面からハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進していくとともに、計画的な漁港漁場施設の機能の維持・保全を推進する。

また、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを踏まえ、漁港施設に求められる性能を確保するため、利用に支障が生じないように配慮した対策を推進する。

(1) 東日本大震災の被災地における着実な復興

東日本大震災の被災地における漁港施設の復旧はおおむね完了しており、今後は漁港施設の老朽化対策や漁港水域などを活用した増養殖対策、高度な衛生管理に対応した荷さばき所などの整備、地震・津波に対応した防波堤や岸壁の整備などにより、更なる生産・流通機能、防災機能の高度化を推進する。

(2) 漁業地域の防災・減災対策の推進

地震・津波や台風・低気圧などの災害に対して脆弱性を有する漁業地域において、災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための外郭施設や係留施

設の耐震・耐津波・耐浪化、災害時の救援活動や緊急物資輸送などの拠点となる漁港の機能強化、漁港・漁村の就労者や来訪者、地域住民の安全を確保するための避難路、避難施設などの整備、防波堤や海岸保全施設などによる津波からの多重防護、減災計画や避難計画の策定、地域間や官民間での防災協定の締結や継続的な避難訓練などの実施が一体となった防災・減災対策や事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備などしておく事前復興の取組を進めることで、地域の災害対応力の向上に努めていく。

また、災害発生後においても水産物流通機能が確保されるよう、漁港間での支援ネットワークの構築や市場関係者などと連携しつつ、緊急時における事業継続のための計画を策定し、関係者による定期的な訓練を実施するなど、災害に強い産地づくりを推進していく。

(3) 既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進

これまでに整備されてきた多くの漁港漁場施設が更新時期を迎え、今後、急速な老朽化の進行に伴い、その維持管理・更新に係る費用が増大していくことが懸念される。このため、長期的な視野に基づく予防保全的な考え方の下、漁港漁場施設の既存ストックの戦略的な維持管理・更新による予防保全型の老朽化対策、点検・施工・維持管理における新技術の導入・普及、漁港施設などの管理を担う漁港漁場技術者の育成、日常点検の効率化のための地域住民や漁業者などとの連携・協働を推進することにより、利用者の安全、水産物の品質・衛生及び流通の確保に支障が生じないように、漁港漁場施設の機能保全を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に努める。

4. 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

漁村においては、全国平均を上回る速さで人口減少と高齢化が進行し、地域の人材不足が深刻化するなど活力が低下している。このため、漁港施設などの既存ストックや漁村の魅力的な地域資源を最大限に活用し、海業や都市漁村交流を推進するとともに、生活環境・就労環境の改善を進めることで、漁村のにぎわいを創出し、漁村への就業の促進、地域の雇用・所得の増加などにつなげる。

(1) 「海業」による漁村の活性化

都市住民などにおいては、余暇活動や食への関心など、漁村への交流ニーズが高まっている。また、ポストコロナを見据えては訪日外国人の増加が今後も見込まれる中、訪日外国人を含む旅行者が地域ならではの魅力を楽しめ

るような取組を一層促進することが求められている。一方、漁村においては、新鮮な魚介類、豊かな自然や景観、波力、風力などの再生可能エネルギーなどの地域資源が豊富に存在しており、高齢者や女性をはじめとする地域住民や農林業などを含む地場産業との連携の下、これらの総合的な活用が、漁村の活性化を推進する上で重要な課題となっている。

このため、地元の理解と協力の下、漁港の利用漁船数が減少するなどの各漁港の利用実態に即した漁港の多様な利活用を図り、海業の場として、漁港を活用するとともに、漁村における地域資源を活かした活性化の取組と連携し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。

具体的には、漁業者自身が新鮮な魚介類や水産加工品を提供すること、遊漁やホエールウォッチング、ダイビングの案内を行うこと、漁村における滞在型旅行である^{なぎさほく}渚泊の受入れなど、海業の取組として、水産を核とした地域がその特性や漁港施設などの既存ストックを活かし意欲のある取組との連携を図りつつ、都市住民や訪日外国人旅行者との交流を進め、活力あるコミュニティの形成に資するよう漁港漁場整備事業を推進していく。また、漁港を最大限に活用するため、地域の漁業実態を踏まえた施設規模の適正化と漁港施設の再編・整理、漁港施設用地の整序などによる漁港の利活用環境の改善を図る。

(2) 漁港・漁村における環境の改善

地域の水産を支える多様な人材が活躍できる漁港・漁村を目指し、地域の特性に応じた漁港漁場整備事業の推進を通じて、生活環境・就労環境の改善を図るとともに、良好な景観の形成を図る。

具体的には、地域住民などによる取組との連携の下、漁港・漁場への汚水などの流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善、漁業者の生活環境・就労環境の改善のための整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備事業を推進していく。

5. 社会情勢の変化への対応

これらの重点課題への対応に当たり、社会情勢の変化に対応していく必要性からその共通する課題として、漁港・漁場・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化などによるグリーン化の推進、ICTを活用した漁港漁場施設の利用や整備・維持管理の効率化・省力化、漁業の生産性向上などを図るデジタル社会の形成、新型コロナウイルスの感染拡大などを契機とした食生活や働き方の変化などに対応した水産物の提供体制づくりなどによる新たな生活スタイルへの対

応についても併せて取り組んでいく。

II. 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

漁港漁場整備事業を効率的に実施していくため、Iの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、とりわけ経済効果の高い地域や事業目標の達成に意欲的に取り組む地域において重点的に事業を推進することにより、効率よく効果が発現されるよう努めていく。

1. 整備の連携に関する事項

(1) 漁港と漁場の一体整備

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤として捉えていくことが重要であることから、漁港の整備と漁場の整備については、同一の計画の下、総合的かつ計画的に整備を推進していく。

(2) 関連施策との連携により効果を相乗的に高める取組の推進

漁港漁場整備事業については、漁業協同組合の合併、水産物産地市場の統合、栽培漁業を含む沿岸漁業の振興、湖沼などの内水面や藻場・干潟の生産力の改善を図るための技術開発を含む水産関係施策に加え、森林整備など川上から川下に至る一連の関連施策との連携を強力に推進することにより、相乗的な効果の発揮に努める。また、漁業地域における津波や高潮などからの浸水被害の防護に当たっては、海岸保全施設と漁港施設の連携による効果的な対策を図るとともに、自然災害の被災地においては、関係省庁と連携しながら、漁港などの復旧・復興を行う。さらに、国土や地域に関する他の計画や事業及び海上の安全に関する施策とも調整を図りつつ、計画的に推進していく。

2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項

漁港は、消費者に安全で新鮮な水産物を安定的に提供するための水産物の生産・流通の拠点としての機能、つくり育てる漁業を支援する増殖及び養殖の拠点としての機能、台風、冬季風浪、地震、火山活動など自然災害に対する防災・避難の拠点としての機能、都市住民などに親水空間を提供する都市との交流の拠点としての機能、海業など関連産業の場としての機能、その他漁船の休けい・準備の場としての機能などを有していることから、漁港相互の役割分担と

連携を強化することで、これら機能が早期に発現されるよう計画的に整備を行っていく。その際、水産物の品質や付加価値の向上、集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化を目的に漁港機能の再編・集約に取り組むこととし、既存ストックの有効活用、また必要に応じて施設規模の適正化や既存施設の統廃合などによるストックの適正化を推進する。

3. 国と地方の役割分担に関する事項

漁港漁場整備事業の推進に当たっては、国と地方の役割を引き続き見直していくこととする。地方の自主性を更に強化し、その役割を拡大していくことを基本とし、受益の範囲が限定されるなど地方で解決すべき課題については、地方の判断に委ねる一方、国は、事業の実施体制が脆弱な地方に対して助言などを行いつつ、国民への水産物の安定供給を図る観点から重要な課題に対し支援を行うこととし、北海道における第3種又は第4種漁港のほか、違法外国漁船などに対応する漁業取締船が使用する漁港における係留施設などの整備、排他的経済水域において漁場整備に取り組む。

4. 工事の効率性の向上に関する事項

(1) 入札・契約制度の適切な運用による品質確保

公共工事は施工する企業や技術者の技術力などにより品質が左右されるため、適切な技術力を有する企業を選定する必要がある。このため、発注関係事務などについて適切に実施し、受注企業を選定に当たっては、工事の目的、内容及び規模を踏まえた公共工事の品質確保に必要な技術力を適正に評価するとともに、中長期的にその担い手を育成・確保する観点から若手や女性の技術者の登用、適正な工期設定による休日確保や長時間労働の是正など働き方改革の取組、ICTの活用やプレキャスト化などによる生産性向上の取組など、価格と品質を総合的に評価し落札者を決定する入札・契約制度の適切な運用を行い、工事の品質確保に努める。また、水産生物の生態系や海洋環境に配慮した施工を監理するための専門的知識を持つ技術者を配置することにより、環境保全に配慮した施工の確保に努める。

(2) 総合的な視点からのコスト縮減

ICTなどの新技術の積極的な活用とともに、計画手法や設計基準の見直しなどによる工事コストの縮減、他事業との連携による機能の早期発現による工事の時間的コストの縮減、更には漁港漁場施設の品質向上や予防保全型の

老朽化対策による中長期的な維持管理・更新などに係るライフサイクルコストの縮減などに努め、財政負担の平準化の観点に留意しつつ、総合的な視点からコスト縮減に取り組んでいく。

5. 技術の開発に関する事項

(1) 技術の開発・普及

漁港や漁場の整備に関する施策などを着実に推進するため、Iの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、研究機関などとの連携を図りつつ、漁港における生産・流通体制及び養殖生産体制などの強化を図るための拠点形成に必要な施設配置などの計画技術、持続可能な漁業生産の確保のための漁場環境モニタリング及び順応的環境保全・創造技術並びに沖合域における漁場開発技術及び現場条件に適合した高度な施工技術、災害リスクへの対応力強化のための設計外力の設定及び想定される津波・高潮などから漁業地域を防護又は被害の最小化を図る技術、漁村の魅力と所得の向上に必要な既存施設の有効活用を可能とする施設の維持・保全技術に加え、グリーン化の推進に向けた再生可能エネルギー導入や磯焼け対策技術、デジタル社会の形成や感染症対策など生活スタイルの変化への対応に向けたICT活用技術など、優先して取り組む技術課題を定め、現場における効果の検証を行いつつ、計画的に技術の開発と基準やマニュアルなどの整備・提供などによる普及を図る。さらに、漁港や漁場の整備に係る技術者の育成を図り、その知識の高度化を進めていく。

(2) リサイクルの推進

建設工事における廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を図るとともに、しゅんせつ土、間伐材や水産系副産物（水産資源の生育環境の改善に効果が認められる貝殻など）の活用を推進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく。

6. 国民に開かれた事業制度に関する事項

(1) 事業評価、政策評価の充実と透明性の確保

事業の計画から実施の過程に至るまで透明性及び客観性を確保し、より効率的、効果的な事業の執行を目指し、事業評価を実施していくなど、社会経済情勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策の実施、行政の説明責任

の徹底、行政に対する国民の信頼性の向上に資するため、政策評価を実施していくこととし、事業評価や政策評価の実施に当たっては、国民に具体的で分かりやすい成果の提示に努める。

また、漁業関係者などが、地域の将来の漁港漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港漁場整備の将来像の見える化を推進するとともに、ホームページなど国民が容易に公表内容入手できる方法を活用して、各地での意欲のある取組の事例などの情報提供に努めていく。

(2) 住民参加型の事業への展開

国民の価値観の多様化や行政の透明性・公平性の確保の観点から、広く住民からの意見を聴取する機会を設けるなど、当該意見を反映した計画の策定に努めていく。

7. 民間活力の導入に関する事項

漁港は、水産物の流通形態の多様化への対応、海洋性レクリエーション需要を踏まえた余暇空間の提供という機能が求められている。このことを踏まえ、漁港の効率的な整備や管理・運営が推進されるよう、地域の漁業実態に応じた漁港の利活用環境の改善を図りつつ、民間事業者に対する行政財産の貸付制度や一定の条件の下で民間事業者に公共施設用地の占用を許可し、利用を可能とする制度の活用、交流の促進やプレジャーボートの適切な受入れなどにより地域の活性化に漁港施設を有効活用するなど、漁港施設の積極的活用を推進する。あわせて、漁港における民間事業者の長期・安定的な事業展開を図り、加えて、官民連携による漁港施設の整備・維持管理・運営に向けた指定管理者制度やPFI（民間資金等活用事業）の導入などを促進することにより、漁港漁場整備事業と民間事業との連携が円滑に図られる環境を整備していく。漁港への民間活力の導入に当たっては、漁業活動に支障のない範囲で行うこととし、地域の漁業関係者、地域住民、関係団体・企業などとの十分な合意形成を図ることに留意するものとする。

Ⅲ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項

漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計における合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わる

べき「性能」（以下「要求性能」という。）を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進するとともに、よりの確で合理性の高い照査の確立に努めていく。その際、個々の漁港漁場施設などの要求性能の達成に加え、それらの総合体である漁港及び漁場が一体的に機能を発揮できるように施設の構造、規模、配置などについて配慮するものとする。

（１）漁港漁場施設などの設計の基本的な考え方

漁港漁場施設などは、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の経済的・社会的条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理、漁村の生活環境の整備との一体性などの規模と配置に係る事項を考慮して、施設の目的及び要求性能を満足するよう設計するものとする。その際、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを十分に考慮することとする。

（２）漁港漁場施設の目的及び要求性能に関する事項

次に掲げる漁港漁場施設にあつては、漁港漁場施設を設置する目的とその目的を達成するための要求性能について、それぞれ次の指針に適合するよう定める。

ア 外郭施設

漁港区域内の係留施設、水域施設、機能施設などを波、漂砂、潮汐^{せき}、河川流、風などによる悪影響から防護し、漁船の安全及び円滑な漁港利用を確保することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

イ 係留施設

漁船を係留又は船揚げして、水産物の陸揚げ、漁業生産用資材の積卸し作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保などを効率的に行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ウ 水域施設

漁船が安全に航行、係留、錨泊^{びょう}などを行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。また、水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、当該水域施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものと

するとともに、土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置を講じるものとする。

エ 輸送施設

水産物、漁業用資材などの漁港への搬入・搬出及び漁港内での移動並びにこれらに付随する作業の利便性及び安全性を確保することを目的とし、漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物及び漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

オ 漁港施設用地

漁港施設用地を敷地とする漁港施設の機能を十分発揮させることを目的とし、対象用地の用途に応じて、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

カ 水産種苗生産施設

水産動植物の種苗を生産することを目的とし、対象水産動植物の生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

キ 養殖用作業施設

養殖用の資材の補修、組立、稚貝の選別、掃除などの共同作業などに使用することを目的とし、作業環境や安全性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ク 荷さばき所

水産物の陸揚げから出荷までの一連の作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、漁獲物の量・種類や取扱い形態などによる荷さばき所の利用状況、水産物の衛生管理の方法、野積場や製氷冷蔵施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ケ 水産倉庫

水産加工品や魚箱などを保管することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

コ 製氷、冷凍及び冷蔵施設

水産物の鮮度保持を目的とし、水産物の衛生管理の方法に加えて、製氷施設については、漁船や荷さばき所での必要な施氷量、冷凍及び冷蔵施設については、水産物の漁獲量の変動に対応した調整機能などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

サ 加工場

水産物の処理及び加工を衛生的かつ効率的に行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

シ 漁港浄化施設

漁港内で発生する水産関連排水の処理又は陸揚げから出荷までの工程で使用される用水を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ス 漁港環境整備施設

広場、植栽、休憩所などを配置することにより漁港就労者の環境改善、安全性の向上、防災力強化などに資することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

セ 魚礁

漁獲の増大、漁業操業の効率化又は対象生物の保護育成を図ることを目的とし、対象生物の分布・行動などの生態及び漁業の実態を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ソ 増殖場

対象生物の資源増大若しくは保護育成を図ること又は増殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の生理・生態、餌料などを含む対象生物に適した生育環境や成長段階に応じた場のネットワーク化、漁業の実態、更には栽培漁業や資源管理のための当該海域における取組状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

タ 養殖場

対象生物を生産し、若しくは育成すること又は養殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の成育に必要な水質・底質や水域の静穏の程度、造成漁場利用予定者の営漁状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

チ 増殖及び養殖を推進するための事業により整備される施設

対象生物の生息状況若しくは生息環境を的確に把握し、又は対象生物の種苗を生産することを目的とし、対象生物に応じて生育状況又は生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ツ 漁場の保全のための事業により整備される施設

漁場の水域環境の保全、生産力の回復、水産資源の生息場の環境修復などを図ることを目的とし、地形、海象、水質、底質などの自然条件、周辺の

自然環境や漁場環境に及ぼす影響、しゅんせつ土などの処分方法及び工事や施設の維持管理に係る経済性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

(1) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序は、事業効果の早期発現の観点から、緊急性の高い施設の優先的な整備に配慮するとともに、工事中においても既存の漁港漁場施設の効率的な利用が図られるよう定める。

老朽化施設の修繕・更新に当たっては、予防保全の考え方にに基づき、施設の老朽化の程度を基本とするほか、ライフサイクルコストの縮減の観点から保全工事の実施時期を定め、また、保全工事が集中する場合には、施設の重要性や施設が設置されている漁港漁場の役割などを勘案しつつ優先順位を設定し、施設の機能が十分に発揮されるものとなるよう定める。

(2) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境・漁場環境・生活環境に及ぼす影響、工事に係る経済性を考慮し、ICTなどの積極的な活用を図りつつ、工事の安全かつ円滑な実施が確保されるよう定める。

IV. 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

1. 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項

(1) 自然環境に配慮した漁港・漁場の整備

再生産可能な水産資源の持続的な利用や豊かな自然環境の次世代への継承のため、漁港漁場整備事業の実施に当たっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握や環境配慮型構造物の採用に努めることで影響の低減に資する漁港漁場施設づくりを推進していく。特に、漁港施設用地の造成に当たっては、事前にその必要性について十分に検討を行うこととし、造成を行う場合にあっては藻場・干潟などへの影響が懸念される場合には同等規模の代替措置を講ずるよう努

める。

加えて、持続的生産体制の構築に向けて、カーボンニュートラルの実現に資するよう、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造のほか、漁港における再生可能エネルギーの積極的な活用、省エネルギー対策の実施、漁船の漁港漁場利用に当たっての効率化による燃油使用量及び二酸化炭素排出量の削減に取り組む。

(2) 周辺の自然環境に対する配慮

漁港漁場整備事業により海流の変化などが生じ、周辺の自然環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、その実施に当たって、関係者と連携しつつ、総合的な観点から自然環境への影響に配慮していく。

(3) 自然環境の修復と創造

効用の低下している漁場の生産力の回復や磯焼けの発生などにより水産資源の生育場の環境を修復する必要がある場合には、水産生物の成長段階に応じた場のネットワーク化や水域ごとの違いに配慮しつつ、覆砂、しゅんせつ、作れい、着定基質の設置などにより底質・流況の改善、藻場・干潟の造成などを行うとともに、集落排水施設の整備との計画上の整合性に配慮しつつ浄化施設を整備することなどにより、漁港・漁場の水域環境の保全を図っていく。また、漁場環境の保全・創造と基礎生産力の向上を目的とした、水産動植物を育む藻場・干潟の造成などによる「海の森づくり」を母藻の設置、食害生物の除去や特定の海域への栄養塩類供給などの取組と連携しつつ、積極的に推進していくなど、自然環境の変化にも柔軟に対応しつつ、自然環境の創造に重点的に取り組んでいく。

2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項

(1) 良好な生活環境・就労環境の確保

漁村は、その立地特性から、防災上の課題や衛生面での課題を抱えているものが多い。このため、漁村の生活環境の改善が図られるよう、漁村における集落排水施設、集落道、防災安全施設、情報関連施設などの整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備を推進する。

また、漁業が厳しい自然環境下での作業を必要とするものであることから、浮体式係船岸、防風・防暑・防雪施設などの整備により、作業の安全性の向上や労力の軽減など、就労環境の改善に努めていく。

(2) 人と自然のふれあいの場の提供

漁港は海とのふれあいの場を提供し、国民の海洋性レクリエーションの要請に対応する機能を有している。このため、漁港の整備については、人と自然のふれあいの場の提供にも配慮していく。

(3) 漁村の文化などに配慮した整備

漁村の多くは、伝統文化を受け継ぎ、良好な自然環境を有していることから、これらに配慮した漁港漁場整備事業を推進し、国民の心の豊かさと安らぎの場を確保していく必要がある。

このような観点から、地域特有の自然条件、社会条件などを活かしつつ、歴史的・文化的祭りや生活様式に配慮した施設、良好な漁村の景観形成に資する施設などの整備を推進していく。

3. 環境との調和の推進に関する事項

漁港周辺には、豊かな自然環境及び良好な生物の生育環境が形成されていることから、周辺の環境との調和への配慮を行うため、環境への影響の評価を行うとともに、必要に応じモニタリングの実施に努める。なお、環境への影響が予測される場合には、その影響の低減に努めていく。

また、我が国周辺水域で展開される海洋再生エネルギー発電設備の設置に当たり、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年5月17日閣議決定）に基づき、漁業との協調・共生についての観点を踏まえることとされており、その協調・共生に関連した漁港漁場整備に当たっては、その趣旨に十分配慮して実施する。

V. その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

1. 都市と漁村の交流及び「海業」の振興の促進に関する事項

国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進が図られるよう、広場、遊歩道、釣り桟橋などの交流に資する施設の整備を推進していく。また、漁村の地域資源を活用し、訪日外国人を含む旅行者の漁村への誘致促進を図るため、漁村での滞在に必要な宿泊施設、漁業体験施設、水産物の提供施設などの整備を推進する。さらに、海業など関連産業を集積させていくため、漁港利

用の規制緩和などとともに、活用する形態に応じた漁港の活用促進のための環境整備を推進する。

2. 漁港・漁村における多様な人材に配慮した整備に関する事項

漁港漁場整備事業においては、地域の水産業を担うべき人材の育成や確保に資するため、年齢、性別や国籍などによらず多様な人材が活躍できるよう漁港における就労環境や漁村の生活環境の改善を推進していく。特に、水産業における高齢者の活動、女性の参画や外国人材の就労・生活環境の整備の促進を図っていく。

(1) 高齢者の活動に配慮した整備

漁村における高齢者は、豊富な知識・経験や熟達した技術を有しており、地域の取りまとめ役としての役割を担っている。漁村の高齢者が、生涯現役として生きがいを持って漁業活動を行うことが可能となるよう、生活環境及び就労環境の整備においてバリアフリー化を積極的に導入するなど、高齢者に配慮した施設整備を推進していく。

(2) 女性の参画に配慮した整備

漁村における女性の活動は、漁業生産活動のみならず、魚食普及、海浜清掃、健康管理、植林など地域生活に係る活動全般にわたっている。漁業就業者の高齢化の進行や後継者不足が深刻化する中で、漁村の女性の役割は、従来にも増して重要になっており、女性が安定的に水産業及びこれに関連する活動に参画できるよう、重労働の軽減化、安全性の確保、トイレや休憩所の整備などを推進していく。

(3) 外国人材の就労・生活環境に配慮した整備

水産業の現場では、漁業分野などにおける外国人材が増加している。そのため、漁港・漁村において、外国人材が円滑に就労し、生活できるよう、就労環境及び生活環境の整備に当たり、多言語表示などに配慮した施設整備を推進していく。

3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項

日本列島は、南北に長く、離島や半島などの条件不利地域、積雪寒冷地、潮位差の大きい地域、台風などの災害を受けやすい地域など、様々な自然条件を持った地域が存在しており、また、水産資源の状況についても地域差があるこ

とから、それぞれの地域の特性に十分配慮した整備を行っていく。特に離島では、漁港は水産物の生産・流通の拠点としての機能だけではなく、日常生活物資の搬入などの生活の拠点としても機能していること、水産業が基幹産業として地域経済の重要な位置を占めているものの、流通面で不利なことなどの地域特性を有すること、さらに有人国境離島地域においては、その地域の保全及び地域社会の維持の重要性から、これらに配慮した施設の整備を推進していく。

模範漁港管理規程例

〔昭和32年6月7日漁港審議会議決
昭和32年7月5日32水生第4227号決裁〕

最終改正 平成31年4月1日 30水港第2630号

模範漁港管理規程例

何々県（市町村）漁港管理条例（又は何々漁港管理条例）

（目的）

第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県（市町村）が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（責務）

第2条 知事（市町村長）は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。

2 漁港を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。

（漁港管理会）

第3条 知事（市町村長）は、法第27条第1項の規定に基づき、何々漁港に漁港管理会を置く。

2 漁港管理会は漁港に関し十分な知識と経験を有する者として知事（市町村長）が任命した委員をもって構成し、会長は委員の互選により決定する。

3 漁港管理会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 漁港管理会は、委員の過半数及び会長の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

5 漁港管理会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（漁港施設の維持運営）

第4条 知事（市町村長）は、県（市町村）の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画（公害防止に係る計画を含む。）を定めるものとする。

2 知事（市町村長）は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 知事（市町村長）は、第1項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ当該漁港の漁港管理会の意見を徴しなければならない。

(甲種漁港施設の損害賠償)

第5条 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに知事(市町村長)に届け出るとともに、知事(市町村長)の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

(危険物等についての制限)

第6条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、知事(市町村長)の指示した場所で行わなければならない。碇泊、停留又はけい留(以下「停けい泊」という。)をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事(市町村長)の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

(漂流物の除去命令)

第7条 知事(市町村長)は、漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第8条 知事(市町村長)は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 知事(市町村長)は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において、漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所、時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて知事(市町村長)が許可した場合は、この限りでない。

4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終わったときは、直ちにその陸揚又は船積を行った場所を清掃しなければならない。

(利用の届出)

第9条 甲種漁港施設(航路及び第11条の規定により知事(市町村長)が指定する施設を除く。)を、当該施設の目的(法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。)に従い利用しようとする者(第12条の規定に基づき施設を使用する者を除く。)は、あらかじめ知事(市町村長)に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設及び漁港環境整備施設については、知事(市町村長)が公示により指定するものに限るものとする。

(占用の許可等)

第10条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事(市町村長)の許可を受けなければならない。

2 知事(市町村長)は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を附することができる。

3 第1項の占用の期間は、10年を超えることができない。ただし、知事(市町村長)が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(使用の許可等)

第11条 次の各号に掲げる者は、知事（市町村長）の許可を受けなければならない。

一 甲種漁港施設（法第39条第5項の規定により知事（市町村長）が指定する区域内に存する施設に限る。次条第1項において同じ。）のうち知事（市町村長）が公示により指定する施設を使用しようとする者

二 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者

2 知事（市町村長）は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を附することができる。

3 第1項の使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、知事（市町村長）が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第12条 漁船以外の船舶を漁港の区域（法第39条第5項の規定により知事（市町村長）が指定する区域に限る。次項において同じ。）内に停けい泊し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第1項第1号により知事（市町村長）が指定する施設を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停けい泊しようとする者は、知事（市町村長）が公示により指定する施設を使用することとし、使用に当たっては、規則で定めるところにより知事（市町村長）に届け出なければならない。

(権利義務の移転の制限)

第13条 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

(利用料等)

第14条 甲種漁港施設を利用する者からは、別表第1に掲げる利用料、使用料又は占用料（以下「利用料等」という。）を徴収する。

2 利用料等は、前納しなければならない。ただし、知事（市町村長）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 知事（市町村長）は、特別の事由があると認めるときは、利用料等を減免し、又は分納させることができる。

4 既納の利用料等は、返還しない。ただし、知事（市町村長）において利用者の責に帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。

(土砂採取料等)

第15条 漁港の区域内の水域（県（市町村）以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者（以下「採取者等」という。）からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 土砂採取料等については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(入出港届)

第16条 知事（市町村長）は、船舶が漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、規則で定めるところにより、入港届又は出港届を提出させることができる。

(監督処分)

第17条 知事（市町村長）は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に附した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若

しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置又は原状の回復を命ずることができる。

- 一 第10条第1項又は第11条第1項の規定に違反した者
- 二 第10条第2項又は第11条第2項の規定による許可に附した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段により第10条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者
(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第18条 知事(市町村長)は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第10条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な処置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県(市町村)は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(管理の代行)

第19条 知事(市町村長)は、法人その他の団体であつて知事(市町村長)が指定するものに、甲種漁港施設の管理の一部を行わせることができる。

2 前項の規定による管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は、知事(市町村長)が定める。

(過料)

第20条 次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- 一 第6条第1項又は第2項の規定に違反した者
- 二 第7条の規定による知事(市町村長)の命令に従わない者
- 三 第8条第3項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項又は第13条の規定に違反した者
- 四 第17条又は第18条第1項の規定による知事(市町村長)の命令に違反した者

第21条 詐欺その他不正の行為により利用料等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(過怠金)

第22条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(補則)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、知事(市町村長)が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

注1：別表1には、徴収する利用料等の区分、金額その他利用料等に関する事項を規定するものとする。

注2：別表2には、徴収する土砂採取料等の区分、金額その他土砂採取料等に関する事項を規定するものとする。